企 画 競 争 説 明 書

平成３１年度

原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（1号）局）更新整備に係る設計業務

平成３１年２月２７日

原子力規制委員会
原子力規制庁

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る
設計業務企画書募集要項

１．総則

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

２．業務内容

本業務の内容は、（別添５）「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

３．業務実施期間

契約締結日より平成３２年３月３１日（火）　までとする。

４．予算額

業務の予算総額は、６００万円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。
（ただし、地盤調査・敷地測量を含む。）

５．参加資格

（１）環境省における平成２９･３０年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「Ｃ」以上の等級に格付されている者であること。ただし、平成３１・３２年度環境省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）を引き続き取得すること。
競争参加資格を有していない本企画競争参加希望者は、環境省のＨＰから申請を行い、企画書提出時までに取得したうえで提出すること。
http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_02.html

（２）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（３）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（４）環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

（５）企画競争説明会に参加した者であること。

（６）企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（７）本事業を実施にするにあたり、当該事業に従事する者について以下に示す実績・資格等を証明する関連資料を提出できること。

① 責任者及び主要担当者は一級建築士事務所に所属し、１級建築士の資格を有し、資格取得後５年以上の業務経験があること。

② 責任者または主要担当者は、精密機械を設置管理する建物の設計、積算業務の経験があること。

③ 責任者または主要担当者は、海までの距離が３００ｍ以内 耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び積算業務の経験があること。

６．企画競争に係る説明会の開催

（１）日時

平成３１年３月８日（金）１６時００分

（２）場所

原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ入札会議室

東京都港区六本木１丁目９番９号（六本木ファーストビル１３階）

７．企画書募集に関する質問の受付及び回答

（１）受付先・受付方法

メールアドレス：tomoaki_odaira@nsr.go.jp

質問書【様式１】に所定事項を記載の上、電子メールにより提出することとし、質問及び回答は質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表する。

（２）受付期限

平成３１年３月１２日（火）１２時まで

（３）回答

平成３１年３月１４日（木）１７時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

８．資格要件に係る提出書類、提出期限

（１）提出書類（別添１）

① 平成２９･３０年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「Ｃ」以上の等級に格付されていることを示す書類。

② 責任者及び主要担当者が一級建築士事務所に所属し、１級建築士の資格を有し、資格取得後５年以上の業務経験があることを確認できる書類。

③ 責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有することを確認できる書類。

・所属する一級建築士事務所の許可証

・１級建築士 免許証

④ 責任者または主要担当者が、精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。

⑤ 責任者または主要担当者が、海までの距離が３００ｍ以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び積算業務の経験があることを確認できる書類。

⑥ 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した 図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに副った、公共建築の設計の経験があることを確認できる書類。

（２）提出期限等

① 提出期限

平成３１年３月１９日（火）１２時

② 提出先

東京都港区六本木１丁目９番９号 六本木ファーストビル７階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

監視情報課放射線環境対策室　　大平 智章

③ 提出部数

（１）①②③④⑤⑥　２部

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の１０時３０分から１７時３０分まで（１２時～１３時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る資格要件書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった資格要件書類は、無効とする。

ウ 提出された資格要件書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 参加資格を満たさない者が提出した資格要件書類は、無効とする。

オ 虚偽の記載をした資格要件書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

カ 資格要件書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ 提出された資格要件書類は、原子力規制委員会原子力規制庁において、資格要件書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。

企画競争の結果、契約相手になった者が提出した資格要件書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ク 資格要件書類において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

９．企画書等の提出書類、提出期限等

（１）提出書類

① 企画書

「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務の概要及び企画書作成事項」に基づき作成すること。

② 経費内訳書

「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務」を実施するために必要な経費全ての額（消費税及び地方消費税額を含む）を記載した内訳書。

（２）提出期限

① 提出期限

８（２）①に同じ

② 提出先

８（２）②に同じ

③ 提出部数

ア　９（１）①　紙媒体２部及び電子媒体１部

イ　９（１）②　紙媒体２部及び電子媒体１部

なお、電子媒体での提出ファイルについてはPDF形式を基本とするが、経費内訳書については、EXCEL形式でも提出すること。

④ 提出方法

８（２）④に同じ

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の１０時３０分から１７時３０分まで（１２時～１３時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ １者当たり１件の企画を限度とし、１件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、原子力規制委員会原子力規制庁において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

１０．企画提案会の開催

（１）企画提案会は実施せず、書面審査とする。

（２）書面審査の過程で確認事項が発生した場合、当該事業に責任者となる予定の者は、原子力規制庁担当者に企画書等の説明を行うものとする。

１１．暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る（資格要件に係る提出書類及び）企画書等については、（別紙）において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類（別添２）の誓約事項に誓約する旨を明記すること。

１２．審査の実施

（１）審査は、（別添３）「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等審査の手順」及び（別添４）「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した１者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りではない。

（２）審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

１３．契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、原子力規制委員会原子力規制庁との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

◎ 添付資料

（別紙） 暴力団排除に関する誓約事項

（別添１） 資格要件書類の提出について

（別添２） 企画書等の提出について

（別添３） 企画書等審査の手順

（別添４） 企画書等審査基準及び採点表

（別添５） 業務の概要及び企画書作成事項

（別添６） 【参考】原子力規制委員会原子力規制庁局舎特記仕様書

【様式１】 質問書

（参　考）

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（別 紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

（別添１）

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名　　印

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る
設計業務に係る資格要件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

① 平成２９･３０年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「Ｃ」以上の等級に格付されていることを示す書類。
② 責任者及び主要担当者が一級建築士事務所に所属し、１級建築士の資格を有し、資格取得後５年以上の業務経験があることを確認できる書類。
③ 責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有することを確認できる書類。
・所属する一級建築士事務所の許可証
・１級建築士 免許証
④ 責任者または主要担当者が、精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
⑤ 責任者または主要担当者が、海までの距離が３００ｍ以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
⑥ 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した 図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに副った、公共建築の設計の経験があることを確認できる書類。

（担当者）
所属部署：
氏　　名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
E-mail：

（別添２）

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名　　印

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る
設計業務に関する企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書の提出にあたり、「（別紙）暴力団排除に関する誓約事項」の内容を十分に理解するとともに、本誓約事項を遵守することを誓約します。

（１）企画書

（２）経費内訳書

（担当者）
所属部署：
氏　　名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
E-mail：

（別添３）

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る
設計業務に係る企画書等審査の手順

１．企画審査委員会による審査

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に設置する「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

表１　企画書審査委員会の構成

委員長	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室　室長
委員	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室　室長補佐
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 参事官補佐（国有財産担当）
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課　調整専門職
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課　解析評価専門官
	外部有識者

注 委員長が出席困難な場合は、放射線環境対策室室長補佐（総括担当）が代行する。
委員が出席困難な場合は、同じ課(室)の者を代理として出席させることができる。

２．企画書等の審査方法

（１）平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添４）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

	10 点満点	20 点満点	30 点満点	50 点満点
優	10 点	20 点	30 点	50 点
良	6 点	12 点	18 点	30 点
可	2 点	4 点	6 点	10 点
加点なし	0 点	0 点	0 点	0 点

（２）（１）の採点結果の合計点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

（３）合計点が同点の場合は、次の基準で契約候補者を選定する。

① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。

② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。

③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。

④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

３．契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者及び審査経過を原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官へ報告し、同参事官を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

（別添４）

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等審査基準及び採点表

審査員

提案者

事　項		審査基準	配点	採点
１．設計の基本方針		・設計の目的を的確に理解し妥当な基本方針であるか。 ・設計方針に専門性・創造性・新規性・確実性等あるか。	50 点	点
２．設計の実施計画		・明示された作業の実施期限が遵守されており、実施可能な実施計画であるか。 ・実施計画が効率的で確実性があるか。 ・別途工事分野との連携・コミュニケーションは考慮しているか。 ・実施設計を推進するうえで、機能保全及び保全の高度化を図るための業務及び、工程が記されているか。	30 点	点
３．業務の実施方法	（ア） 設計条件構築を図る情報収集に向けての考え方及び取組み	局舎の社会的役割、機能の理解及び建設地をはじめとした関連機関との係りを考慮しているか。 ・設計条件構築を図る情報収集の考え方、取組み内容は適切か。 ・全体のスケジュールを捉え、効率的な考えを持っているか。	50 点	点
	（イ） 設計着手に向けて、局舎の構造上安全を図る考え方及び取組み	・局舎の構造体の安全性と機能保全を考慮し、またそれぞれの建設及び設置環境への配慮を持った設計を行う考えと取組みになっているか。	50 点	点

３．業務の実施方法	（ウ） 局舎：建築・構造・設備の設計における考え方及びメンテナンスの考え方について	・局舎の建築、設備（電気・機械）、構造の考え方及び設計の詳細について、十分な機能保全とメンテナンスに対する配慮がされているか。 ・提案された内容が、求められた趣旨に適合したもので具体的な提案になっているか。 ・提案された内容が、専門性、創造性、確実性、新規性がある具体的な提案になっているか。 ・工程管理、別途工事との調整を配慮した提案になっているか。	50 点	点
	（エ） 公共施設の設計業務 における設計基準、 積算基準について	・本業務の目的に適合しているものであり、また公共施設設計積算業務を行う上でのそれぞれの基準、指針、要領が専門性を十分に備えているか。	50 点	点
４．実施体制、役割分担等	4.1 実施体制、役割分担	・それぞれの高度な専門技術力を持った提案が出来る人員配置と全体をマネジメントできる責任者による体制等が構築されているか。 ・実施責任者及びその他主要な従事者が本業務に従事する、十分な時間があると認められるか。	30 点	点
	4.2 従事者の実績、能力、 資格等	・調達仕様書に記載の資格要件について、業務責任者が有する 経験・実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。 ・調達仕様書に記載の資格要件について、業務責任者以外のその他の主要な従事者の経験・実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。 ・関連する保有資格が記載されており、そのことを確認できる書類が示されているか。	20 点	点
５．組織の実績		・調達仕様書に記載の資格要件について、提案者の組織及び	30 点	点

	協力会社の実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。		
６．見積価格、積算内訳	・経費内訳書について、提案内容に応じた価格、積算内訳は妥当か。	20 点	点
７．組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ○ 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等） ・1 段階目（※１） 8 点 ・2 段階目（※１） 16 点 ・3 段階目 20 点 ・行動計画（※２） 4 点 ※１ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 8 条第 1 項第 1 号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※２ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）が努力義務により届出し、企画書提出時点において計画期間が満了していないものに限る。 ○ 次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定） ・くるみん認定 8 点 ・プラチナくるみん認定 16 点	20 点	点

	○　若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 16 点		
合　　計		400 点	点

注１　企画書等において、提出者の外部協力者へ再委託又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注２　積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格１／２以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	10 点満点	20 点満点	30 点満点	50 点満点
優	10 点	20 点	30 点	50 点
良	6 点	12 点	18 点	30 点
可	2 点	4 点	6 点	10 点
加点なし	0 点	0 点	0 点	0 点

ただし、事項７．組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況については、審査基準欄に記載の基準による。

（別添５）

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務の概要及び企画書作成事項

Ⅰ．業務の概要

１．調達件名

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務

２．業務の目的

原子力艦の環境放射能調査設備のうち、喫緊の更新が必要である金武中城港海軍桟橋（１号）局の局舎の更新に必要な設計等業務を行うもの。

３．用語の定義

本概要において使用する用語の意義は次のとおり。

（１）モニタリングポスト（ＭＰ）

空間放射線量率、海水中の放射線計数率、大気中の放射線ヨウ素及び気象観測情報を収集する機器並びにそれらの関連機器一式（機器全てを併設しない場合もある。）をいう。

（２）局舎

ＭＰを設置及び収納する施設並びに配電設備等の関連設備を含めた建築物をいう。

（３）架台

ＭＰにより海水中の放射線計数を集計する場合（機器を海中に設置する場合又は陸上に設置し海水を取水する場合）に設けている構造物をいう。

（４）原子力艦環境放射能モニタリングシステム（原子力艦ＭＳ）

株式会社近計システムが開発したMPによって収集するデータの集約及び公表を行うデータベースサーバ等から構成される一連の情報管理通信システムをいう。

（５）原子力艦環境放射能調査設備

一体となり機能を果たすＭＰ、局舎、架台及び原子力艦ＭＳをいう。（ただし、原子力艦ＭＳについては、ＭＰ及び局舎に関するものに限り、局舎又は架台の一方若しくは双方を併設しない場合を含む。）

４．業務内容

原子力艦放射線測定局金武中城港海軍桟橋（１号）局の局舎の既存撤去及び更新に伴う工事に関する設計業務。

（１）現状調査・情報収集業務

①：施設機能・規模の把握と現状課題の確認

②：敷地測量・確定（規制庁担当者立会）

③：ボーリング調査

（２）実施設計業務

（３）官公庁諸申請・届出業務

管轄特定行政庁へ提出する計画通知の自治体との調整及び計画通知の作成、提出自治体との協議は業務に含める。その他の建築基準法上の協議・提出等については別途、対応について原子力規制庁と協議する。

なお、官公庁からの指摘を受けて設計変更、設計書の修正等が生じた場合は、設計図及び積算書の納入後であっても最終契約期間までに本業務の範囲として対応すること。

（４）積算業務（数量調書、単価根拠作成、積算内訳書）

（５）建設業者入札に向けた仕様説明

５．留意事項

（１）ＭＰ・原子力艦ＭＳの設計は別途とする。

（２）局舎の撤去に関する設計・積算も業務に含む。

（３）採用する企画案に原子力規制庁が求める業務が含まれていない場合は協議をおこなう。

（４）当該、既存の構造物を更新する設計業務に際しては、放射線測定調査の実施に大きく影響する米海軍沖縄ホワイトビーチ基地の管理上の規制等に配慮し、各工程における庁担当者との事前及び事後の十分な打合せ等を実施した上で、施工段取りも含め円滑に設備の更新が可能となるよう業務を行うこと。

（５）設計仕様書及び本要領書の疑義及び記載外事項については、必ず事前に庁担当者に対して確認し、了解の上で実施すること。

６．設計業務工程

- 設計図納入　　平成３１年　７月３１日
- 積算書納入　　平成３１年　８月１６日
- 工事仕様説明　　平成３１年１０月３１日
- 申請書類対応　　平成３２年　３月３１日

７．設計・積算与条件

（１）設計条件

１）局舎

「３．用語の定義」に加え、関係職員が定期的に測定環境管理・メンテナンスを行う施設であることを考慮すること。

①建設環境

米海軍沖縄ホワイトビーチ基地内、護岸から 10m 以内にある耐重塩害対策エリア。

②仕様

・構造：鉄筋コンクリート造。

・基礎：建設環境を考慮した工法の基礎。

・規模：平屋建て、1.5m×5.0m　（約 10 ㎡前後）とする。

・局舎内設備：施設の機能保全および日常の管理業務を考慮した施設環境。

・その他：建設環境を考慮した各種の仕様および詳細設計。

２）局舎・架台周辺付属物修理

①建設環境（建築基準法上の構造物には該当せず）

米海軍沖縄ホワイトビーチ基地内、護岸から 10m 以内にある耐重塩害対策エリア。

②仕様

局舎から架台まで繋がる約 1km の通信及び電気配管及び電源中継箱の現状調査と必要に応じた交換工事設計。

米海軍沖縄ホワイトビーチ基地関係者立会いのもと、過去に使用しており現在使用していない通信線の現状確認及び撤去に向けた詳細設計。

（２）施工工事名

平成３１年度 原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新業務

（３）工事場所

沖縄県うるま市勝連町（米海軍沖縄ホワイトビーチ基地内）

（４）工　　期

局舎更新の実質の現場工期とする。

平成３１年１０月～平成３２年３月

ただし､米海軍沖縄ホワイトビーチ基地等のとりまく諸事情により変更となる可能性がある。

また、契約日程は別途打ち合わせによる。

８．成果物

（１）提出図書

提出する図書、書類の部数及び提出時期は以下のとおりとする。また、９を除くすべての書類は、紙媒体に加え、電子媒体を１部提出すること。

	提出図書		提出部数		提出時期
			本庁	沖縄ﾓﾆｾﾝ※1	
1	実施体制図		1		契約締結後及び変更が生じた後速やかに
2	打合せ議事録		1		打合せ後速やかに
3	実施計画書		1		契約締結後速やかに
4	品質管理計画書		1		契約締結後速やかに
5	安全管理計画書		1		契約締結後速やかに
6	設計図	原図（A3 版）	1		実施計画書にて定めた期日までに
		A4 観音製本	2	2	実施計画書にて定めた期日までに
		A3 ホチキス止		2	実施計画書にて定めた期日までに
7	各種申請図書		1	1※2	実施計画書にて定めた期日までに
8	業務報告書		1		納入時期までに
9	完了届		1		納入時期までに

※1：沖縄ﾓﾆｾﾝとは、沖縄原子力艦モニタリングセンターの略である。

※2：原本は沖縄ﾓﾆｾﾝに収めること。

（２）納入場所

〇原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ　監視情報課　放射線環境対策室

（東京都港区六本木１丁目９番９号　六本木ファーストビル７階）

〇沖縄原子力艦モニタリングセンター

（沖縄県うるま市勝連平安名２８８４－１０）

９．品質管理計画

品質管理計画を策定するにあたって最小限、以下の内容を計画すること。

（１）品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。

・実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。また、同一部門に所属していないこと。）。

（２）品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

（３）担当者の技術能力

本業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

（４）工程管理

調達から納入までの管理方法について規定され実施されていること。

（５）文書管理

受注業務に対して使用する文書（記録を含む。）の維持・管理について明確にされていること。

１０．資格要件

１０．１ 組織の実績・資格等

① 本業務を実施する組織が、 一級建築士事務所であること。

② 本業務を実施する組織が、以下の業務の経験を有していること。

・精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務。

・海までの距離が３００ｍ以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び積算業務

③１０．２に示す建築士が所属し、その建築士が資格取得後５年以上の業務経験を有すること。

１０．２ 従事者の実績・資格

① 本業務の責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有すること。

・１級建築士

② 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した 図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに副った、公共建築の設計の経験があること。

１０．３ 入札制限等

① 公務員及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 12 年 12 月 22 日法律第 224 号１号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。

② 本案件を受注した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、別途調達する原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る施工業務の入札に参加することを認めないものとする。

１１．貸与品・支給品

貸与品・支給品については、発注者との事前の協議のうえで決定するものとする。

１２．著作権等の扱い

① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、原子力規制委員会が保有するものとする。

② 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

③ 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

④ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

１３．再委託

（１） 本件の受注者は、この契約の全部または一部を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。但し、契約の主要な部分を除く補助的な業務について、受注者があらかじめ再委託の相手方の商号または名称、住所、再委託を行う業務範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、主管課の承認を得た場合は、この限りではない。

（２） 受託事務の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は原則２分の１未満とすること。

（３） 受注者は、再委託先の行った業務についてすべての責任を負うこと。また、受注者は再委託先に対して、機密保持、著作権等に関する本調達仕様書が定める受注者の責務を負う旨を定めるものとし、本調達の受注者及び再委託先の事業者間の契約においてその旨定めること。

（４） 受注者は、再委託先の事業者に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、報告させるなど、再委託先の事業者に対する監督を適切に行うこと。

（５） 受注者は、「４．業務内容」の各種業務を遂行するに際して、米海軍沖縄ホワイトビーチ基地内における工事に関する知識等を有している企業の助力を得ることが不可欠である場合、業務範囲、内容、必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、主管課の承認を得た場合に限り、当該企業から助力を得るための委託を行うことができる。

１４．情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

（１）受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

（２）受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

（３）受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（４）受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（５）受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf

１５．検収

本業務で定める納入成果物について、本書に基づき国の検査職員が検査し、これに合格したことをもって検査合格とする。

１６．特記事項

本業務の実施によって知り得た情報等を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。また、受注者の情報管理の不備により、原子力規制委員会もしくは第三者が損害を被った場合は、受注者において責任を負うものとする。

１７．その他

① 受注者は、本業務を通じて知り得た情報は、契約履行中か否かに関わらず、正当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由があって開示する場合にも、事前に規制庁職員から許可を得なければならない。

② 受注者は、本業務を実施するに当たって規制庁職員が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。

③ 受注者は、本書に疑義が生じた場合、本書によりがたい場合、あるいは本書に定めのない事項については疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、その取扱いについて決定することとする。

④ 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後１年間とする。

⑤ 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

⑥ 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 190 頁、表３参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 191 頁、表４参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。 この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．電子データの仕様

① Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章：ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2013 以下）

・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2013 以下）

・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 Power Point（ファイル形式は PowerPoint 2013 以下）

・画像：BMP 形式又は JPEG 形式

③ ②による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

④ 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

⑤ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当官の指示に従うこと。

３．その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

Ⅱ．企画書作成事項

企画書には、以下の各事項について各作成方法に則り提案すること。

なお、企画書全体の分量はA4・30ページ以下を目安とし、原則として両面印刷にすること。また必要に応じてA3等サイズの異なる用紙を用いることを可とするが、企画書全体を1冊にまとめること。

補足資料がある場合は、企画書に追加して添付することを認めるが、企画書のどの部分の補足資料であるか明記すること。

また、資料作成全般に当たっては、本企画書作成事項で規定する目的や作業項目に反し、又は矛盾する提案がないよう作成すること。

事　項		作成方法
１．設計の基本方針		・本設計業務を実施するにあたっての基本方針を記述すること。
２．設計の実施計画		・業務内容及び提案内容に係る各作業項目について、業務実施計画・工程を記述すること。 ・工事区分の分野とそれぞれの業務内容を踏まえた提案にすること。 ・原子力規制庁との確認・協議及び原子力規制庁側との業務分担等があったら提案すること。
３．業務の実施方法	（ア） 設計条件構築を図る情報収集に向けての考え方及び取組み	・業務を着手するにあたり必要な情報収集及び調査等、その内容及び方法を提案すること。 ・全体工程の中での位置づけを明確にすること。
	（イ） 設計着手に向けて、局舎の構造上安全を図る考え方及び取組み	・設計作業着手するにあたり必要な調査等、その内容及び方法を提案すること。 ・全体工程の中での位置づけを明確にすること。
	（ウ） 局舎：建築・構造・設備の設計における考え方及びメンテナンスの考え方について。	・設計業務内容及びの推進方法を提案すること。 ・局舎：建築・構造・設備の設計について考え方の方向性と仕様について提案すること。 ・それぞれの設計内容に基づき、そのメンテナンスについての考え方及び提案をすること。
	（エ） 公共施設の設計業務 における設計基準、 積算基準について	・上記設計業務推進にあたり、その基準・指針・要領等の基本となるものを明記すること。

４．実施体制、役割分担	・業務実施体制について、業務実施責任者を１名選定するとともに、当該業務実施責任者の役職、従事者の役割分担、従事者数、内部外部の協力体制等を記載すること。 ・本業務の従事者に求める保有資格等を記載すること。 ・外部協力会社の一級建築士事務所等の許可証、担当者の免許証の記載すること。
５．組織の実績	・提案者において、精密機器保管施設及び重塩害地域内施設の設計及び積算業務の実績があること。 ・具体的名称、金額等、おおよその内容がわかるように記載すること。
６．組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無について記載すること。有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務工事　　新営特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　沖縄県うるま市勝連町平安名

2．敷地面積　**,***,**m2

3．工事種目

1）庁舎　　鉄筋コンクリート造　　１階建（地下０建　塔屋０階）　　新築１棟

国有財産面積			建築基準法の面積
建面積　*,**　m2			建築面積　*,**　m2
延べ面積　*,**　m2	庇延べ面積　*,**　m2		延べ面積　*,**　m2
１階　*,**　m2	*,**　m2		*,**　m2

2）屋外排水設備　　新設一式
3）舗装　　イ）アスファルト舗装　　新設一式
　　ロ）縁石　　新設一式
4）諸標　　イ）庁名板　　新設１箇所
5）樹本　　新植一式
6）芝張り　　新植一式
7）電気設備　　新設一式
8）機械設備　　新設一式

4．指定部分　●なし
・あり　次の部分については平成　　年　　月　　日までに行うこととする。
（対象部分：　　）

Ⅱ　建築工事仕様

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版［平成28年3月31日制定　平成28年6月30日一部改訂］」（以下「標準仕様書」という。）による。図面、本特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版［平成28年3月31日制定　平成28年6月30日一部改訂］」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
（3）本特記仕様書の表記
　1）項目は、●印の付いたものを適用する。
　2）特記事項は、●印の付いたものを適用する。
　　●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　●印と※印の付いた場合は、共に適用する。
　3）特記事項に記載の（　．　．　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　4）特記事項に記載の［　．　．　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　5）G印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月9日閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
　6）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。
　7）▶印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。

１章　一般共通事項

項　目	特　記　事　項
●適用基準	1）図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ●建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ●建築工事標準仕様書　JASS6　鉄骨工事（2015年版）社団法人日本建築学会 ●建築工事標準仕様書　JASS8　防水工事（2014年版）社団法人日本建築学会 ●工事写真の撮り方（改定第二版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修 2）本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図（平成28年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
●電気保安技術者	**●適用する**
●施工条件	除　　雪　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 排　　雪　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 採暖養生　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用（適用工種は標準仕様書による） 採暖仮設　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・図示 交通誘導警備員　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用　**人配置する。 下記以外は現場説明書による。
	●工事車両の駐車場所　※図示　・ ●資機材置場　※図示　・ ●建設発生土仮置場　※図示　・
●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Vo=　**　m/s） 地表面粗度区分（　＊　） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号　第2により （　**cm　）
・発生材の処理等	・本工事は、「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また同システムにより、工事着手字に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。 （1.3.8）
●特定建設資材	1）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等を行った施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

2）分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体の方法
●新営・増築工事	①造成等	造成等の工事 ・有　●無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの工事 ●有　・無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分、外装の工事 ●有　・無	
	④屋根	屋根の工事 ●有　・無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備、内装等の工事 ●有　・無	
	⑥その他（　）	その他の取り壊し ・有　・無	
●解体工事	①建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し ●有　・無	手作業
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ●有　・無	手作業
	③外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し ●有　・無	手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し ●有　・無	手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　）	その他の取り壊し ・有　・無	手作業・機械作業の併用

手作業・機械作業を併用する範囲
※図示
手作業・機械作業を併用する理由
建築設備の取り外し（　　）
内装材等の取り外し（　　）
屋根ふき材の取り外し（　　）

3）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	処理数量（t）	再資源化等をする施設の名称	所在地、距離（km）
●コンクリート			
●コンクリート及び鉄から成る建設資材			
木材			
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ			

※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。

●発生材の処理等	（1.3.8） 1）引渡しを要するもの ・金属類 ・鉛蓄電池 ・PCBを含む機器類（　　） ・PCB含有シーリング材 使用箇所（　　）【注：事前に判明している場合のみ記載】 ※金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、必要に応じて設計変更について監督職員と協議する。

・廃油
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・中間処理　・最終処理
・臭化リチウム水溶液等
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・中間処理　・最終処理

・鉛蓄電池
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・中間処理　・最終処理
・アルカリ蓄電池
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・中間処理　・最終処理

3）現場において再利用を図るもの
建設汚泥　　再利用の方法（　　）

4）再資源化を図るもの【注：建り法対象工事の場合は特定建設資材を削除する。】
・コンクリート
処理数量　t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・コンクリート及び鉄から成る建設資材
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・木材
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・アスファルト・コンクリート
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・小型蓄電池
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・蛍光ランプ及びＨＩＤランプ
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・硬質塩化ビニル管及び継手
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・廃せっこうボード
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・ガラス
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）

5）せっこうボード（再生資源化を図らないもの）
・石綿含有せっこうボード
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
※埋立処分（管理型最終処分場）
・ひ素、カドミウム含有せっこうボード
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・製造業者に回収委託　・埋立処分（管理型最終処分場）
・石綿、ひ素、カドミウム含有以外のせっこうボード
【注：現場説明書【発生材】１が明明している場合に記載。】
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
※埋立処分（管理型最終処分場）

6）その他の発生材
・石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
・除去したアスベスト含有吹付け材等
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
・（　　）
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・中間処理　・最終処理
・（　　）
処理数量　（ ）t
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・中間処理　・最終処理
※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。

●環境への配慮

（1.4.1）［1.4.1］
1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
3）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する。

●材料の品質等

（1.4.2）［1.4.2］
1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4）本工事に使用する材料のうち、5）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
5）製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル
無収縮グラウト材、乾式保護材、既成混合モルタル(タイル工事用)
既成混合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、
錠前類(シリンダ箱錠、シリンダ本締まり錠)
クローザ類(ドアクローザ、ヒンジクローザ、フロアヒンジ)
自動扉機構(制御装置、駆動装置、検出装置)
自閉式上吊り引戸機構(手動開き式、重量シャッター、
軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、
現場発泡断熱材(特定フロンによるものを除く)
フリーアクセスフロア（3,000N、5,000N）
可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材
天井点検口、床点検口、グレーチング、
屋上緑化用システム(屋上緑化システム（板状成形品タイプ）
、屋上緑化軽量システム)、トップライト、エポキシ樹脂
ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた

●技能士

工事項目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	●とび作業
鉄筋工事	鉄筋加工	●鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工 ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	●型枠工事作業 ●ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工 とび	●構造物鉄鋼作業 ●とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ﾌﾞﾛｯｸ建築 ALCﾊﾟﾈﾙ施工	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業●ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業●ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾁ工法防水工事作業・FRP防水工事作業

石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金 スレート施工	●内外装板金作業 ・スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工 建築板金	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業
左官工事	左官	●左官作業
建具工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工	●ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工 サッシ施工 ガラス施工	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	●建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工 表装	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業 ・表装作業
排水工事	配管	●建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾞﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

●完成時の提出図書

●完成図　（1.7.1～2）（表1.7.1）

原図のサイズ　・A1　●A3

種類及び記入内容　※標準仕様書表1.7.1のうち監督職員が指示するもの。

完成図CADデータの提出　●適用する（CD-R）

●保全に関する資料　（提出部数　※各２部　・　）　（1.7.1）（表1.7.3）

●施工図及び施工計画書　（1.7.2）

施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。

●鉄骨配筋図（納まり図含む）

●コンクリート躯体図

●鉄骨製作図

・カーテンウォール製作図

・カーテンウォール施工計画書

本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。

提出部数は、施工図の原図及び複写図（1部）とする。ただし、製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。

●完成写真

次のものを監督職員に提出する。ただし原板は撮影業者の保管とする。

分類、規格		撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ（mm）
・ﾓﾉｸﾛｰﾑ	※ｷｬﾋﾞﾈ版	外部（　）内部（　）	※2　・	※100×125以上 ・
●カラー	※ｷｬﾋﾞﾈ版	外部（**）内部（**）	※2　・6	※100×125以上 ・
		外観正面（※1・　）	※5	
・ｶﾗｰ四切木製ﾊﾟﾈﾙ		外部（　）内部（　）	※2　・	
・ｶﾗｰ半切木製ﾊﾟﾈﾙ		外部（　）内部（　）	※2　・	
●電子データ		外部（**）内部（**）	※2　・	※200万画素以上 ※300bpi以上

撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者とする。

電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出とする。

●施工区分

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

工事区分			建築	電気設備	機械設備
開口部及び貫通部	S,SRC造梁の貫通部	補強及びｽﾘｰﾌﾞ	※		
	RC造梁の貫通部	補強	※		
		ｽﾘｰﾌﾞ		※	※
	RC造床及び壁の貫通部	補強	※		
		ｽﾘｰﾌﾞ		※	※
		型枠	※		
	ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄの貫通部	補強	※		
		切り込み		※	※
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	※		
		補強を要する切り込み	※		
		補強を要しない切り込み		※	※
	開口部のﾓﾙﾀﾙ埋め補修			※	※
	貫通部及び開口部の墨出し			※	※
機器の基礎	基礎本体	設置場所に係わらず機器類に関するもの（架台、アンカーボルトを除く）	※		
	架台、アンカーボルト			※	※
外部開放ｶﾞﾗﾘ(ﾀﾞｸﾄ、ﾁｬﾝﾊﾞｰの接続用ﾌﾗﾝｼﾞを含む)			※		
換気扇の取付枠					※
床下水槽のﾏﾝﾎｰﾙ蓋			※		
流し台(排水ﾄﾗｯﾌﾟ共)			※		
湯沸室の排気ﾌｰﾄﾞ			※		
床、天井点検口			※		
防油堤			※		
配線ピット及びﾏﾝﾎｰﾙ			※		
電動の建具類及びユニット類等の制御盤及び電動ボックス以降の配管及び配線（接地線とも）（例：自動扉、電動シャッター等）			※		
自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み補強及びドアチェック			※		
軽量鉄骨下地間仕切壁のボックス取付け金具及びその取付け			※		
可動間仕切に取付けるスイッチ及びコンセント等用の切込み			※		

他工事（他工種）との施工区分		建築	エレベーター設備	電気設備	機器設備
機械室有りの場合	機械室の床開口	※	・	・	・
	機械室の床配管ピット及びﾏﾝﾎｰﾙ	※	・	・	・
	機械室のシンダーコンクリート打設及び仕上げ	※	・	・	・
	巻上機周囲のチェッカープレート敷	・	※	・	・
	機械室換気設備	・	・	・	※
昇降路内ピット防水		※	・	・	・
点検用タラップ		・	※	・	・
各階出入口開口及び同補強		※	・	・	・
三方枠取付及び枠廻りモルタル充填		・	※	・	・
昇降路の中間ビーム及びブラケットほか、昇降路内の鋼製造作物一式		・	※	・	・
昇降路がS造の場合	出入口扉、三方枠及び幕板の受け	※	・	・	・
	中間ビーム、レールブラケット支持柱及びブラケットの受けピース	※	・	・	・
機械室天井及び昇降路内フック取付		※	・	・	・
ホール押ボタン及びインジケータ等の壁開口		※	・	・	・

●設計GL　※図示

２章　仮設工事

項　目	特　記　事　項
●仮囲い等	（2.2.4） ※図示　・
●足場その他	（2.2.4） ●「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
●監督職員事務所	（2.3.1） ※設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書に よる。） ●設けない

３章　土工事

項　目	特　記　事　項
●埋戻し及び盛土	(3.2.3) 埋戻し及び盛土の種別 ・A種　適用場所（　　） ●B種　適用場所（　　） ・C種　適用場所（　　）土質（　）　受渡場所（　）受入れ量（　） ・D種　適用場所（　　） 品質（細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。）

適用場所（　　）
・建設汚泥から再生した処理土

・山留めの存置

(3.3.3)
存置範囲（※図示　・　）

●発生土の処理

(3.2.5)
●構外に搬出し関係法令に従い適切に処理する。　距離（**）km
・構内指定場所に敷き均し
・構内指定場所にたい積
・構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する）
受入施設名　（　　）
受入場所及び距離　（　　（　）km）
受入条件　・土質試験　（　　）
・交通誘導警備員　（　　人工）
・敷鉄板　（　　日間、　　㎡）

4章　地業工事

項　目	特　記　事　項

●支持地盤

(3.2.1)(4.2.4)(4.3.4～4.3.5)(4.5.4～4.5.5)
●杭基礎　(4.3.4～4.3.5)(4.5.4～4.5.5)
支持地盤の位置及び種類（基礎ぐいの先端位置含む）
●図示
・直接基礎
支持地盤の位置及び種類（基礎底部の位置含む）
・図示　・
試験掘り（根切り底の状態の確認等）　(3.2.1)
・行わない
・行う
位置等　・図示　・
・地盤の載荷試験　(4.2.4)
試験の位置、方法等
・図示　・

・既製コンクリート杭地業

(4.2.2)(4.3.1～4.3.7)(7.2.5)
種類　(4.3.2)
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭）
・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭）
・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭）
SC杭の鋼管材料　・SKK400　・SKK490
寸法、継手、性能等（種別：種類、性能及び曲げ強度区分）　(4.2.2)(4.3.2～4.3.3)

		種類	コンクリート強度(N/mm²)	杭径(mm)	厚さ(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭 中杭 下杭									
本杭	上杭 中杭 下杭									

杭先端部形状　(4.3.2)
・開放形　・半開放形　・閉そく形　・
施工方法　(4.3.1)
・打込み工法　（・油圧ハンマー　・ディーゼルハンマー　・　）　(4.2.2)(4.3.3)
プレボーリングの併用
・行わない
・行う
掘削深さ及び径　・図示　・
杭の精度
水平方向の位置すれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・
試験杭　(4.2.2)(4.3.3)
試験杭の位置　・図示　・
打込杭の推定支持力の算定方法
・図示　・
・セメントミルク工法　(4.2.2)(4.3.4)
アースオーガーの支持地盤への掘削深さ　・1.5m程度　・
杭の支持地盤への根入れ深さ　・1.0m以上　・
杭の精度
水平方向の位置すれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・
試験杭
試験杭の位置　・図示　・
・特定埋込杭工法　(4.2.2)(4.3.5)
・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα＝250を採用できる工法
・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法
α＝（　　）、β＝（　　）、γ＝（　　）
工法
・プレボーリング拡大根固め工法
・中掘り拡大根固め工法
・
杭周固定液　・使用する　・使用しない
杭の精度
水平方向の位置すれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・
試験杭
試験杭の位置　・図示　・
杭継手工法　(4.3.2)(4.3.6)(7.2.5)
・アーク溶接継手
・標準仕様書4.3.6による
溶接材料
・標準仕様書7.2.5(a)(b)による
・図示
・
・無溶接継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）
工法　※評定等を受けた工法
検査　※評定等により定められた項目
施工　※評定等をされた施工管理基準による
杭頭の処理　(4.3.7)
・処理しない
・処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
・図示　・
杭頭の中詰め材料　(4.3.7)
・基礎のコンクリートと同調合のもの　・

●鋼杭地業

(4.2.2)(4.3.3)(4.3.5)(4.3.7)(4.4.1～4.4.6)(7.2.5)
種類の記号　(4.4.2)
・SKK400　・SKK490　●STK490
寸法、継手等　(4.2.2)(4.4.2)

		種類	杭径(mm)	板厚(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭 中杭 下杭								
本杭	上杭 中杭 下杭								

杭先端部形状　(4.4.2)
・開放形　・半開放形　・閉そく形　●羽根形
先端部の補強　(4.4.2)
・標準仕様書図4.4.1、表4.4.2による　・
先端部の補強（補強バンド等）及びその他付属品の材質
●SS400と同等又はそれ以上　・
施工方法　(4.4.1)
・打込み工法（・油圧ハンマー　・ディーゼルハンマー　・　）　(4.2.2)(4.4.3)
プレボーリングの併用
・行わない
・行う
掘削深さ及び径
・図示　・
杭の精度
水平方向の位置すれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・
試験杭
試験杭の位置　・図示　・
打込杭の推定支持力の算定方法　・図示　・
・特定埋込杭工法　(4.2.2)(4.4.4)
・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα＝250を採用できる工法
・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式の内α、β、γが以下の値を採用できる工法
α＝（　　）、β＝（　　）、γ＝（　　）
工法
・中掘り拡大根固め工法
・
杭の精度
水平方向の位置すれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・
試験杭
試験杭の位置　・図示　・
●G-ECSパイル工法（認定番号TACP-0448　平成26年2月28日）
杭の精度
水平方向の位置すれ　●杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　●1/100以内　・
試験杭
試験杭の位置　●図示　・
杭の現場継手　(4.4.5)
・溶接継手
形状　・JIS A 5525による　・

溶接材料　(4.4.2)
・標準仕様書 7.2.5(a)(b)による
・図示
・
●無溶接継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）
工法　※認定等を受けた工法
検査　※認定等により定められた項目
施工　※認定等をされた施工管理基準による
杭頭の処理　(4.3.7)(4.4.6)
・処理しない
●処理する
処理方法（切断にともなう補強方法含む）
●図示　・
杭頭の中詰め材料　(4.3.7)(4.4.6)
●基礎のコンクリートと同調合のもの　・

・場所打ちコンクリート杭地業

(4.2.2)(4.5.1)(4.5.3～4.5.5)
掘削工法　(4.5.1)(4.5.4)
・アースドリル工法（安定液　※使用する　・使用しない）
・リバース工法
・オールケーシング工法（孔内の水張り　・行う　・行わない）
併用する工法　(4.5.1、5)
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法
鋼管巻き材料　・SKK400　・SKK490
・拡底杭工法（安定液　・使用する　・使用しない）
・

寸法等　(4.2.2)

	軸径（mm）	拡底径（mm）	杭長（m）	セット数	長期許容支持力（kN/本）	備考
試験杭						
本杭						

鉄筋の種類　(4.5.3)

種類の記号	呼び径（mm）	備考
・SD295A		
・SD345		

帯筋　(4.5.3)
・図示（構造関係共通事項（鉄筋標準図）6.2 帯筋（b）（3）⑥（ロ））
・
鉄筋かごの補強　(4.5.3)
・標準仕様書　4.5.3（a）（2）（iii）による

鉄筋の最小かぶり厚さ　(4.5.3)
・100mm　・
鉄筋の重ね継手長さ、主筋の基礎底盤への定着長さ　(4.5.3)
・図示のよる（　　）　・
セメントの種類　(4.5.3)
※高炉セメントB種 G　・
コンクリートの種別　(4.5.3)
・A種　・B種　・審査（評定又は大臣認定）された内容による
コンクリートの設計基準強度　(4.5.3)
・図示　・
構造体強度補正値　(4.5.3)
・3N/mm²
・図示
・評定等の内容による
試験杭　(4.2.2)(4.5.4.5)
試験杭の位置　・図示　・
・孔壁測定　(4.5.4.5)
測定箇所
・試験杭（　　）箇所及び本杭（　　）箇所　・
杭の精度　(4.5.4.5)
水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
杭の傾斜　・1/100以内　・

・杭地業で発生する汚泥

汚泥の有無
・有（工事特記仕様書　第1章　発生材の処理等による）
・有（工事特記仕様書　第3章　埋戻し及び盛土による）
・無

●砂利地業

(4.6.2～4.6.3)
材料　(4.6.2)　●再生クラッシャラン G　・切込砂利及び切込砕石
砂利厚さ　(4.6.3)
※60mm　・
適用箇所
・基礎下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下
●図示

●捨コンクリート地業

(4.6.4)(6.14.1)
捨コンクリートの厚さ　(4.6.4)
※50mm　・
施工範囲　(4.6.4)(6.14.1)
・基礎梁下、土に接するスラブ下
●図示
設計基準強度　(4.6.4)(6.14.1)
※18N/mm2　・
スランプ　(4.6.4)(6.14.1)
※15cm又は18cm　・

●床下防湿層

(4.6.2)(4.6.5)
材料　(4.6.2)　●ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　・
施工範囲　(4.6.5)
●建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）

・地盤改良工法

（ー）
種類及び施工方法等
・図示　・

5章　鉄筋工事

項　目	特　記　事　項

●鉄筋

(5.2.1)
鉄筋の種類　(5.2.1)

種類の記号	呼び径（mm）	備考
●SD295A	●D16以下	
●SD345	●D19以上	
・		
・		

・溶接金網

(5.2.2)
形状等　(5.2.2)

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径（mm）	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

●鉄筋の継手

(5.3.4)(5.5.2～5.5.3)
継手方法等　(5.3.4)(5.5.2～5.5.3)

部位	継手方法	呼び径（mm）
柱、梁の主筋	・ガス圧接　●機械式継手　・溶接継手	
耐力壁の鉄筋	●重ね継手　・	
その他の鉄筋（　　）	●重ね継手　・	

耐力壁の重ね継手の長さ　(5.3.4)
●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）3.1　表3.1）
●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）3.1（a）（3））
・
継手位置図　(5.3.4)
●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）5.1、6.1、7.1、7.3、8.1）
・

●鉄筋の定着の方法及び長さ

(5.3.4)
鉄筋の定着方法　(5.3.4)
●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）3.1（b））
・
鉄筋の定着長さ　(5.3.4)
●図示
・

●鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）

(5.3.5)
最小かぶり厚さ (5.3.5)
●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）表4.1）
・
柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
●なし
・有り　使用箇所（　　）
主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する
軽量コンクリートで土に接する部分
・なし
・有り　使用箇所（　　）
・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm
・
耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等）
・なし
●有り　使用箇所（　　）
・最小かぶり厚さに加える厚さ　（ 10 ）mm
・
鉄筋相互のあき（機械式継手及び溶接継手を除く）　(5.3.5)
●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）4.1）
・

●機械式継手

(5.3.5)(5.5.2)
使用箇所　●図示　・
H12建設省告示第1463号に適合する性能　(5.5.2)
●A級　・
機械式継手の種類及び工法　(5.5.2)　（　　）

	鉄筋相互のあき　(5.3.5) ●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）4.1） ・ 品質の確認方法　(5.5.2) ●図示 不良となった継手の修正方法等　(5.5.2) ●図示
・溶接継手	(5.3.5) (5.5.3) 使用箇所　・図示　・ H12 建設省告示第 1463 号に適合する性能　(5.5.3) ・A 級　・ 鉄筋相互のあき　(5.3.5) ・図示（構造関係共通事項（配筋標準図）4.1） ・ 溶接継手の工法　(5.5.3) ・図示 品質の確認方法　(5.5.3) ・図示 不良となった継手の修正方法等　(5.5.3) ・図示
●各部配筋	(5.3.7) 各部配筋　(5.3.7) ●図示（構造関係共通事項（配筋標準図）） ・
・圧接完了後の試験	(5.4.9～5.4.10) 抜取試験　(5.4.9～5.4.10) ※超音波探傷試験 ・引張試験 試験ロット：1 組の作業班が 1 日に行った圧接箇所とする。なお、200 箇所を超えるときは 200 箇所ごととする

6 章　コンクリート工事

項　目	特　記　事　項
●コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度	(6.2.1～6.2.4) (6.10.1～6.10.2) ●普通コンクリート　(6.2.1～6.2.4) 設計基準強度（N/mm²）｜スランプ｜適用箇所 ●18｜18｜その他コンクリート ●33｜15｜基礎、基礎梁、1 階床 ●33｜18｜1 階柱壁、R 階梁床 ・軽量コンクリート　(6.2.1～6.2.3) (6.10.1,2) 設計基準強度（N/mm²）｜スランプ｜適用箇所 ・ ・
●コンクリートの類別	(6.2.1) 類別　(6.2.1) ※Ⅰ類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート）
●セメント	(6.3.1) 種類　(6.3.1) ●普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種（普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が 7 日目で 352J/g 以下、かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする）　使用箇所（1 階柱壁、R 階梁床） ●高炉セメント B 種 G　使用箇所（基礎、基礎梁、1 階床） ・フライアッシュセメント B 種 G　使用箇所（　　） ・
●骨材	(6.3.1) アルカリシリカ反応性による区分　(6.3.1) ※A　・B
●混和材料	(6.3.1) ●混和剤　(6.3.1) 混和剤の種類　※標準仕様書 6.3.1 (d)(ⅰ)による　●高性能 AE 減水剤 ●混和材　(6.3.1) 混和材の種類　※標準仕様書 6.3.1 (d)(ⅱ)による　・
●気乾単位容積質量	(6.2.3) (6.10.1) ●普通コンクリート　(6.2.3) ●2.3t/m³程度　・ ・軽量コンクリート　(6.10.1) ・
・軽量コンクリート	(6.10.1) 種類　(6.10.1)　・1 種　・2 種 適用箇所　・図示　・
●寒中コンクリート	(6.11.1) 適用期間　●_月_日から_月_日の間にコンクリートを打設する部分 ●積算温度を基に定める場合 ●図示　・
●暑中コンクリート	(6.12.2) 構造体強度補正値　※6N/mm²　・
・マスコンクリート	(6.2.1) (6.13.1～6.13.2) 適用箇所　(6.2.1) (6.13.1)　・図示　・ セメントの種類　(6.13.2) ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメント B 種 G ・フライアッシュセメント B 種 G ・普通ポルトランドセメントに標準仕様書 6.13.2 (b) (2) の混和材を混合したもの ・ 混和材料　(6.13.2) ・混和剤 混和剤の種類 ※JIS A 6204 に適合する AE 減水剤または高性能 AE 減水剤 ・ スランプ　(6.13.2)　※15cm　・
●無筋コンクリート	(6.2.1) (6.14.1) 設計基準強度　(6.14.1) ※18（N/mm²）　・ スランプ　(6.14.1) ※15cm 又は 18cm　・ 適用箇所　(6.2.1) (6.14.1) ※標準仕様書 6.14.1 (e) による箇所 ・図示
・流動化コンクリート	(6.2.1) (6.15.1) 適用箇所　(6.2.1) (6.15.1)　・図示
●ひび割れ誘発目地、打継目地	(6.6.3) (6.8.2) (9.7.3) 目地寸法　(6.6.3) (6.8.2) (9.7.3) ●標準仕様書 9.7.3 による　・ 間隔・位置・形状　(6.8.2) ●図示
●コンクリートの仕上り	(6.2.5) (6.8.3) 部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値　(6.2.5) ●標準仕様書表 6.2.3 による　・ 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ　(6.2.5) (6.8.3) 種別｜適用箇所 ・A 種 ●B 種 ・C 種
●打増し厚さ（打放し仕上げ部）	(6.8.2) ・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）　(6.8.2) ・20mm　●25mm ・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る） ・10mm　・20mm　●25mm
●型枠	(6.8.3) せき板の材料及び厚さ　(6.8.3)　●合板（※12mm　・　） G（但し、グリーン購入法基本方針における「合板型枠」の備考 3 の表示のある合板型枠を用いる場合に限る） 断熱材の兼用　(6.8.3)　●行わない　・行う MCR 工法用シート　(6.8.3) ・用いる 打増し厚さ　・20mm　・ 打増し範囲　・図示　・ ●用いない スリーブの材種・規格等　(6.8.3) ※標準仕様書 6.8.3 (ⅲ) (2) (ⅰ) から (ⅳ) による　・
●コンクリートの単位水量測定	(―) 実施要領 ●図示（構造関係共通事項（構造関係共通事項）構－4 施工方法等計画書関連等コンクリートの単位水量測定） ・
・耐震スリット	耐震スリットの要求性能 方向｜タイプ｜耐火性能｜防水性能｜備考 ・垂直方法 ・水平方向｜※完全（全貫通型） ・｜・耐火型 ・非耐火型｜・有り ・無し｜ 目地 目地｜内壁｜外壁 目地材｜※シーリング材（見え掛かり部のみ） ・｜※シーリング材（見え掛かり部のみ） ・シーリング材（内外とも） 目地寸法（mm）｜※幅 20×深さ 10 ・｜※幅 20×深さ 10 ・ 目地材の材質は標準仕様書表 9.7.2 による
●止水板	形式　・差込式　●据置式　・壁張り式 材質・形状　・塩ビフラット ●膨張ゴムシール　・膨張ゴムシール（鉄板入り）

	施工箇所　●図示　・

7章　鉄骨工事

項　目	特　記　事　項
●鉄骨製作工場	(7.1.1)(7.1.3) 鉄骨製作工場の加工能力　(7.1.1)(7.1.3) ※建築基準法第 77 条の 56 に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた（株）日本鉄骨評価センター及び（株）全国鉄骨評価機構（旧（社）全国鐵鋼工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める（　　）グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ●監督職員の承諾する工場（標準仕様書 7.1.1 以外の適用範囲に限る）
●施工管理技術者	(7.1.3) ●適用する　・適用しない
●鋼材	(7.2.1) 材質等　(7.2.1) 種類の記号 / 適用箇所（主要な部分） / 規格 ●JIS 規格による　・ ●JIS 規格による　・ ●JIS 規格による　・ ●JIS 規格による　・ ●JIS 規格による　・ ●JIS 規格による　・ 有効細長比（圧縮材に限る） ●図示　・
●高力ボルト	(7.2.2)(7.3.2)(7.4.2) 高力ボルトの区分　(7.2.2) ・トルシア形高力ボルト セットの種類　※2 種(S10T)　・ ・JIS 形高力ボルト セットの種類　※2 種(F10T)　・ 高力ボルトの径　(7.2.2) ●図示 ・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　(7.3.2) ●図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔） ・ すべり係数試験　(7.4.2) ※行わない ●行う 試験方法等　●図示　・
・普通ボルト	(7.2.3)(7.3.2) ボルト及びナットの材料　(7.2.3) ・標準仕様書表 7.2.3（JIS 附属書品）による ・標準仕様書　表 7.2.3（ISO 規格）による （JIS 本体規格品による場合は、ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は全ねじボルト、強度区分を 4.6 又は 4.8 の鋼製とし、ナットの種類を六角ナット-C の鋼製とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルト径の値以下とする。） 座金　(7.2.3) ・標準仕様書 7.2.3(d)による　・ ボルトの径　(7.2.3) ・図示　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　(7.3.2) ・図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔） ・
・溶融亜鉛めっき高力ボルト	(7.2.2)(7.3.2)(7.3.8)(7.12.4) セットの種類　(7.2.2) ※1 種(F8T 相当)　・ 溶融亜鉛めっき高力ボルトの径　(7.2.2) ・図示　・ 溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径　(7.3.8) ・審査（評定又は大臣認定）を受けた内容による ・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　(7.3.2) ・図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔） ・ 摩擦面の処理　(7.12.4) ・ブラスト処理（表面粗度 50μmRz 以上） ・ブラスト処理以外の特別な処理方法 ・図示　・ すべり耐力等の確認方法　※すべり係数試験 試験方法等　・図示　・
・アンカーボルト	(7.2.4)(7.3.2)(7.10.3) 適用　(7.2.4)(7.10.3) ・構造用アンカーボルト セットの種類（JIS B 1220） ・ABR400　・ABR490　・ 形状、寸法 ・図示　・ ・建方用アンカーボルト 種類　・SS400　・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書表 7.2.3 による　・ 形状、寸法　・図示　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　(7.3.2) ・図示
●溶接材料	(7.2.5) 溶接材料　(7.2.5) ・標準仕様書 7.2.5(a)(b)による ・標準仕様書 7.2.5(a)(b)以外の溶接材料 材料及び使用箇所　・図示
・ターンバックル	(7.2.6) 種類　(7.2.6) 建築用ターンバックル胴　※割枠式　・ 建築用ターンバックルボルト　※羽子板ボルト　・ ねじの呼び　(7.2.6)　・図示　・
・デッキプレート	(6.8.3)(7.2.7)(7.7.8) 材質、形状及び寸法　(6.8.3)(7.2.7) 適用箇所 / 材質・形状・寸法 / 備考 ・デッキプレート単独の構法 ・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法 ・床型枠用 床型枠用を使用する場合において受注者は、施工に先立ち施工の安全性を確認する事。 開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む） ・図示　・ 鉄骨部材への溶接方法　(7.7.8)　・図示　・ 耐火認定 ・有り 耐火時間　・図示　・ ・無し
・レール及びその付属品	(7.2.8) 形状及び寸法等　(7.2.8) ・図示　・
・スタッド	(－) 材質、形状及び寸法　※頭付きスタッド　JIS B 1198　・ 種類等 呼び名 / 呼び長さ（mm） / 適用箇所 ・16 ・19 ・22
・柱底均しモルタル	(7.2.9) モルタルの種別　(7.2.9) ・無収縮モルタル 無収縮モルタルの材料及び調合等 ※標準仕様書 7.2.9（b）（1）から（4）による　・ ・標準仕様書 7.2.9(a)によるモルタル
●工作図	(7.3.2) 監督職員による現寸検査　(7.3.2)　●行わない　・行う 増築工事等を含め、既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上作成を行う
●製作精度	(7.3.3) ※標準仕様書 7.3.3 及び H12 建告第 1464 号第二号イによる H12 建告第 1464 号第二号イ（1）（2）のただし書きによる補強は、「突合わせ継手の食い違い仕口のすれの検査・補強マニュアル」による
●鉄骨の仮組	(7.3.10) 仮組を行う範囲　●図示　・
・溶接技能者の技量付加試験	(7.6.3) 試験の要領　・図示　・
●溶接接合	(7.6.4)(7.6.7) 開先の形状　(7.6.4) ●図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-2） ・ スカラップの形状　(7.6.7) ●図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-4） ・ エンドタブの切除する部分　(7.6.7) 適用箇所　●図示 溶接部の余盛り高さ　(7.6.7) ●JASS6 付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 3［溶接］による ・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位　(7.6.7) ●図示

●現場溶接の有無	●なし ・有り
●入熱、パス間温度の溶接条件	（－） 鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ●図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-4） ・ 適用箇所 ●図示 ・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
●溶接部の試験	(7.6.11) ●完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 (7.6.11) ●工場溶接の場合 AOQL（%） ※4.0 ・2.5 節 ・全て ・ ・ ・ 検査水準 ※第６水準 ・ ・ ・ ・工事現場溶接の場合 AOQL（%） ※4.0 ・2.5 突合せ継手の食い違い・仕口のずれの検査 「突合わせ継手の食い違い・仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査②
・錆止め塗装	(7.8.3) 塗料の種別 (7.8.3) ・鉄鋼面の錆止め塗料 屋外 ※標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 Ａ種 ・ 屋内 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 （ ）種 ・ ・亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.2 （ ）種 ・ ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る） ※標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 Ａ種 ・ ・塗装を行う耐火被覆材の接着する面 適用箇所 ・図示 ・ 塗料の種別 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 （ ）種 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.2 （ ）種 ・
・耐火被覆	(7.9.2～7.9.7) 種類 (7.9.2～7.9.7) 種類 / 材料・工法 / 性能（耐火時間） / 適用箇所（部位・部分） ・耐火材吹付け：・乾式吹付けロックウール / ・半乾式吹付けロックウール / ・湿式ロックウール / ・ / ・ ・耐火板張り：・繊維混入けい酸カルシウム板 / ・ ・耐火材巻付け：・高断熱ロックウール / ・ ・ラス張りモルタル塗り：－ 材料及び工法は、建築基準法に基づき定められたもの又は認定を受けたものとする
●建方精度	(7.10.2) ※JASS6 付則6「鉄骨精度基準」付表［工事現場］による (7.10.2)
●アンカーボルト等の設置	(7.10.3) 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 (7.10.3) ・図示 ・ 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.10.3) 種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 (7.10.3) ※標準仕様書表 7.10.2（※Ａ種［厚さ50］ ・Ｂ種［厚さ30］）による
・軽量形鋼構造	(7.11.2) 接合部（ボルト接合の場合） (7.11.2) ・普通ボルト接合 ・
・溶融亜鉛めっき（主要構造部及びその他構造耐力上主要な部分に限る）	(7.12.3)(表 14.4.2) 種別等 (7.12.3)(表 14.4.2) 亜鉛めっきの種別 / 材料 / 適用部位 Ａ種：最小板厚 6.0mm 以上の形鋼、鋼板 Ｂ種：最小板厚 3.2mm 以上、6.0mm 未満の形鋼、鋼板 Ｃ種：普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚 2.3mm 以上、3.2mm 未満の形鋼、鋼板

８章 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

項 目	特 記 事 項

・補強コンクリートブロック造

(8.2.2.5)

ブロックの種類

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
※空洞ブロック-16				※無・有		
・型枠状ブロック-20				※無・有		
・				※無・有		

各部の配筋 ※図示 ・

・コンクリートブロック帳壁及び塀

(8.3.2.3)

ブロックの種類

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モジュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	(表8.3.1)以外の適用箇所	備考
・空洞ブロック-08				※無・有		
・空洞ブロック-16	・120 ・150			※無・有		
・空洞ブロック-20				※無・有		

各部の配筋 ※図示 ・

・ＡＬＣパネル

(8.4.2～5)

パネルの区分	単位荷重(N/m²)	厚さ(mm)	長さ(mm)	耐火性能	表面加工	構法の種別
・外壁パネル	・ 1180 ・ 1960	・ 100 ・		有（1）時間	・平 ・意匠	・Ａ種 ・Ｂ種
・間仕切壁パネル		・ 100 ・		・有（1）時間 ・無	・平 ・意匠	・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種
・屋根パネル	・980	・ 100 ・		有（0.5）時間	平	Ｆ種
・床パネル	・ 2350 ・ 3530	・ 100 ・		有（ ）時間		

外壁屋根パネルの工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合
外壁、間仕切り壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取合い部の
目地幅(mm) ・20 ・
外壁、間仕切り壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填 ・適用する ・適用しない

・押出成形セメント板

(8.5.2～5)

パネルの種類	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F	・50 ・60		・Ａ種 ・Ｂ種	
	・D	・50 ・60	600		
	・T	60			
・間仕切壁パネル	・F	・50 ・60		・Ｂ種 ・Ｃ種	
	・D	・50 ・60	600		
	・T	60			

外壁パネルの工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

パネルの相互の目地幅(mm) ※長辺8、短辺15
出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm) ※15 ・
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する。

		開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅
	短辺	・ ・図示	・ ・図示

パネルに開口を設ける場合	長辺	・　・図示	・　・図示
パネルを切り欠く場合	短辺	・　・図示	・　・図示
	長辺	・　・図示	・　・図示

9章　防水工事

項　目	特　記　事　項

・アスファルト防水

(9.2.2～5)（表9.2.3～9）

屋根保護防水

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・A－1			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上・	・乾式保護材 ※コンクリート押え
・A－2				
・A－3	車庫屋根防水			
・B－1				
・B－2				
・B－3				
・AI－1		（材質）※JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き）又はJIS A 9511によるA種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b（スキンあり）（厚さ）・25mm ・50mm ・	※フラットヤーンクロス70g/m²程度・	
・AI－2				
※AI－3	屋根防水			
・BI－1				
・BI－2				
・BI－3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書表9.2.3から表9.2.8による　・

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書表9.2.5から表9.2.8による　・

平場の保護コンクリートの厚さ

こて仕上げ　※水下　80mm以上　・

床タイル張り　※水下　60mm以上　・

・乾式保護材

窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。

金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法(mm)	厚さ(mm)			
	幅(mm)			
寸法の許容差		厚さ：+10%、-5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		－
曲げ強さ・曲げモーメント(N・cm)（スパン50cmにおける単位幅1cmあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上（300）	320以上（200）	250以上（300）
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		曲げ強さ、曲げモーメントの凍結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと		
耐衝撃性能		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		質量500gのおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下かつ加圧時の最大変形量4/100以下
剛性(E×I)(スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性)		－	－	80000N・cm²以上

（試験方法）

（1）寸法の測定方法

（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmmmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。

（2）曲げ強さ試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。（窯業系パネルⅠ類は200サイクルまでとする。）

（3）吸水試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。

（4）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。

（5）吸水による長さ変化率試験は、試験体幅40mm×長さ160mm×素材厚さを乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又はJIS K 1464「工業用硫酸銅」に規定する品質に適合するメノウガラで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。

その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平に立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸漬する。

24時間経過した後、試験片を水中から取り出して軽く表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る。

吸水による長さ変化率（ΔL）は、次式によって求める。

（ΔL）＝（L2－L1）／L1×100　ΔL：吸水による長さ変化率（%）

L1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　L2：吸水時の標線間の長さ（mm）

(6) 耐衝撃性試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中衝撃試験によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度試験及び外観の損傷確認する。（窯業系パネルⅠ類は200サイクルまでとする。）－20±3℃の気中で約2時間の凍結、20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。

(7) 耐衝撃性試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S対応準拠支持方法による。

試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは記号（W1－1000又はW2－500）とする。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

屋根露出防水

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用
・D－1			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・D－2					・
・D－3					・
・D－4					・
・DI－1		（材質）※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの（厚さ）・25mm ・			・
・DI－2					・

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

※図示　・

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E－1		・E－2	厨房・空調機械室

保護層　・設ける（※図示　・　）　・設ない

立上りコンクリート打放し仕上げ

※標準仕様書表6.2.4「打放し仕上げ種別」のB種　・

押え金物の材質及び形状寸法

※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・

防水層の下地のモルタル塗り

・適用する　（施工範囲　※図示　・　）

・適用しない

屋上排水溝　※図示

施工標識　※屋根防水施工完了後、監督職員指示の場所（屋内）に取付

・改質アスファルトシート防水

(9.3.2.3)（表9.3.1～3）

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	防湿層	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用
・AS－T1				・	・	・

・AS−T2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・AS−J1						・
・AS−T3						・
・AS−T4						・
・AS−J2						・
・ASI−T1		(材質) ※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は JIS A 9511 による A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板 2 種 1 号若しくは 2 号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ) ・25mm ・	・設ける (改質アスファルト製造所の仕様による) ・設けない			・
・ASI−J1						・

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による ・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による ・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による ・
押え金物
※改質アスファルト製造所の仕様による ・

・合成高分子系ルーフィングシート防水

(9.4.2〜4) (表 9.4.1,2)

防水層の種別

種別	施工箇所	絶縁用シートの材質	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用 G
・S−F1				・・製造所の指定による	・・製造所の指定による	・
・S−F2						・
・S−M1				・・製造所の指定による	・・製造所の指定による	・
・S−M2						・
・S−M3						
・SI−F1			(材質) ※標準仕様書 9.4.2 (c)(3)(ii) による ・ (厚さ)25mm	・・製造所の指定による	・・製造所の指定による	・
・SI−F2						・
・SI−M1			(材質) ※標準仕様書 9.4.2 (c)(3)(i) による ・ (厚さ) ・25mm ・	・・製造所の指定による	・・製造所の指定による	・
・SI−M2		※発泡ポリエチレンシート ・				・

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	床塗り工法	下地モルタル塗り	立上り部の保護モルタル塗り厚さ
・S-C1	・	・	※標準仕様書 15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※標準仕様書 15.2.5 (c)(1)に準ずる ・	※7mm 以下 ・

屋上防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ ・

ルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表 9.4.1、表 9.4.2 及び表 9.4.3 による ・

固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ 0.4mm 以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板 ・

PCコンクリート部材下地及び ALC パネル下地で種別 S-C1 の場合の目地処理
・行う (・図示 ・) ・行わない
PC コンクリート部材の入隅部の増張り (種別 S-F1、SI-F1、S-C1 の場合)
・行う (・図示 ・) ・行わない
ALC パネル下地の入隅部の増張り (種別 S-C1 の場合)
・行う (・図示 ・) ・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法

●塗膜防水

(9.5.3) (表 9.5.1,2)

防水層の種別

種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	保護層	高日射反射率防水の適用 G
・X−1		・・製造所の指定による	・・製造所の指定による		・
●X−2	屋根	・●製造所の指定による	・●製造所の指定による		●
・Y−1	※地下外壁防水 ・				
・Y−2	※屋内防水 ・			・適用する ・適用しない	

●2 成分反応形アクリルゴム系屋根塗膜防水工法(アロンコートSQ-S アロンMD クールカラーSI) 同等

・ケイ酸質系塗布防水

(9.6.1,3) (表 9.6.1,2)

防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
※C−UI		・C−UP	

・脱気装置

(9.2.3) (9.3.3) (9.5.3)

防水種別		種類	設置数量
D-1 D-2 D-3 D-4 DI-1 DI-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 ASI-T1 ASI-J1		※アスファルトルーフィング類製造所の仕様による ・	※アスファルトルーフィング類製造所の仕様による ・( )㎡あたり( )個
X-1	・平面造脚脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ポリエチレン樹脂 ・ABS 樹脂 ・ステンレス ・鋳鉄	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・( )㎡あたり( )個
	・立上がり部脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・( )㎡あたり( )個

●シーリング

(9.7.2,3) (表 9.7.1) (9.7.5)

下表以外は、標準仕様書表 9.7.1 による。
ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは 11 章に、カーテンウォールの場合のシーリングは 17 章による。

施工箇所	シーリング材の種類 (記号)

シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)(1)〜(3)による ・

・ステンレスシート防水

ステンレスシーム溶接屋根工法
ステンレスシートの全ての継目をシーム溶接により連続溶接し、防水層を形成する。
下記以外の必要事項はJASS8による。
材料
ステンレスシートの材質及び表面仕上等は下記により、板厚は0.4mmとする。
※JIS G4305（冷間圧延ステンレス鋼板および鋼帯）
・SUS304　・SUS445J2　・
施工箇所　（　　）
成型材の働き幅（・450mm程度　・280mm程度　　）
表面仕上げ　（・No.2D　・　　）
・JIS　G3320（塗装ステンレス鋼板）
・SUS304　・SUS445J2　・
施工箇所　（　　）
成型材の働き幅（・450mm程度　・280mm程度　　）
固定用材料
固定吊子
材質　（※SUS304　・　　）
その他の固定用金物の材質は製造所の仕様とする。

ドレンの形式は製造所の仕様による。
下葺材料（下葺防湿材、下葺緩衝材等）は製造所の仕様による。
断熱材を下地と防水層の間に用いる場合は、特記仕様書19章「断熱材」による。
その他、上記以外の材料については、製造所の仕様による。

検査・試験
・完成後清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認すること。
なお確認方法等は、標準仕様書1.2.2施工計画書による品質計画で定める。
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

10章　石工事

項　目	特　記　事　項

・施工

(10.1.3.5)
石材の割付け　※標準仕様書10.1.3(a)(1),(2)による　・図示
粗面仕上げの場合ののみ込み部分の仕上げ　※粗面仕上　・図示　・
屋内の床を本磨きとする場合のワックスかけ
・行う（適用箇所　※すべて　・　　）
・行わない

・石材等

(10.2.1,3)（表10.2.1,2）
天然石

施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面仕上げ	備考
床	・1等品 ※2等品		※正方形に近い矩形 ・				
	※1等品 ・2等品						

テラゾブロック

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状	仕上げ面	寸法(mm)	表面仕上げ	備考
	※大理石 ・花こう岩	※15~12 ・	・平もの ・役もの	・片面 ・両面		・粗磨き ・水磨き ・本磨き	

テラゾタイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考
	※大理石 ・花こう岩	※15~12 ・	・300型 ・400型	・粗磨き ・水磨き ・本磨き	

取付け用モルタル、既調合の目地モルタル、石裏面処理材、裏打ち処理材
※石材施工業者の指定する製品　・

・外壁湿式工法

(10.2.2,3)（10.3.2,3）
石材の厚さ（mm）　※有効厚さ25以上　・
受金物　材質　※SS400　・
形状及び寸法　・L-75×75×6(mm)の加工　長さ100mm
・L-75×75×6(mm)の加工　長さ150mm
・
アンカーの材質及び径　※SS400 M12　・図示
あと施工アンカーの材質及び寸法　・図示　・
ドレンパイプの材質　・樹脂ネット製パイプ　クロスメッシュ巻き　25~35φ
・ステンレス（SUS304）
石裏面処理　・適用する　・適用しない
裏打ち処理　・適用する　・適用しない
下地ごしらえ　※流し筋工法
・あと施工アンカー工法
・あと施工アンカー・横筋流し工法
目地　一般目地　目地幅(mm)　※6以上　・
シーリング材　・適用する　・適用しない
伸縮調整目地
位置　※標準仕様書表11.1.1による　・図示
シーリング材の目地寸法　※標準仕様書9.7.3(a)(3)による　・図示

・内壁空積工法

(10.2.2)（10.4.2,3）
受金物　材質　※SS400　・
形状及び寸法　・L-75×75×6(mm)の加工　長さ100mm
・L-75×75×6(mm)の加工　長さ150mm
アンカーの材質及び径　※SS400 M12　・
あと施工アンカーの材質及び寸法　・図示　・
石材の厚さ（mm）　※有効厚さ20以上　・
石裏面処理　・適用する　・適用しない
裏打ち処理　・適用する　・適用しない
下地ごしらえ
※あと施工アンカー・横筋流し工法　・あと施工アンカー工法
・
目地　一般目地　目地幅(mm)　※6以上　・
シーリング材　・適用する　・適用しない
伸縮調整目地
位置　※6m程度ごと　・図示
シーリング材の目地寸法　※標準仕様書9.7.3(a)(3)による　・図示

・乾式工法

(10.2.2)（10.5.2,3）（表10.2.4）
石材の厚さ（mm）
外壁　※有効厚さ30以上　・
内壁　※有効厚さ25以上　・
取付け方式　・スライド方式　・ロッキング方式
アンカーの材質及び径　※ステンレス(SUS304) M10　・
あと施工アンカーの材質及び寸法　・図示　・
だぼ用の穴の位置　※標準仕様書10.5.2(b)(1)による　・図示
石裏面処理　・適用する　※適用しない
裏打ち処理　・適用する　※適用しない
外壁の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない
目地　目地幅(mm)　※8以上　・図示　・
シーリング材　・適用する（※標準仕様書9章7節による　・図示）
・適用しない

・床及び階段の石張り

(10.6.2,3)
石材の厚さ（mm）　・
床石張りの裏面処理　・適用する　・適用しない
階段張りの裏面処理　・適用する　・適用しない
目地　一般目地　目地幅(mm)　・図示　・
シーリング材　・適用する　・適用しない
伸縮調整目地
位置　※床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他部材との取り合う箇所
・図示
シーリング材の目地寸法　※標準仕様書は9.7.3(a)(3)による　・図示

・アーチ、上げ裏等の石張り

(10.2.2)（10.7.1,2）
石材の厚さ（mm）　・
取付け工法　・内壁空積工法　・乾式工法
取付け金物　※標準仕様書10.2.2(c)による　・
引金物、だぼ、かすがい及び受金物　※標準仕様書10.2.2(a)による　・
ファスナー　※標準仕様書10.2.2(b)のスライド方式に準じる　・
吊金物及び化粧吊りボルト
・設ける　吊金物　※ステンレス(SUS304)径6mm長さ80mm（加工物）　・
吊りボルト　※ステンレス(SUS304)M10化粧ナット付き　・
・設けない
あと施工アンカーの材質及び寸法　・図示　・
石裏面処理　・適用する　・適用しない
裏打ち処理　・適用する　・適用しない
目地　一般目地　目地幅(mm)　※6以上　・
伸縮調整目地
位置　※他の部位との取合い部　・図示
シーリング材の目地寸法　※標準仕様書9.7.3(a)(3)による　・図示

・笠木、甲板等の石張り

(10.2.2)（10.7.1,3）
石材の厚さ（mm）　・
取付け工法　・外壁湿式工法　・乾式工法
取付け金物　※標準仕様書10.2.2(c)による　・
引金物、だぼ、かすがい及び受金物　※標準仕様書10.2.2(a)による　・
ファスナー　※標準仕様書10.2.2(b)のスライド方式に準じる　・
あと施工アンカーの材質及び寸法・図示　・
石裏面処理　・適用する　・適用しない
乾式工法の場合の取付け代　※標準仕様書10.5.3(b)による　・
石裏の補強用モルタル　・適用する　・適用しない

項　目	特　記　事　項
・伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	(11.1.3)（表11.1.1） 位置　※標準仕様書表 11.1.1 による　　・図示
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り	(11.2.2,3,7)

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り材	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験焼成　・行う　※行わない
見本焼き　・行う　※行わない
モルタル塗りのコンクリート素地面の処理
　・MCR 工法　・目荒し工法（高圧水洗処理）　・
壁タイル張りの工法
　内装タイル　　・改良積み上げ張り
　外装タイル　　・密着張り　　・改良積上げ張り　　・改良圧着張り
　内装タイル以外のユニットタイル　　・マスク張り　　・モザイクタイル張り

既製調合モルタル
　モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能）

項目		品質・性能
保水率		70.0%以上
単位容積質量		1.8kg/ℓ以上
接着強さ	標準時	0.6N/mm²以上
	温冷繰り返し後	0.4N/mm²以上
長さ変化率		0.2%以下
曲げ強さ		4.0N/mm²以上

（試験方法）
（1）試料の調製
　製造業者の定める、正味量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。
　練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10．2に規定する練り混ぜ機を使用し、練り混ぜに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間で材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
（2）保水率の試験方法
　JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5A ろ紙（直径11㎝）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、（1）で練り混ぜた試料を金 べらで平滑に詰め込む。
　その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後ろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
　保水率=50／平均値×100　　（注）50：リング型わくの内径 mm
（3）単位容積質量の試験方法
　JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
（4）接着強さ（標準時）の試験方法
　イ）適用タイルが「モザイクタイル」の場合
　　①試験体の作製　JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書Bのうち種類：試験B-1に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水洗いを行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付する。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押し、又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。
　　その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で養生を行い、これを試験体とする。
　　②試験方法　JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.9 付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全て0.6N/mm²以上を確保していること）
　ロ）適用タイルが「小口タイル・二丁掛タイル」の場合
　　①試験体の作製　JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B規定のうち種類：試験B-1に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水洗いを行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ7mmになるように塗付する。直ちにJIS A5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押し、又はプレス成形による施ゆうの「小口タイル 108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。
　　その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で養生を行い、これを試験体とする。
　　②試験方法　「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
（5）接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
　　①試験体の作製　「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
　　②温冷繰返し試験　「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.10 温冷繰返し試験に準じて行う。
　　試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに−20±2℃の恒温器中で3時間冷凍し、次いで50±2℃の別の恒温器中で3時間加温。この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び割れの有無を目視によって調べる。
　　温冷繰返し後の接着強さ試験方法　「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全て0.4N/mm²以上を確保していること）
（6）長さ変化率の試験方法
　JIS A6203「セメント瓦用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
（7）曲げ強さの試験方法
　JIS A6916「建築用下地調整塗材」の7.11 曲げ強さ試験に準ずる。
　試験室の状態：試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

既製調合目地材
（品質・性能）

項目	品質・性能
保水率	30.0%以上
長さ変化率	0.2%以下（収縮）
吸水量	50g 以下
単位容積質量	1.80kg/1ℓ以上

（試験方法）
（1）試験の条件
　試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RH の標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。
（2）試料の調整
　正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2ℓの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。
　練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」10.1 に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら 30 秒間に材料を投入し 3 分間練り混ぜて試料とする。
（3）保水性（ろ紙法）
　JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200㎜、横200㎜、厚さ5㎜）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5Aろ紙（直径18.5cm）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50㎜、高さ10㎜、厚さ3㎜）を設置し、2）で練り混ぜた試料を金べらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1㎜まで測定する。
試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
　保水率（%）=50／平均値×100
　　注）50：リング型わくの内径（㎜）
（4）単位容積質量
　（2）で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.3 に規定する方法で求める。
（5）長さ変化率
　（2）で調整した試料を用いてJIS A 1171 の7.6 長さ変化率試験に従って行う。
（6）吸水量
　（3）で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」10.に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。

・接着剤による陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り	(11.3.2～4,7)

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐滑り性		備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験焼成り　・行う　※行わない
見本焼き　・行う　※行わない
接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・
外装壁タイル接着材張りにおける目地のシーリング材
　打継ぎ目地　※ポリウレタン系シーリング材　・
　ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系シーリング材　・
　伸縮調整目地　※変成シリコーン系シーリング材　・
　その他の目地　※変成シリコーン系シーリング材　・
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
　・MCR 工法　・目荒し工法（高圧水洗処理）　・

・陶磁器質タイル（セラミックタイル）型枠先付け

（11.4.2.3）（表11.4.1）

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	再生材料の適用G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試張り　・行う　※行わない

見本焼き　・行う　※行わない

タイル型枠先付けの種類

種　類	適用タイル	タイル型枠先付け面のせき板の種別
・タイルシート法	・小口タイル ・二丁掛けタイル	・標準仕様書6.8.3(b)(2) ・金属製タイル先付け用パネル ・
・目地桝法		
・桟木法	大形タイル	

・ハンギング工法

接着張りまたは金物固定（メーカー仕様による）

受　板：アルミ押出成形品（メーカー仕様による）

下　地：システム下地・縦胴縁・ファスナー（サイズ・材質等はメーカー仕様）

表面処理は、下記による

アルミ：　種別　※B-1　・　　分類　※Ⅲ　・

鋼　製：　溶融亜鉛メッキ　※C種　・

ｽﾃﾝﾚｽ：　※H-L　・

外壁パネルの耐震性能

層間変位追従性能が、次の値で満足しており安全であることを確認したもの。

RC造、SRC造：層間変形角1／200　　S造：層間変形角1／100

外壁パネルの工法

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）

・適用しない

12章　木工事

項　目	特　記　事　項

・表面仕上げ

（12.1.4）

表面仕上げの種別	適用箇所
・A種	
※B種	
・C種	
・D種	

・製材G

（12.2.1）（12.5.1）（12.6.1）（12.7.1）

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間柱等の適用
			※2級 ・		※A種 ・B種　・	・
			※2級 ・		※A種 ・B種　・	・
			※2 級　・		※A種 ・B種　・	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間柱等の適用
見え掛り面			※上小節 ・		※A種 ・B種　・	・
見え掛り面以外			※小節以上 ・		※A種 ・B種　・	・
					※A種 ・B種　・	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間柱等の適用
			※1等 ・		※10%以下 ・A種　・B種	・
			※1等 ・		※10%以下 ・A種　・B種	・
			※1等 ・		※10%以下 ・A種　・B種	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間柱等の適用
			（　　）	・適用する	・適用する	※A種	・
			造作材の場合 （※A種・B種）	・適用しない	・適用しない	・B種 ・	
			（　　） 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・	・
			（　　） 造作材の場合 （※A種・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・	・

・代用樹種を使用できない箇所（　　）

・造作用集成材G

（12.2.1）

ホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	間柱等の適用
			※1等　・2等	・
			※1等　・2等	・
			※1等　・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	間柱等の適用
	化粧薄板： 芯材：			※1等　・2等	・
	化粧薄板： 芯材：			※1等　・2等	・
	化粧薄板： 芯材：			※1等　・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	間柱等の適用
	化粧薄板： 芯材：			・
	化粧薄板： 芯材：			・
	化粧薄板： 芯材：			・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間柱等の適用
				※15%以下	・
				※15%以下	・
				※15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間柱等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間柱等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・

・造作用単板積層材G

（12.2.1）

ホルムアルデヒド放散量

※規制対象外　・

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間柱等の適用
		・有り （加工：　・天然化粧加工 ・塗装加工） ・無し　（等級：　　）	・適用する ・適用しない	・
		・有り （加工：　・天然化粧加工 ・塗装加工） ・無し　（等級：　　）	・適用する ・適用しない	・

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理	間柱等の適用
		・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（ ）	※14％以下 ・	・適用する ・適用しない	・
		・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（ ）	※14％以下 ・	・適用する ・適用しない	・

・床張り用合板等

(12.2.2.1)

ホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・

・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理	間柱等の適用
	※5.5 ・	・しな ・ラワン	※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C−D以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・
	・		・1類 ・2類	・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・
	・		・1類 ・2類	・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 G

施工箇所	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間柱等の適用
	※2級以上 ・1級	※針葉樹 ・広葉樹	※1類 ・特類	※ C-D以上 ・	※12 ・		・適用する ・適用しない	・適用する（ ） ・適用しない	・
	・2級 ・1級		・1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する（ ） ・適用しない	・
	・2級 ・1級		・1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する（ ） ・適用しない	・

・パーティクルボード G

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ ・	※P又はM ・		※15 ・
		・			・

・構造用パネル

施工箇所	等級	厚さ(mm)
	・1級　・2級 ・3級　・4級	
	・1級　・2級 ・3級　・4級	

・接着剤

(12.2.2.2,3)

接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・

・防腐・防蟻処理

(12.3.1.2)

・防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位：（ ）
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※標準仕様書 12.3.1(3)(ii)①～④による　・
	・
	・

・ボード原料接着材への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位（ ）

13章　屋根及びとい工事

項　目	特　記　事　項

・長尺金属板葺

(13.2.2.3)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用コイル ・		※0.4	・心木なし瓦棒葺 ・立平葺（中間リブ付） ・鋼板葺 ・横葺 ・	

下葺材料　※アスファルトルーフィング940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般タイプ　・複層基材タイプ　・粘着層付タイプ）
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない
雪止め　・設置する（施工箇所　・図示　・　）

・折板葺

(13.2.2)(13.3.2.3)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分		耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
		山高	山ピッチ					
	・重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形			（ ）種	※鋼板製 ・アルミ合金板製	・0.6 ・0.8 ・1.0	・有り ・無し	※30分 ・無し
	・			・	・			

材料　板及びコイルの種類　※JIS G 3322の屋根用コイル　・
塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号（ ）
断熱材　・有り（種別：　厚さ(mm)：　防火性能：　時間）
・無し
裏打材　・有り　・無し
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない

●とい

(13.5.2.3)(表13.5.5)

といの材種　※配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管（・VP　・RF-VP G）
●ステンレス製
ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
鋼管製といの防露巻き
※適用する（工法：※標準仕様書表13.5.5による　・　）
・適用しない
ルーフドレン

種　別	施工箇所	径（mm）
・ろく屋根用（・縦型　・横型）		・
・バルコニー用		
・バルコニー中継用		

●ステンレス製竪樋は下記による。
ビルステン丸樋　呼称50　(株)タニタハウジングウェア 同等
●ステンレス製軒樋は下記による。
デカノキ角12号　(株)タニタハウジングウェア 同等

14章　金属工事

項　目	特　記　事　項

●ステンレスの表面仕上げ

(14.2.1)

種　類	施工箇所（手すり、タラップ、建具以外）
※HL　程度	
・鏡面仕上　程度	
●No.2B　程度	

・ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の表面処理

(14.2.2)(表14.2.1)

種　別	皮膜又は複合皮膜の種類	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
・A-1 種	※ AA15 ・	
・A-2 種（・ｱﾝﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）	※ AA15 ・	
・B-1 種	※B ・A2	
・B-2 種（・ｱﾝﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）	※B ・A2	
・C-1 種	※AA6 ・	
・C-2 種（・ｱﾝﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）	※AA6 ・	
・D 種		
・		

陽極酸化皮膜の着色方法　※二次電解着色
・三次電解着色（色合等は、監督職員の指示による）

・鉄鋼の亜鉛めっき

(14.2.3)(表14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
・溶融亜鉛めっき	・A 種	
	・B 種	
	※C 種	
・電気亜鉛めっき	・D 種	
	・E 種	
	・F 種	

・軽量鉄骨天井下地

(14.4.2～4)(表14.4.1)

野縁等の種類 屋外　※25 型　・19 型　　屋内　※19 型　・25 型
屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　※図示　・
周辺部の端からの間隔　※図示　・
野縁の間隔　※図示　・
吊りボルトの間隔が 900mm を超える場合
補強方法　※図示　・
天井のふところが 1.5m 以上 3.0m 以下の場合
補強方法　※標準仕様書 14.4.4(h)(1)～(2)による　・図示
天井のふところが 3.0m を超える場合
補強方法　※図示　・
天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※図示　・
補強方法　※図示　・
断熱インサート　※使用する（内断熱を施した面）

・軽量鉄骨壁下地

(14.5.3)(表14.5.1)

スタッド、ランナーの種類
※標準仕様書表 14.5.1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・図示
スタッドの高さが 5.0m を超える場合　※図示　・

・金属成形板張り

(14.6.2.3)(表14.2.1)

種別	製法	形状	板幅(mm)	板厚(mm)	表面処理 種別	表面処理 皮膜等の種類
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ	※押出し ・ロール	ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ形	・100	・1.0	・B-1 種	※B ・
	・プレス ・	ﾊﾞﾈﾙ形			・B-2 種（・ｱﾝﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）（※標準色 ・特注色）	※B ・
	・				・C-1 種	※ AA6 ・
					・C-2 種（・ｱﾝﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）（※標準色 ・特注色）	※ AA6 ・
					・D 種	
					・	・

取付け用下地　※標準仕様書 14.4 による ・図示
伸縮調整継手 ・設ける（施工箇所　※図示　・　　）　※設けない

・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木

(14.7.2.3)(表14.2.1)(表14.7.1)

種類　・250 形　・300 形　・350 形　・100 形　・400 形（押出　板厚 2.5mm）
表面処理　種別（　）種　皮膜等の種類（※標準仕様書表 14.2.1 による　・　）
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
（※標準色　・特注色）
特注色の色合等については、監督職員の指示による。
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない

・手すり及びタラップ

(14.8.2.3)

手すり　・ステンレス製　SUS304（表面処理　※HL 程度　・No.2B 程度　・　）
・鋼製　（表面処理　※溶融亜鉛めっきC種　・　　）
タラップ　・ステンレス製　SUS304（表面処理　※研磨なし　・　　）
・鋼製　（表面処理　※溶融亜鉛めっきC種　・　　）

15章　左官工事

項　目	特　記　事　項

・モルタル塗り

(15.2.2.5)

既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）　形状（※図示　・　　）
・設けない
床の目地　・設ける（工法※押し目地　・　　）　・設けない
外装タイル張り下地の下地モルタルの接着力試験
・適用する　・適用しない

・防水剤
（品質・性能）

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の 5%以下
凝結及び安定性	（凝結）JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の 8 の規定によって行う。 凝結時間　始発：1 時間以上　終結：10 時間以内
	（安定性）JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の 9 の規定によって行い、収縮性、膨張性のひび割れ及びそりについて確認する。
曲げ及び圧縮強度比	JIS A 1404 に規定する、JIS R 5201 の 10.の規定によって行う。 曲げ強度比及び圧縮強度比　70%以上
吸水比	JIS A 1404 に規定によって行う。　吸水比　95%以下
透水比	JIS A 1404 に規定によって行う。　透水比　80%以下 ただし、透水試験における水圧は、3.0×105Pa とし 1 時間行う

●床コンクリート直均し仕上げ

(6.2.5)(15.3.2)

下表以外は標準仕様書 15.3.2 による

施工箇所	平たんさ(mm)	備考
フリーアクセスフロア（支柱調整式）範囲	1m につき 10 以下	
フリーアクセスフロア（溝構造）範囲	3m につき 7 以下	

・セルフレベリング材塗り

(15.4.2)(表15.4.1)

・せっこう系　・セメント系

●仕上塗材仕上げ

(15.5.2)

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・

仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Si	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー塗り）
	・外装薄塗材E	・	・ささ波状
	・可とう形外装薄塗材E	・	・平たん状
	・防水形外装薄塗材E	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材S	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け　・こて塗り）
	・内装薄塗材C	・	・砂壁状じゅらく
	・内装薄塗材L	・	・京壁状じゅらく
	・内装薄塗材Si	・	
	・内装薄塗材E	・	吸放湿性　・適用する　・適用しない
	・内装薄塗材W	・	耐湿性　・適用する　・適用しない
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Si	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材E	・	
	・内装厚塗材C	・	吸放湿性　・適用する　・適用しない
	・内装厚塗材L	・	上塗材　・適用する　・適用しない
	・内装厚塗材G	・	
	・内装厚塗材Si	・	
	・内装厚塗材E	・	
●複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	●ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材CE	・	
	・複層塗材Si	・	耐候性　※耐候形 3 種
	・複層塗材E	・	上塗材
	・複層塗材RE	・	耐候性　※耐候形 3 種　・
	・防水形複層塗材CE	・	溶　媒　※水系　・溶剤系
	●防水形複層塗材E	●	樹　脂　※アクリル系　・
	・防水形複層塗材RE	・	外　観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材RS	・	・ﾒﾀﾘｯｸ 増塗材　・適用する　・適用しない
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・	
	・こて塗用軽量塗材	・	・砂壁状 ・平たん状
・透湿弾性複層塗材		・	・ゆず肌　・凸部処理　・凹凸状 上塗材 溶　媒　・水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹　脂　（　　） 所要量 製造所標準量の中間値以上とする

	●防水形複層塗材Eは下記による。 ハイラバーウォール　神東塗料(株)同等 下地調整材　※C−2　・C−1　・CM−2 シーリング目地部隠蔽　※しない　●する
・ALCパネルの場合の下地処理	(15.5.4) 内壁目地部の形状　※V形目地付き　・
・マスチック塗材塗り	(15.6.2) 種別　・A種　・B種（仕上材塗りEP-G　※B種　・A種）
・ロックウール吹付け	(15.8.2.3) ロックウールのホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・ 吹付け厚さ(mm)　※図示　・25　・

16章　建具工事

項　目	特　記　事　項
・防火戸	(16.1.3) ※建具表による　・
●見本の製作等	(16.1.4) 建具見本の製作　・行う（建具符号：　　） ●行わない 建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・納まり等が分かる程度のもの 特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　） ●行わない
●防犯建物部品	(16.1.6) ・適用する（※建具表による　・　　） ●適用しない
・アルミニウム製建具	(16.2.2,4,5)（表14.2.1） 性能等級 外部に面する建具　・A種（建具符号：※建具表による　・　　） ・B種（建具符号：※建具表による　・　　） ・C種（建具符号：※建具表による　・　　） 防音ドアセット・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 断熱ドアセットG　・適用する　断熱性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 断熱サッシG　・適用する　断熱性の等級（H−3　絶縁型） （建具符号：・建具表による　・外部に面する建具） ・適用しない 耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 枠の見込み寸法　※建具表による 耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力（※1　・1.15　・1.3）倍に対して構造耐力上安全であること。 表面処理 外部に面する建具　・B-1種　・B-2種　・ 皮膜等の種類（※標準仕様書表14.2.1による　・　） 着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー） （※標準色　・特注色） 使用環境分類　※Ⅲ　・Ⅱ 使用環境分類は、「軽金属製品協会規格　ビル用アルミニウム建材の環境別表面処理基準」による分類を示す。 表面処理仕様基準　※B　・A2 屋内の建具　※C-1種　・C-2種　・ 皮膜等の種類（※標準仕様書表14.2.1による　・　） 着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー） （※標準色　・特注色） 結露水の処理方法　※図示　・ 水切り板、ぜん板　※図示　・ 特注色の色合等については、監督職員の指示による。
・網戸等	(16.2.3) 種類：防虫網 材種：・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製 線径：※0.25mm以上　・ 網目：※16~18メッシュ　・ 種類：防鳥網 材種：ステンレス(SUS304)線材 線径：1.5mm 網目：網目寸法15mm
・樹脂製建具	(16.2.5)(16.3.2~5) 性能等級 外部に面する建具　・A種（建具符号：・建具表による　・　　） ・B種（建具符号：・建具表による　・　　） ・C種（建具符号：・建具表による　・　　） 防音ドアセット・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（・T-1　・T-2） （建具符号：・建具表による　・　　） ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシG　・適用する　断熱性の等級（・H-4　・H-5　・H-6　） （建具符号：・建具表による　・　　） ・適用しない 枠の見込み寸法　※建具表による　・ 耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力（※1　・1.15　・1.3）倍に対して構造耐力上安全であること。 表面色　※標準色　・特注色 特注色の色合等については、監督職員の指示による。 水切り板、ぜん板　※図示　・ ガラス　※図示　・
・鋼製建具	(16.2.2)(16.4.2~4)(表16.4.2) 性能等級 簡易気密型ドアセット　・適用する （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性　※S-4（建具符号：※建具表による　・　　） ・S-5（建具符号：※建具表による　・　　） ・S-6（建具符号：※建具表による　・　　） ・ 防音ドアセット・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシG　・適用する　断熱性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 耐風圧性能 建築基準法施工例第82条の4に規定される風圧力（※1　・1.15　・1.3）倍に対して構造耐力上安全であること。 鋼板 材料：※JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板） めっき付着量：※Z12又はF12　・ 厚さ：※標準仕様書表16.4.2による　・ 材料：・JIS G 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板） めっき付着量：※Y08　・ 厚さ：※標準仕様書表16.4.2による　・
・鋼製軽量建具	(16.2.2)(16.5.2~4) 性能等級 簡易気密型ドアセット　・適用する （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 防音ドアセット・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシG　・適用する　断熱性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 鋼板　※亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板 鋼板の厚さ　※標準仕様書表16.5.1による　・ 召合せ、縦小口包み板の材質　・鋼板　※ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金の押出形材
●ステンレス製建具	(16.2.2)(16.4.2)(16.6.2~4) 性能等級 簡易気密型ドアセット　●適用する （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性　※S-4（建具符号：※建具表による　・　　） ・S-5（建具符号：※建具表による　・　　） ・S-6（建具符号：※建具表による　・　　） 防音ドアセット・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシG　・適用する　断熱性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　） （建具符号：※建具表による　・　　） ・適用しない 耐風圧性能 建築基準法施工例第82条の4に規定される風圧力（※1　・1.15　・1.3）倍に対して構造耐力上安全であること。 鋼板（屋外）　※SUS430JIL、SUS443J1、SUS304　●SUS316 鋼板（屋内）　※SUS430、SUS430JIL、SUS443J1、SUS304　●SUS316 表面仕上げ　※HL仕上げ　・鏡面仕上げ　●No.2B ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ ●止水性能 水位2mの漏水量（試験報告書）1.5リットル以下相当（浸水面積1m2 1時間当たり）

・木製建具

(16.7.2～4)

建具材の加工、組立時の含水率　※B種　・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・

・フラッシュ戸
　表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ア）合板程度　・　　） 不透明塗料塗り （※しな合板程度・　　） 板面の品質（　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・天然木 化粧合板G	樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・特殊加工 化粧合板G	化粧加工の方法 （・オーバーレイ　・プリント・塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（・1類　・2類）	

　表面板の厚さ　※表 16.7.6 による　・
・かまち戸
　かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
　見込み寸法　※36mm　・建具表による　・
・ふすま
　張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
　上張り　(押入等の裏側以外)・鳥の子　※新鳥の子又はビニル紙程度
　縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
　見込み寸法　※19.5mm　・建具表による　・
・戸ふすま
　見込み寸法　※30mm　・建具表による　・
・紙張り障子
　見込み寸法　※30mm　・建具表による　・
枠、くつずりの材料　・建具表による　※図示

●建具用金物

(16.8.2.3)(表 16.8.1)

金物の種類・見え掛り部の材質等
　※標準仕様書表 16.8.1 及び適用は建具表による　・
樹脂製建具に使用する丁番　※標準仕様書表 16.8.3 による　・
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置　●建具表による　・

●錠前類
【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
デッドボルトの出寸法は 17mm 以上とする。
鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。

（性能）

使用頻度による性能	1)（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40 万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の 2 倍未満であり、動作に支障がない。
	2)キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10 万回）を行った後、試験前の回転トルクの 2 倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締まり錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダだけの回転トルクが 10N･cm 以下とする。
	3)キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10 万回）を行なった後、試験前の回転トルクの 2 倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
	4)キーの抜き差し繰り返し試験（10 万回）を行なった後、キーの抜き差しに要する荷重は 10 N 以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1 箇所 1 段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N･cm とする）
外力に対する性能	1) デッドボルトの押込み強度試験（10 KN）を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は 8 ㎜ 以上 であること。
	2) デッドボルトの側圧強度試験（10 KN）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
	3) デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8 J）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態(デッドボルトの突出量が 8 ㎜未満）にならないこと。
	4)デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験(58.5 J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
	5)（シリンダ本締まり錠はグレード 3 以上の埋込錠の場合）ストライクプレートの厚さ 1.5 ㎜ 以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ 1.6 ㎜ 以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
使用扉の質量に対する性能(シリンダ箱錠のみ)	1) ラッチボルトの側圧強度試験（4 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
	2) レバーハンドルのねじり強度試験（3.5 KN・㎝）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
	3) 握り玉のねじり強度試験（3 KN・㎝）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
	4) ハンドルの引張強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
	5) ハンドルの垂直荷重強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
鍵	1) かぎ（鍵）数は、1.5 万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
	2) 同一タンブラーの使用数は、60 % 以下とする。また、6 本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大 2 連続までとしていること。

試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物―錠―第1部：試験方法）による。

【レバーハンドル】
（性能）

ねじり強度	レバーハンドルのねじり強度試験（3.5 KN・㎝）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
引張り強度	ハンドルの引張強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
垂直荷重強度	ハンドルの垂直荷重強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

試験方法は、 JIS A 1541-1（建築金物―錠―第1部：試験方法）による。

●クローザ類
（品質・性能）

性能試験項目 ＼ 区分				① ドアクローザ		② ヒンジクローザ		③ フロアヒンジ	
初期値	閉じ力及び効率による区分(注1)(注2)	Grade 2	番手	閉じモーメント(N・m)	効率(%)	閉じモーメント(N・m)	効率(%)	閉じモーメント(N・m)	効率(%)
			1	5 以上	30 以上	5 以上	30 以上	5 以上	30 以上
			2	10 以上	30 以上	10 以上	30 以上	10 以上	30 以上
			3	15 以上	35 以上	15 以上	35 以上	15 以上	35 以上
			4	25 以上	40 以上	25 以上	40 以上	25 以上	40 以上
			5	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上
			6	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上
	閉じ速度（秒）			常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8 秒に調整できること。					
	温度依存性（℃）			緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ入力		60 N･m 以下 但し、コンシールド型は 200 N･m 以下		100 N･m 以下		100 N･m 以下	
		ストップ解除力		8 N･m 以上		3 N･m 以上		10 N･m 以上	
	バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向に荷重 60 N／m²を開扉 50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に 20°まで開く間の時間は 0.8 秒以上としていること。		－		－	
	ディレードアクション性能（秒）ディレードアクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）			開扉 90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		－		－	

	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）		―	―	±3㎜以内
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N·m）	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	―	―
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	―	―
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		―	―	耐久試験後 ±6㎜以内
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回	10万回	30万回

注1 パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2 コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1 を選定する場合は、図示による。

（試験方法）
1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法―第3部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
2）試験ドアの質量は、1番手は25㎏、2番手は40㎏、3番手は60㎏、4番手は80㎏、5番手は100㎏、6番手は120㎏とする。

●鍵

(16.8.4)

マスターキー　●製作する　・製作しない
その他の鍵　※各室3本1組　・
鍵箱　※有り（　本用　個）　・無し

・自動ドア開閉装置

(16.9.2.3)

自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2	※標準仕様書表16.9.1による ・	・適用する ・適用しない	・マットスイッチ ※光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・※行う（適用箇所は建具表による） ・行わない
・SWD-1 ・SWD-2	※標準仕様書表16.9.2による ・			
・図示	・			

（品質・性能）
駆動装置・制御装置

項目	品質・性能
作動電圧	定格電圧に対し90%～110%の電圧で作動に異常がない
適用使用周囲温度（℃）	-10℃～40℃
電動機の焼損防止措置	電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置

検出装置（本体センサー、補助センサー）

項目	品質・性能			
作動電圧範囲	定格電圧90％～110％で作動させた時に異常がないこと。			
出力接点容量	有接点		無接点	
	AC	0.3A以上（抵抗負荷）	DC 50V	0.1A以上（抵抗負荷）
	DC 30V	0.3A以上（抵抗負荷）	―	―
	DC 50V	0.1A以上（抵抗負荷）	―	―
応答時間（秒）	0.3以下			
検出範囲	試験により確実に作動すること。			
適用使用周囲温度（℃）	−10℃～40℃			

（試験方法）
（1）応答時間
0.3m／secの早さで移動している標準被試験体が検出範囲に入ってから、ON信号を出力するまでの時間を測定する。
（2）検出範囲
a．ゴムマットスイッチは、直径100㎜の鋼製円柱（質量10㎏）を不感部を除く全面に静かに置いたとき、確実に作動すること。
b．上部取り付け形の動体検出形は、0.15m／secの速度で、検出範囲に近づけたとき確実に作動すること。
c．上部取り付け形の静止体検出形は、0.05m／secの速度で、検出範囲に近づけたとき、確実に作動すること。
注）取り付け位置などにより、上記によりがたい場合は、当該センサーに適した方法の試験を行い確実に作動することを確認する。
<試験条件>
（1）無目付センサー又は天井付センサーの検出体及び検出範囲試験は、JIS A 1551の7.6による。
（2）熱線スイッチ……被検出体表面温度、33±2℃とし、周辺温度は、被検出体表面温度より5℃±2℃低い値とする。
（3）超音波スイッチ…温度−10℃、湿度75%、風速10m／secとする。
（4）試験室の状態は、JIS Z 8703「試験場所の標準状態」の常温、常湿による。
（3）耐放射ノイズ
放射無線周波電磁界イミュニティ試験とする。（ただし、電界強度は一定とする。）

・自閉式上吊り引戸装置

(16.10.3)

性能　※標準仕様書表16.10.1による　・
（試験方法）
（1）耐久性（開閉繰り返し）試験
閉じ方は、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸が開鎖位置から閉鎖位置までの作動を確認できる試験を行う。
同じ試験に用いる試験体は引戸とし、開口内法有効寸法は高さ2000mm、幅は最大寸法とする。
適用手縫量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回の調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性試験成績書において2万回以上の耐久性を確認することで、試験を行うことができるものとする。
（2）耐衝撃性試験
落下高さ17cmにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。耐衝撃性試験に用いる試験体は引戸、開口内法有効寸法は高さ2000mm、幅900mmとする。適用手縫量の区分毎に試験を行う。
（3）気密性試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

・重量シャッター

(16.11.2.3)

シャッターの種類　・管理用シャッター　耐風圧強度（　）N/㎡
・外壁用防火シャッター　耐風圧強度（　）N/㎡
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
開閉機能による種類　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・

・軽量シャッター

(16.12.2～4)

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（　）N/㎡
スラットの材質
※JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量（※Z06又はF06　・　）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム−亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量（※AZ90　・　）
塗装　※標準色　・特注色（特注色の色合等については、監督職員の指示による）
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

・オーバーヘッドドア

(表14.2.1)（16.13.2.3）

セクション材料による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

アルミニウム形材の表面処理　※B−2種（・標準色　・特注色）
セクション材　※標準色　・特注色
特注色の色合等については、監督職員の指示による。
吹き込み防止　※サイドシール（3方）

・ガラス

(9.7)（16.14.2～4）（表16.14.1）

・合わせガラス

品種	構成種類	性能
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類
・網入磨き合わせガラス	・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅱ-1類　・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	種類	性能
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・Ⅰ類　・Ⅲ類
・型板ガラス	・型板強化ガラス	

・熱線吸収板ガラス

品種	性能	色調
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入磨き板ガラス	・1種　・2種	・ブルー　・グレー ・ブロンズ

・複層ガラス

品種	断熱性、日射熱遮へい性による区分	
・断熱複層ガラス	・1種	U1
	・2種	U2

・日射遮熱へい複層ガラス	・3種	・U3-1　・U3-2
	・4種	E4
	・5種	E5

封止の加速耐久性による区分　・Ⅰ類　・Ⅱ類　※Ⅲ類

・熱線反射ガラス

品種	日射遮熱へい性	耐久性
・熱線反射ガラス 色調（・ブルー　・グレー）	・1種	A種
・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ　・シルバー）	・2種	・A種　・B種
	・3種	B種

反射被膜面　※内面　・外面
映像調整　　・行わない　・行う

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
・フロート倍強度ガラス	―
・熱線吸収倍強度ガラス	・グレー　・ブルー　・ブロンズ

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 （枠見込み70㎜の方違い、片引き障子の場合） ・	※標準仕様書16.14.1による ・図示 ・
鋼製及び鋼製建具	・シーリング材 ・	※標準仕様書16.14.1による ・図示　・
ステンレス製	・シーリング材 ・	※標準仕様書16.14.1による ・図示　・
木製	・押縁	

・ガラスブロック

(16.14.5)

表面形状	呼び寸法	厚さ	色調 クリア	色調 乳白	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地(mm)	防火性能
・正方形	・125×125	80	・	・	※8～15 ・15～25 ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※6以上 ・	※6m以下ごとに幅10～25 ・図示 ・	※無し ・有り
	・160×160	・95 ・125	・	・				
	・200×200	・95 ・125	・	・				
	・320×320	95	・	・				
・長方形	・250×125	80	・	・				
	・320×160	95	・	・				

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材　・設ける（形状　※図示　・　　）
　　・設けない
力骨　材質　※ステンレス鋼(SUS304)　・
　　寸法　※径5.5mm　・
　　形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（　　）
シーリング材　※標準仕様書9.7.1による
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
　　寸法　※図示　・
　　形状　※図示　・
工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
　　※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
　　・適用しない
目地部の力骨の補強方法
　※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示　・

ガラス用フィルム

種　類	記　号	貼り面	日射調整 G	その他性能等
・ガラス飛散防止フィルム		・内貼り ・外貼り	・あり ・なし	
・日射調整フィルム G			※あり	
・				

品質　JIS A 5759による

17章　カーテンウォール工事

項　目	特　記　事　項

・取付方法、性能等

(17.1.3) (17.2.2) (17.3.2)

取付方法　・層間方式　・柱・梁方式　・方立方式　・スパンドレル方式　・

性能

耐震性能 水平方向(kH)	耐震性能 垂直方向(kV)	水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性能	耐温度差性(℃)
※1.0 ・	※0.5 ・	・W-4 ・W-5	・A-3 ・A-4	・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4	・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4	・30分 ・1時間	・80 ・70 ・60
					・H-5		

耐風圧性能
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
　　※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（※1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
　　・適用しない
主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）

支点間距離(h)	耐風圧性能	状態
4m以下	・たわみ量が±(1/150)×h かつ絶対量20mm以下であること ・	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと。
4mを超える	・	

層間変位追従性

建築物の構造種別	層間変位量（h=支点間距離）	変位後の状態
鉄骨造	・±(1/200)×h以上 ※±(1/100)×h以上	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと。 シーリングは補修程度の損傷であること。
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	・±(1/300)×h以上 ※±(1/200)×h以上	

シーリング材
　下表以外は標準仕様書9.7.1による

被着体の組合せ		シーリング材の種類 記号	シーリング材の種類 主成分による区分
金属	ガラス		
	石、タイル		
ガラス	ガラス		
カーテンウォール板間目地			

構造用ガスケット
　・適用する　（施工箇所　・図示　・　　）
　　材質　・クロロプレン系　・EPDM系　・シリコーン系
　　形状　・H型　・Y型　・C型
　　寸法(mm)　ガラス板厚（　）、支持枠の厚さ（　）、ウェブの寸法（　）
　・適用しない
断熱材 G
　種類　特記仕様書19章断熱材による。
　厚さ(mm)（　　）
　施工箇所　・図示　・
耐火材料

施工部位	種別	規格帯
・ファスナー部		
・取付ブラケット		
・パネル目地部		
・層間ふさぎ		

・メタルカーテンウォール

(17.2.2.3.5)

カーテンウォールの材料

材料	規格等	表面処理	映像調整
※アルミニウム製	※標準仕様書16.2.3による ・	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 皮膜等の種類（※標準仕様書14.2.1による　・　） 着色（・アルバー　・ブロンズ ・ブラック系　・ステンカラー）	・行う ・行わない
・			

製品及び取付位置の寸法許容差　※標準仕様書17.2.1～3による
ガラス溝の寸法、形状　※製造所の仕様による　・

・PCカーテンウォール

(17.3.2～5)(表17.3.1.2)

カーテンウォールの材料
　コンクリート　※標準仕様書17.3.2(a)による
　　・下表による（ただし、下記以外は標準仕様書17.3.2(a)による。

コンクリートの種類	設計基準強度(Fc)	所要スランプ(cm)

　鉄筋　※SD295A（・D13　・D10）
　補強鉄線の径(mm)　※3.2　・4.0　・5.0　・6.0
　配筋　※図示

取付用金物　※標準仕様書17.3.2(j)による　・下表による

金物種類及び部位	内部	外部
PC板打込み金物	※E種　・	※A種　・
PC板打込み取付ボルト	※E種　・	※ステンレスボルト
2次ファスナー	※E種　・	※A種　・
取付けベルト	※E種　・	※A種　・
レベル調整ボルト	※E種　・	※A種　・

先付けの材料　・サッシ枠　・ゴンドラ用ガイドレール
表面仕上げ材　・磁器質タイル
　　・石材（・花こう岩　・大理石　・　）
　　・
ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm)
　・h=-1～+2、W1及びW2=±1
製品及び取付位置の寸法許容差　※標準仕様書17.3.1～2による　・

18章　塗装工事

項　目	特　記　事　項

●材料

(18.1.3)

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
●防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所：　　)

●素地ごしらえ

(18.2.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗りの場合	※B種　・A種
鉄鋼面		※C種　・A種　・B種
亜鉛めっき鋼面		・A種　・B種　・C種
モルタル面及びプラスター面		※B種　・A種
コンクリート面（DP以外）及び、ALCパネル面		※B種　・A種
押出成形セメント板面		・A種　・B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	※A種　・B種
	目地：継目処理工法以外	※B種　・A種

●錆止め塗料塗り

(18.3.2.3)

下地面等		工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	※A種　・B種	※標準仕様書18.3.2(a)による
	見え隠れ部分	※B種　・A種	
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具	※A種　・B種　・C種	・A種　※B種 ※C種（8節EP-Gの場合）
	鋼製建具以外	※B種	

●塗装

(18.4.1～18.14.2)

塗装		種別	塗料の種類	高日射反射率塗料の適用G
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※A種　・B種	※1種・2種	
	木部屋内	※B種　・A種	※1種・2種	
	鉄鋼面	※B種　・A種	※1種・2種	
	亜鉛めっき鋼面	－	※1種・2種	
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種　・A種	－	
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種　・A種	－	
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	－	上塗り等級（・1・2・3）級	
	亜鉛めっき鋼面	－	上塗り等級（・1・2・3）級	
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A種	上塗り等級1級	
		・B種	上塗り等級2級	
		・C種	上塗り等級3級	
●つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面、モルタル面プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等	※B種　・A種	－	
	屋内の鉄鋼面	※B種　・A種	－	
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・A種	－	
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種　・A種	－	
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　・A種	－	
・ラッカーエナメル塗り(LE)		※B種　・A種	－	
・オイルステイン塗り(OS)		－	－	
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種　・A種	－	

高日射反射率塗装Gを適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。

19章　内装工事

項　目	特　記　事　項

・接着剤

(19.2.2)

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものとする
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示　・

・ビニル床シートG

(19.2.2～3)

種　類	JIS記号	施工箇所	色　柄	特殊機能	厚　さ(mm)	備考
発泡層のないもの	※FS ・		・無地 ・マーブル柄	・帯電防止 ・耐荷重性	※2.0 ・	
発泡層のあるもの	・		・無地 ・柄物	・防滑性 ・耐薬品性		

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　）
特殊機能
帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$程度
・

・ビニル床タイルG

(19.2.2)

JIS記号	施工箇所	色　柄	寸　法(mm)	特殊機能	厚　さ(mm)	備考
・FT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・2.5 ・3.0	
・KT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	・2.0 ・3.0	
・FOA		・無地 ・柄物	・500×500	・帯電防止 ・防滑性	・	

特殊機能
帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$程度
・

・ビニル幅木

(19.2.2)

材質　　※軟質　・硬質
高さ(mm)　※60　　・75　　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

・ゴム床タイル

(19.2.2)

色柄　（　　）
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)（　　）

・カーペット敷きG

(19.3.3.4)(表19.3.1)

・織じゅうたん

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備　考
・A種 ・B種 ※C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・無地 ・柄物 (標準品)	・適用する (性能：※人体帯電圧3kv以下 ・　) ・適用しない	

下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工　法	帯電性	備　考
・カットパイル	・5～7 ・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する (性能： ※人体帯電圧3kv以下 ・　) ・適用しない	
・ループパイル	・4～6 ・			
・レベルループパイル	・4 ・			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・

・ニードルパンチカーペット
厚さ（mm）（　）
帯電性　・適用する（性能：※人体帯電圧3kv以下　・　　）
・適用しない
備考　（　　）

・タイルカーペット

パイル形状	種　別	施工箇所	寸　法(mm)	総厚さ(mm)	備　考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カット、ループ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方　平　場　※市松敷き　・模様流し・
階段踊り部分　※模様流し　・市松敷き・
下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・
帯電性　・適用する（性能：※人体帯電圧3kV以下　・　　）
・適用しない
見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　　）
・適用しない

●合成樹脂塗床

(19.4.2)(19.4.3)(表19.4.1～7)

種　別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			表面仕上げ ※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ 溶剤 ※無溶剤系
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	表面仕上げ ・平滑仕上げ ・防滑仕上げ 溶剤 ※無溶剤系
・薄膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床			表面仕上げ ・平滑防塵 ・防滑防塵 溶剤 ・水性色　・溶剤系
			表面仕上げ ・平滑 溶剤 ・無溶剤系
・アクリル樹脂塗床 (JIS K 5970)			工程　・ 塗布量(kg/㎡) ・ 表面仕上げ ・平滑　・防滑 溶剤 ・水性色　・溶剤系 ・無溶剤系 仕上げ色 ・標準色　・

塗料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

●厚膜型エポキシ樹脂＋薄膜型エポキシ樹脂帯電防止複合工法
ケミコンダクトRE　(株)エービーシー商会 同等

・フローリング張り

(19.5.2～6)(表19.5.1～6)

単層フローリング

種　類	工　法	樹種	厚　さ(mm)	大きさ(mm)	仕上塗装	間地材等の適用
・フローリングボード 1等	・釘留め工法(根太張り)	※なら ・	15	板幅75 板長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法(直張り)	※なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ300以上		・
	・接着工法	※なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ300以上		・
・フローリングブロック 1等	・接着工法	※なら ・	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・
	・切込み工法	※なら ・	※15 ・	※303×303 ・	・塗装品 ・無塗装品	・
・モザイクパーケット 1等	接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・

複合フローリング

種　類	工　法	樹種	厚さ・大きさ(mm)	種別	防湿処理	仕上塗装	間地材等の適用
・天然木化粧フローリング	・釘留め工法(根太張り) ・釘留め工法(直張り)	※なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品	・
	・接着工法	※なら ・	板厚 ・8以上 ・ 板幅 ・75以上 ・ 板長さ 900以上				・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
接着工法の場合の裏面緩衝材　※合成樹脂発泡シート　・

現場塗装仕上げ　・行う(施工箇所　※仕上表による　　)
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り
・行わない

・畳敷き

(19.6.2)(表19.6.1)

種別　・A種　・B種　・C種　・D種(畳床：・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K・KT-N)

下地の種類　・標準仕様書　表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン)
・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

・せっこうボードその他ボード及び合板張り

(19.7.2,3)(表19.7.1)

種　類	JISの記号	厚さ(mm)、規格等	
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25　・	
・中質木毛セメント板	MW	・15　・20　・25　・	
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25　・	
・硬質木片セメント板	HF	・12　・15　・18　・21　・	
・普通木片セメント板	NF	・30　・	
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2(無石綿)　※6　・8	
・化粧けい酸カルシウム板	化粧FK	(標準色)・ウレタン樹脂 ※6	
・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ(※9　(不燃)・12・　) ・凹凸タイプ(・12(不燃)・15・　)	
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25　・	
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・25(ガラスクロス包)　・	
・せっこうボード	GB-R	壁	・9.5(準不燃) ※12.5(不燃)・15(不燃)
		天井	・9.5(準不燃) ※12.5(不燃)・15(不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃)化粧無(下地張り用) 化粧有(トラバーチン模様)	
・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5(準不燃)・12.5(不燃・準不燃)	
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃)・15(不燃)	
・せっこうラスボード	GB-L	9.5	
・化粧せっこうボード(木目)	GB-D	※9.5(準不燃)・12.5(不燃) 幅440mm程度 模様(・柾目　・板目)専用下地材有り	
・化粧せっこうボード(トラバーチン模様)	GB-D	9.5(準不燃)	
・化粧せっこうボード(特殊)	GB-D		
・普通合板		表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※ラワン程度　・　　) 不透明塗料塗り (※しな程度　・　　) 板面の品質(　　) 厚さ(mm)(　　) 接着の程度(・1種　・2種) ・防虫処理　・難燃処理　・防炎処理	
・天然木化粧合板		化粧板の樹種名(・なら　・しおじ　・　) 接着の程度(・1類　・2類) 厚さ(mm)(※4.2　) 化粧単板厚さ(mm)(※0.3未満　) ・防虫処理　・難燃処理　・防炎処理	
・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法 (・オーバーレイ　・プリント　・塗装) 表面性能(　　)タイプ 接着の程度(・1類　・2類) 厚さ(mm)(　　) ・防虫処理　・難燃処理　・防炎処理	
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による厚さ(※1.2・　)	
・ポリエステル樹脂化粧板		※4	
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・研磨板 ・化粧(　) タイプ	・3　・7　・9　・12 ・15 ・18　・21・24　・30
・単板張りパーティクルボード	VS	研磨板	・10　・12　・15
	VN	無研磨板	・18　・
・化粧パーティクルボード		・単板オーバーレイ　・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10(難燃)・12(難燃)・	
・ハードボード(素地)	HB	・無研磨板(・スタンダード　・テンパード) ・研磨板　(・スタンダード　・テンパード) ・2.5　・3.5　・5　・7	
・ハードボード(化粧)		・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7	
・インシュレーションボード	IB	A級(・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18	
	S-IB	・9　・12	
・フレキシブル板	F	・6　・8	
・化粧フレキシブル板	化粧F	(標準色)・ウレタン樹脂 ※6	

せっこうボード等の下地は図示による。
遮音シール材　　※適用する(・シーリング材　・ジョイントコンパウンド)
・適用しない
合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
合板類の張付け　　※B種　・A種
せっこうボードの目地工法の種類　※仕上げ表による

・壁紙張り

(19.8.2.3)

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

モルタル・プラスター面の素地ごしらえ　※B種　・A種
コンクリート・ALC面の素地ごしらえ　※B種　・A種
せっこうボード面の素地ごしらえ　※B種　・A種

●断熱材G

(19.9.2.3)

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した保温材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種

・発泡プラスチック保温材

種　類		厚さ(mm)	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材、断熱材	特号	・30	・壁、柱梁
		・50	・屋根床板下
●押出法ポリスチレンフォーム保温材、断熱材(スキンなし)	●2種b	・30　・	・壁、柱梁
		・50　・	・屋根床板下
		●25　・	
	・3種b(表皮付)	・50　・75	・断熱防水(平部)
		・25　・30	・断熱防水(立上)
		・30	・土間下
	・3種b	・30	・基礎側
		・	
・A種硬質ウレタンフォーム保温材、断熱材		・	
・フェノールフォーム保温材、断熱材(3種2号を除く)		・	

・人造鉱物繊維保温板

種類		追加仕様・工法等	厚さ(mm)	施工箇所
・グラスウール保温板	・32K	・撥水処理	・・	・
・ロックウール保温板	・　号	・	・・	・

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　※A種1　・B種1
厚さ(mm)　※図示　・25　・30　・

施工箇所	厚さ(mm)
一般部(　　)	・25　・
開口部廻り	・25　・
建具内	・充填　・
ルーフドレン廻りの床下版等	・25　・
部分的にあと張りしなければならない箇所	
図示	・25　・

・現場発泡断熱材
(品質・性能)

項目	品質・性能
難燃性	下記のいずれかによっていること (1) JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 (2) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験(コーンカロリー試験)に適合していること。
発熱性	準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の(1)～(3)に適合していること。 (1) 総発熱量が8MJ/m²以下であること。 (2) 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 (3) 最高発熱速度が、10秒以上継続して200kW/m²を超えないこと。

・その他の断熱材

種類	仕様・工法	厚さ(mm)	施工箇所

(試験方法)
(1) 原液試験(原液粘土試験)
JIS K 7117-1「プラスチック－液状、乳濁状又は分散状の樹脂－ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」による。
(2) 発泡品試験
1) 試料の作製は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。
2) 試料の状態調節は、JIS A 9526の6.2.2による。また、試験片の作製はJIS A 9526の6.2.3による。
3) 試験片の状態調節及び試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。
(3) 圧縮強さ試験
JIS A 9526の6.2.5により、測定はJIS K 7220「硬質発泡プラスチック－圧縮特性の求め方」による。
(4) 熱伝導率試験
JIS A 9526の6.2.6により、JIS A 1412-1「熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法－第1部：保護熱板法(GHP法)」又はJIS A 1412-2「熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法－第2部：熱流計法(HFM法)」によって、平均温度(23±2)℃、高温板と低温板の温度差(25±5)℃で熱伝導を測定する。
(5) 接着強さ試験
JIS A 9526の6.2.7による。
(6) 透湿率試験
JIS A 9526の6.2.8により、測定はJIS A 1324「建築材料の透湿性測定方法」又はJIS K 7225「硬質発泡プラスチック－水蒸気透過性の求め方」による。
(7) 難燃性の表面加熱試験
JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。
(8) 発熱性試験
建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

・その他の断熱材

種類	仕様・工法	厚さ(mm)	施工箇所
・	・	・	・
・	・	・	・

・ポリスチレンフォーム床下地材G

ノンフロンタイプ

工法	モルタル厚(mm)	パネル厚(mm)	施工箇所
・空練りモルタル工法及び均しモルタル工法	・	・	・和室
・筋モルタル密着工法及びモルタルダンゴ工法	・	・	・和室・洋室

●PF複合板

フレキシブル板厚さ(mm)	PF板厚さ(mm)	施工箇所
※6　・8	※30　・40　・	●屋根床板下
※6　・8	※30　・40　・	・

材質等は、特記仕様書19章「せっこうボードその他ボード及び合板張り」及び「断熱材G」による。

20章　ユニット及びその他工事

項　目	特　記　事　項

・フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考
	・置敷式 ・支持調整式	・500×500 ・	・	・1.0G ・0.6G	※3,000N ・5,000N	・帯電防止ビニル床タイル ※タイルカーペット ・	

寸法精度
※標準仕様書20.2.2(b)(5)(i)～(iii)による　・
厚さ　±0.5mm
平坦度　パネル周辺部　1.0mm以下
図心と各頂点を結ぶ線上部　2.0mm以下
表面仕上材の品質、性能は、標準仕様書19章による。
構成材の材質　・アルミニウム製　・鋼製(仕上げ:　　)　・
スロープ及びボーダー　※製造所の仕様による　・図示
配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※20～30パーセント
・
配線取り出し開口　※パネル1枚につき、40mm×80mm　程度の開口1箇所以上
・図示
空調用吹き出し(吸い込み)パネル　・なし　・あり(形式、施工箇所:図示)
コンセント本体は別途設備工事とする。

(性能)
(1) 耐荷重性能　変形5.0mm以下　残留変形3.0mm以下
(2) 耐衝撃性能　残留変形3.0mm以下及び損傷がないこと
(3) ローリングロード性能(3,000Nの場合の試験の適用は任意)
所定荷重1,000Nによる繰り返し試験後、残留変形3.0mm以下
(4) 耐震性能
イ) 固定台試験による耐震性能

項目	性能
① ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき又はコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の<適用地震時水平力>以上
② 上記①以外の部分が耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の<適用地震時水平力>以上

③ 適用地震時水平力を加力した時の支柱頂部の変位	設計床高さ≦250mm	5mm 以下かつ、適用地震時水平力を除荷した状態での変位がほぼ弾性範囲内
	設計床高さ＞250mm	構造床面からの高さの 1/50 以下

＜適用地震時水平力＞
- 3,000N 0.6G タイプ
  支柱一本が負担する床加重((㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数×0.6
- 3,000N 1.0G タイプ
  支柱一本が負担する床加重((㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数×1.0
- 5,000N 0.6G タイプ
  支柱一本が負担する床加重((㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数×0.6
- 5,000N 1.0G タイプ
  支柱一本が負担する床加重((㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数×1.0

ロ）振動台試験による耐震性能（設計床高さ≦300mm の場合のみ）
振動台試験において、パネルの脱落や使用上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がない。

（5）耐燃焼性能
建築基準法第2条第9号の規定に基づく不燃材料又は燃焼終了後の残炎時間が 0 秒

（6）帯電防止性能
0.6 以上

（7）感電防止性能
漏えい抵抗(R)≧1×10⁶Ω

（8）歩行感
通常の歩行において空洞音やかたつきがなく、歩行感に違和感がない

（9）メンテナンス性
交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。

（試験方法）
（1）耐震性能
1）設計床高さ≦300mm の場合
試験体ユニット 1000mm×2500mm 程度
所定の重りの質量　3000N：200kg　5000N：350kg
加振　0.6G：所定加速度 600cm／S2　1.0G：所定加速度 1000cm／S2
2）300mm＜設計床高さ≦600mm の場合
① 固定台による耐震性能試験
イ、支柱調整式一支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法－1　又は、試験方法－2による。
ロ、原則として、試験方法－1はパネル単体設置（Aタイプ）に適用し、試験方法－2はパネル連続設置（Bタイプ）に適用するものとする。
②試験方法－1
イ、試験は、ｺﾝｸﾘｰﾄ(JIS A 5371 ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品 種類：N300)に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。
ロ、加力方向は 支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は 3 個とする。
③試験方法－2
イ、試験は、ｺﾝｸﾘｰﾄ(JIS A 5371 ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品　種類：N300)に接着した数ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。加力方向は 支柱要素に対して最も不利な方向とする。
ロ、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱 1 本当たりの水平力とする。又、800mm×800 ㎜に荷重板 3,200 N（5,000 N／1 ㎡ 相当）を 1 箇所設ける。試験体数は 1 セットとする。
④零点補正及び測定記録
試験体と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の 1／2 程度の水平力を加力した後、速やかに除荷して“0”にした状態を零点とする。又、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。
3）共通事項
試験に使用する表面仕上げ材
種類：タイルカーペット　　繊維素材：ナイロン 100 %
パイル携帯：ループパイル　　パイル長：3.0 ㎜～4.0 ㎜
バッキング素材：塩化ビニル樹脂　全厚：6.0 ㎜～7.0 ㎜
単位質量：4.0 kg/㎡～64.0 kg/㎡　人体耐電圧：2KV 以下

・可動間仕切

(20.2.3)

構造形式	構成機材の種類		総厚さ(mm)	表面仕上材			遮音性能(dB/500Hz)	防火性能
	スタッド	パネル		材質	厚さ(mm)	パネル表面仕上げ		
・ｽﾀｯﾄﾞ式(内蔵) ・ｽﾀｯﾄﾞ式(露出) ・ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式 ・ﾊﾟﾈﾙ式				・鋼板 ・	※0.6 ・0.8	※メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付 ・壁紙張り ・焼付塗装	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

パネル内に取付ける建具　・あり（※図示　・　　）　・なし
ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは、標準仕様書 16 章 8 節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書 19 章による。
パネル材料のホルムアルデヒド放散量※規制対象外　・

・移動間仕切

(20.2.4)

走行方向	操作方法	圧縮装置の操作方法	総厚さ(mm)	表面仕上材		遮音性(dB/500Hz)
				材質	パネル表面仕上げ	
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36 未満 ・36 以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は標準仕様書 19 章による。
遮音性能は、JIS A 6512 に準拠し、中心周波数 500Hz の音についての透過損失とする。
ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
・図示

（品質・性能及び試験方法）
（1）パネル（表面材、心材、フレーム材、幅木、笠木及び補強材）及びハンガーレールは、JIS A 6512「可動間仕切」の表 9 又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接触腐食をおこさないもの又は防食処理を施したものとする。
（2）吊りボルト
JIS B 1051「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－第一部ボルト、ねじ及び植込みボルト」による。
（3）パネルの外観
JIS A 6512「可動間仕切」の 5.a) ～ c) による。
（4）ホルムアルデヒド等
JIS A　6512「可動間仕切」7 材料による。
（5）パネルの操作性
パネル操作の初動力は 98 N 以下とする。
（6）耐衝撃性
パネル圧接装置の耐久性試験後、質量 50Kg における衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれがないものとする。また、接点・接床部が外れないこと及び多少のずれを生じても圧接装置を復旧し、走行可能なものとする。
（7）遮音性能
遮音性試験は、JIS A　6512 に規定する透過損失単位による各区分ごとに、500Hz の音について透過損失の規定値に適合するものとする。
（8）パネル圧接装置の耐久性
パネル圧接装置の固定・解除は、7,500 回の繰返し耐久試験実施後、質量 50kg 衝撃試験で異常のないものとする。
（9）レールの耐久性
レールは普通パネルで吊り車 2 個が通過する部分を 1m以上とし、その通過回数が 30,000 回以上で異常のないものとする。
（10）吊り車の耐久性
吊り車は、走行距離 60 Km で操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。
（11）吊りボルトの引張強度
一本にかかる荷重の 15 倍以上の引張り強度があるものとする。
（12）ランナーの引張強度
引張試験を実施し、普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。

・トイレブース

(20.2.5)

表面材の材質	脚部		ドアエッジ	
	形状	材　質	形状	材　質
・ﾒﾗﾐﾝ樹脂系化粧板 ・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂系化粧板 ・	※幅木タイプ ・支柱 ・なし	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ※ｽﾃﾝﾚｽ製	・標準 ・R	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・表面材と同材

（品質・性能）
（1）パネル

項目	品質・性能
表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。
裏打材	JIS A 6512「可動間仕切」の表 9 に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防錆処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
心材	JIS A 6512「可動間仕切」の表 9 に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
枠材 エッジ材	JIS A 6512「可動間仕切」の表 9 に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とする。
小口	防水処理を施す。

（2）構造金物

項目	品質・性能
笠木	JIS A 6512「可動間仕切」の表 9 に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。
脚部（脚具、幅木）	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定する SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 とし、仕上げは HL 程度とする。
壁見切り金物	JIS A 6512「可動間仕切」の表 9 に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。 頭つなぎ等で使用するビス類の材質はステンレス製とする。
頭つなぎ等	

（3）付属金物

項目	品質・性能

ヒンジ ラッチセット	耐食性のあるものとする。
戸当り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。

（4）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5b）による。

（5）パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品質・性能		
	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性	開閉耐久性
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性（B法）の規定を満足していること。	―	JIS A 4702「ドアセット」9.4 開閉繰り返し試験によるスイングドア（開閉回数10万回）を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧合板に示された耐汚染性B試験において、試験片の表面に色が残らないこと。	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧合板に示された耐引っかき性B試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。	
ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。		
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。		

（試験方法）
（1）ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法―第2部：ドア用金物」に規定する試験による。
（2）戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験による。

パネル材料のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・

・視覚障害者用床タイル

(11.2.2) (19.2.2)

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）	備考
屋内		・塩化ビニル製	・300×300 ・	・7・	
		・磁器質タイル（セラミックタイル）G	・300×300 ・	・	
		・プレキャストコンクリート製	・300×300 ・	・	
屋外		・磁器質タイル（セラミックタイル）G	・300×300 ・	・	無釉
		・プレキャストコンクリート製	・300×300 ・	※60	

ブロックパターンは JIS T 9251 による

・階段滑り止め

(20.2.6)

材種	幅（mm）	取付け工法	端部フラットエンド	
※ステンレス製（SUS304） ビニルタイヤ入り ・	・約35 ・	※接着工法 ・埋込み工法	※あり	※ビニル製 ・ステンレス製
			・なし	―

・手すり

（ ― ）

材種	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所	備考
※集成材	※クリアラッカー ・	・35 ・45 ・		
・ステンレスパイプ	・HL ・			
・鋼製パイプ	・EP―G ・SOP ・			
・ビニル製ハンドレール				

・黒板及びホワイトボードG

(20.2.8)

種類		寸法（mm）	色彩	形式	
・黒板	※焼付け ・		※緑 ・黒	※平面 ・曲面	・スクリーン付き引分け ・
・ホワイトボード	ほうろう		白	※平面 ・曲面	・スクリーン付き引分け ・

・鏡

(20.2.9)

取付箇所　（　　）
寸法（mm）　・図示　・
厚さ（mm）　※5　・

●表示

(20.2.10)

区分	材質	寸法・形状（mm）	厚さ（mm）	取付高さ（mm）	印刷等の種別
・衝突防止表示（・両面　・片面）	・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・図示	・30φ ・図示	・市販品 ・	※図示 ・	・ｽﾃﾝﾚｽﾊﾞﾌ仕上 ・塩ﾋﾞｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ
・室名札	※ｱｸﾘﾙ板 ・	※図示 ・	・5 ・3	※図示 ・	※ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷
・ピクトグラフ	※ｱｸﾘﾙ板 ・	※図示 ・	・5 ・3	※図示 ・	※ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷
・とびら番号	※ｱｸﾘﾙ板 ・	※図示 ・	・5 ・3	※図示 ・	※ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷
・庁舎案内板	※ｱｸﾘﾙ板 ・	※図示 ・	・5 ・3	※図示 ・	※ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷
・各階案内板	※ｱｸﾘﾙ板 ・	※図示 ・	・5 ・3	※図示 ・	※ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷
・					

案内用図記号は JIS Z 8210 による。
誘導標識、非常用進入口等の表示は市販品とする。※消防法に適合する市販品　・
色、書体、取付け形式等は図示による。

●SUS316 t=2.0 2B W450×H300 局舎・架台フェンスに取付し、カッティングシートにて以下表記（表記例）
局舎：長浦（4号）局環境放射能調査設備
Nagaura（No.4）Bureau Environmental Radiation Facility
局舎・架台フェンス：立入禁止
KEEP OUT

●棚板

●棚板は下記による。
バリューエッジカウンター PNA6200GC2D　アイカ工業(株)　同等

●ブラケット

●ブラケットは下記による。
ステンレス製アングル　XL-SA01 型 XL―SA01-240S スガツネ工業(株)　同等

・煙突ライニング

(20.2.11)

煙突用成形ライニング材
適用安全使用温度　・400℃　・650℃　・
キャスタブル耐火材　煙突用成形ライニング材の製造所の指定する製品とする

（品質・性能）

種類	・ゾノトライト系けい酸カルシウムライニング材	・心材付き繊維積層ライニング材
適用安全使用温度	・400℃　・650℃	・400℃　・650℃
加熱線収縮率	2.0%以下	2.0%以下
曲げ強度	0.8N／㎟以上	2.0N／㎟以上
圧縮強度	1.0N／㎟以上	2.0N／㎟以上
ｽﾎﾟｰﾘﾝｸﾞ性	試験体に亀裂の発生、剥離あるいは脱落等がないものとする。	
透水性	試験体裏面に水滴が生じないものとする。	
耐酸性	試験体に形状変化が見られず、崩壊する危険性がないものとする。	
石綿	使用不可。	
ﾗｲﾆﾝｸﾞ材とｺﾝｸﾘｰﾄの境界温度	100℃以下とする。	

加熱線収縮率、曲げ強度、圧縮強度の確認は、社内試験成績書によることができる。

（試験方法）
（1）スポーリング性試験
適用安全使用温度（300 ℃）から適用安全使用温度まで 100℃間隔で 30 分間加熱冷却を繰り返し、各温度設定時の加熱終了及び冷却時の試験体亀裂、剥離、脱落の状況を観察する。（試験体は完成品とし、サイズは内径 600mm×長さ 1000mm 程度とする。）
（2）透水性試験
JIS A 5430「繊維強化セメント板」9.6 透水性試験による。
（3）耐酸性試験
1.0%濃度の硫酸及び硫酸水溶液に下記の方法で浸せきした後、試験体の外観を調べる。
試験は、試験体を温度 20℃、湿度 60%の試験室に 24 時間以上静置した後、酸水溶液に 1 週間（168 時間）浸せきする。（ただし、酸水溶液は 48 時間毎に交換する。）その後、48 時間以上温度 20℃、湿度 60 %の試験室に静置した後に外観観察を行う。（試験体のサイズは、100mm×50mm とする。）
（4）熱伝導率測定

JIS R 2616「耐火断熱れんがの熱伝導率の試験方法」による。
試験設定温度は 100 ℃、150 ℃、300 ℃、450 ℃、600 ℃とする

・ブラインド

(20.2.12)

形式	操作方法	種類		スラットの材質	スラット幅（mm）	ボックス・レールの材種	寸法・取付箇所
・横型	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式		※アルミニウム合金製 G ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	―					
・縦型	・手動	※2本操作コード式 ・1本操作コード式	・片開き ・両開き	・アルミスラット ・クロススラット ・	・80 ・ 100	アルミニウム合金製	・図示 ・
	・電動	―					

アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合Gとする。

・ロールスクリーンG

(20.2.13)

材種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	取付箇所	備考
※ポリエステル ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級 ・	・図示 ・	※図示 ・	

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による。

・カーテン

(20.2.14)

形式		開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・プリーツひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーツひだ、片ひだ		・図示 ・	
						（暗幕）

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合はGとする。
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm 以上　・

・カーテンレール

(20.2.14)

材種　・アルミニウム製　及びアルミニウム合金の押し出し成形材
※ステンレス製
形式　・シングル　・ダブル
・片引き
・引分け（暗幕用は 300mm 以上の召合せの重掛けとする）
強さによる区分　※　10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　・角形　・C 型　・D 型

・ブラインドボックス及びカーテンボックス

（－）

溝型×深さ（mm）　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　※図示
材質　・集成材（仕上げ：　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
表面処理・C-1
・C-2（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
・B-1
・B-2（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
皮膜等の種類　※標準仕様書表 14.2.1 による　・
・鋼製（仕上げ：　）
・木製　・青木（仕上げ：　）
・集成材（仕上げ：　）
サイドカバー　※有り　・無し

・コーナービート

材質　※ステンレス製　・アルミニウム合金　・

・天井点検口

（－）

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・気密形			

（品質・性能）
内外枠の材質　アルミニウム製
JIS H 4100 A6063S 又は同等の性能を有するもの
表面処理　陽極酸化皮膜 JIS H 8601（AA6）又は同等の性能を有するもの
（外部に用いる場合は、JIS H 8602 の B 種又は同等以上の性能を有するもの）
内枠及び外枠のコーナーピース
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
外枠の取付け金物
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
内枠の仕上げ材留付金物
アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの
耐久性能（繰り返し開閉試験）
（1）50 回、100 回、300 回の内蓋の垂れ下がりが 0.5mm 以内
（2）開閉試験後、使用上支障をきたす異常が無いこと。
枠の寸法許容差　±0.5mm 以内
外枠と内枠のクリアランス　片側 2.0mm 以内
・断熱材（特記仕様書 19 章断熱材による）　施工箇所（　）

（試験方法）
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
（1）試験体は、枠見込み 40 ㎜程度のものとする。
吊り金物は、外枠を天井下地取付け用チャンネルに直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上げ材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書 14 章 4 節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口 450 ㎜×450 ㎜を吊り金具 4 箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19 形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ 9.5 ㎜（JIS A 6901「せっこうボード製品」の GB－R の難燃 2 級又は発泡性 2 級以上）二重張りとする。
（2）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
（3）測定は、上記繰り返し試験において、各 50 回、100 回、300 回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。
（4）試験結果の判定は、下記による。
①100～300 回　内蓋の垂れ下がり　0.5 ㎜以内
②その他使用上において支障をきたす異常がないこと。

・床点検口

（－）

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

一般形：パッキンを装着しないもの及びがたつき防止用パッキンを装着したもの
密閉型：ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したもの
（品質・性能）以下のもの又は同等のものとする

部材名	材質	屋内外用	屋内用
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 の A6063S-T5 （表面処理） 標準仕様書表 14.2.1 の A-1 種、A-2 種、B-1 種、B-2 種	
	ステンレス	JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1L SUS 4 3J1 （表面処理）HL 又は No.2B 仕上げ程度	JIS G4305 の SUS430 （表面処理）HL 又は 2B 仕上げ程度
	鋼製	―	公共建築工事標準仕様書　表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
二重蓋の中蓋	鋳鉄	JIS G 5501 の FC150、FC200	
	その他	塩化ビニル樹脂製等	
目地材	黄銅	JIS H 3100　C2600、C2720、C2801P JIS H 3250　C3602、C3604B	
	ステンレス	JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1L SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304	
底板材及び受け枠材・蓋枠材のコーナーピース底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1L SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304	JIS G 4305　SUS430
	アルミニウム板	JIS H 4000（A1100P-H24） 表面処理：陽極酸化塗装複合被膜 JIS H 8601（AA15） JIS H 8602（B）	―
	鋼材	―	鋼板又は JIS G 3313 にメラミン樹脂焼き付け塗装若しくは、公共建築工事標準仕様書　表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等枠の材質、形状に適した弾力性、密着性、気密性を有するもの	
アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの又は同等の防錆性能を有するもの	
取手		黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする	
鍵		黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製（クロムめっき）の類とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする	
蓋の耐荷重性能		蓋中央部耐荷重値 Pn=1,000N において残留たわみが点検口の有効径の 0.08%以内であること 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと 破壊荷重は、荷重値の Pn の 2 倍以上であること	

受け枠寸法の許容差　±0.5mm 以内
蓋付寸法の許容差　±0.5mm 以内
受け枠と蓋枠のクリアランス　片側 2.0mm 以内

（試験方法）
耐荷重試験
試験体は、張物用とし、600mm 角程度、枠見込みは、40mm 以下とする。
試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mm の加圧板を設置し、加圧する。
本試験前に 200N を加圧した後、本試験を行う。
本試験は、1,000N で加圧、荷重除去を３回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。
測定は、蓋中央部にかかる加圧を 200N 増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について 1,000N まで３回繰り返す。

・収納家具、書架、物品棚

	品質・規格等	主要構造部材の材質	形状、寸法（mm）	備考
・収納家具	・JIS S 1033（ｵﾌｨｽ用収納家具）による	・鋼製　・木製	・図示	
・書架	・JIS S 1039（書架・物品棚）による	・鋼製　・	・図示	JIS S 1039 による種類 ・5 種・6 種・7 種・
・物品棚		・鋼製　・	・図示	JIS S 1039 による種類 ・5 種・6 種・7 種・
・移動式書架・物品庫		・図示	・図示	

ホルムアルデヒド放散量　※規格対象外　・第三種

・エキスパンションジョイント金物

材質	クリアランス（mm）	耐火性能	備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製	・50　・100 ・150　・	・有り（　　） ・無し	

外部は防水型とする

・くつぬぎマット

材種	受け枠	備考
※塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼（SUS304）製 ・	※ステンレス鋼（SUS304） ・硬質アルミニウム合金 ・	

・流し台ユニット

材種	寸法(mm) W	D	H	備考
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1200 ・900 ・600	―	―	市販品 ステンレス製 ・1 段式　・

品質・性能　JIS A 4420 による
形状　※図示　・

・旗竿

材種	形式	高さ（m）	操作方法	固定方法	備考
※アルミニウム合金製 ・	※テーパー式 ・同一断面式	・6 ・8 ・10 ・12	※ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式	

・旗竿受金物

※市販品
材種　※ステンレス製（SUS304）　・

・車止めさく

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)
・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式	・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・	・φ76.3　t=2.0	・GL＋700
・				

・既製躯体不自由者用手すり

材質　※ステンレス製
表面仕上げ　※塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂　・HL 仕上

●フェンス

種別	材質	形状
※格子フェンス（積雪寒冷地用） ・ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス ●ステンレスフェンス	※鋼製（焼付け塗装） ・ ・ ・ ●ステンレス製	※図示

高さ　●図示

●フェンスは下記による。
ステンレスネットフェンス SU-1N 型 JFE 建材フェンス㈱ 同等
ステンレスネット門扉 SU-1N-G 型 JFE 建材フェンス㈱ 同等
●基礎ブロックは下記による。
基礎ブロック シングル穴　矢崎コンクリート㈱ 同等

・屋外掲示板

材質　※ステンレス製
形式　※図示

・防煙垂れ壁

・固定式

材質	厚さ（mm）	高さ（mm）	備考
※網入り磨板ｶﾞﾗｽ ・線入り磨板ｶﾞﾗｽ	※6.8	※500	※ｱﾙﾐ製枠付き

・可動式

種類	材質	高さ（mm）	備考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※500 ・800	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はｱﾙﾐ製	※500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り ・

・ベビーチェア

材質　難燃樹脂　既製品　耐荷重 30kg
形式　※自立型　・壁掛け型
取付方法　※コーナー兼用　・平面
形状詳細　※座面可動　・座面固定

・ベビーシート

材質　難燃樹脂　既製品　耐荷重 30kg
形式　※自立型　・壁掛け型
おむつ台向き　・縦向き　・横向き
形状詳細　※小型（スリム）

・フィッティングボード

材質　難燃樹脂　既製品
寸法（mm）　400×50（使用時 520 内外）×670 内外
形状詳細　可動式、床固定型

・背もたれ

材質　難燃樹脂　既製品
寸法（mm）　400×50（使用時 520 内外）×670 内外
形状詳細　ロータンク用、壁固定式

・つえフック

材質　樹脂製　既製品
取付方法　壁面固定型

・コート掛け

材質　ステンレス製　既製品
シングルフック滑り落ちストッパー付き

・全身鏡

寸法（mm）　300×1,500　t16
・枠無し　・枠有り（ステンレス製）

・モップ掛け

材質　ステンレス製
形状（mm）　L－38×15×1.2　L=500

・パイプ棚

材質　ステンレス製　既製品
寸法（mm）　500×200 程度

・多目的シート

材質　難燃樹脂　既製品　耐荷重 100kg/f
床固定　可動式　手摺付（頭部クッション）
寸法（mm）　700×1,400 程度

●敷地境界板

●敷地境界板は下記による。
STS 境界掛掲示板（アルミ製）貼付用 SH-14 STS㈱ 同等

●SUS 製プルボックス	●SUS 製プルボックスは下記による。 プルボックス ステンレス製 被せふた 八洲電工(株) 同等
●SUS 製エキスパンドメタル	●SUS 製エキスパンドメタルは下記による。 ステンレス（SUS316）エキスパンドメタル（特注品）C-45（XS-63）稲田金鋼(株) 同等

21 章 排水工事

項 目	特 記 事 項

・屋外雨水排水

●排水管

材料 (21.2.1.2)(表 21.2.1.2)

材種	管の種類	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管（1 種）	・B 形管 ・	・図示 ・	
●硬質ポリ塩化ビニル管	●VP		・図示 ●75 ●40	
	・VU		・図示 ・	
	・RS−VU C		・図示 ・	

基床の厚さ及び種類 ※図示 ・
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤 ・

側塊の形状及び寸法 ・図示 ・
排水桝の種類 ・図示 ・

砂地業に用いる材料 ※標準仕様書 21.2.1(g)(1)による ・図示
砂利地業に用いる材料 ※標準仕様書 21.2.1(g)(2)による ・図示
コンクリート基礎等に用いる材料
※標準仕様書（6.14）により、設計基準強度 18N/mm² とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合（容積比） セメント 1：砂 2：砂利 4 程度とする。
・図示
凍上抑制層に用いる材料 ・
砂の粒度試験 ・行う
・行わない

・鋳鉄製ふた

(21.2.2)

名称	種類	適用荷重	鍵	備考
鋳鉄製マンホールふた	※水封形 ・簡易密閉形（パッキン式） ・密閉形（テーパ・パッキン式） ・中ふた付き密閉形（テーパ・パッキン式）	・T−2用 ・T−6用 ・T−20用	・有り ・無し	左記以外の品質等は（公社）空気調和衛生工学会 SHASE-S209 による

●グレーチング

(21.2.2)

材質	形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき(付着量)	上面形状
・鋼製	※受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた(横断用) ・溝ふた(側溝用) ・桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用	・細目 ・	・ （ ）	・凹凸形 ・
			・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・普通目 ・細目	・ （ ）	・平形 ・
●ステンレス製	※受枠付き、ボルト固定 ●受枠付き	・溝ふた(横断用) ・溝ふた(側溝用) ・桝ふた用 ●U字溝用	・歩行用	−	−	・凹凸形 ・
			・T-2用 ・T-6用 ●T-14用 ・T-20用	−	−	●平形 ・

●ステンレス製U字溝用蓋ふたは下記による。
ステンレス製 U字溝用 蓋 HYMSU 呼び15-10 高さH15 ピッチP10（スキマS6）荷重T14(株)長谷川鐵工所 程度

（品質・性能等）
<鋼製グレーチング>以下のもの又は同等のものとする

項目	品質・性能
メインバー、サイドバー及びエンドプレート	JIS G 3101 SS400
クロスバー	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3505 「軟鋼線材」SWRM
受け枠用アングル材	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3132 「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」SPHT
溶融亜鉛めっきの付着量	JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」による試験において溶融亜鉛めっきの付着量が HDZ40 以上又は、HDZ 50 以上
受け枠用アングル材	塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料
アンカー	間隔 側溝の場合 500mm 内外
ふた	幅及び長さの許容差 ±3.0mm
荷重性能	設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないものとする

<ステンレス製グレーチング>

項目	品質・性能
メインバー、クロスバー	JIS G 4303,JIS G 4304,JIS G 4305,JIS G 4308,JIS G 4318 の SUS304 又は JIS G 4304,JIS G 4305 の SUS430JIL
エンドバー、サイドバー	JIS G 4303,JIS G 4304,JIS G 4305,JIS G 4308, JIS G 4317,JIS G 4318 の SUS304,JIS G 4320 の SUS304 又は JIS G 4304,JIS G 4305 の SUS430J1L
受け枠用アングル材	JIS G 4304,JIS G 4305, JIS G 4317, JIS G 4320 の SUS304 又は JIS G 4304,JIS G 4305 の SUS430J1L
アンカー	JIS G 3101 SS400、塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行う。 間隔 側溝の場合 500mm 内外
表面仕上げ	2B 程度
ふた	幅及び長さの許容差 ±3.0mm
荷重性能	設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないものとする

（荷重試験方法）
設計荷重は以下の通りとする。

歩車道区分	荷重種別	側溝用 (KN)	横断溝用 (KN)	加圧面積 (cm)
車道	T-20	78.5	109.8	20×50
	T-14	54.9	76.9	20×50
	T-6	23.5	33.0	20×24
	T-2	7.8	11.0	20×16
歩道	4,903N/m²の等分布荷重			

試験体は、下記の種別ごとに強度計算における応力度が最大となる製品について試験を行う。
イ）溝ふた 横断用 T-20～T-2 のうち 1 体
歩道用 のうち 1 体
側溝用 T-20～T-2 のうち 1 体
ロ）U字溝用 側溝用 T-14～T-2 のうち 1 体
歩道用 のうち 1 体
設計荷重を基準として一方向繰り返し加力を行う。加力速度は、4,903N/s とする。繰り返し加力は 3 回行った後、残留ひずみ等がないか確認する。その後設計荷重の 1.5 倍まで加力し、溶接部のはずれ等異常の有無について確認する。

●街きょ、縁石、側溝

(21.3.1.2)（表 21.3.1）

街きょ、縁石、側溝

種類	形状、寸法
・縁石	・図示 ・
・L 形側溝	・図示 ・
●U 形側溝	・図示 ●呼び名 150
・U 形側溝ふた	・図示 ・
・	・図示 ・

地業の材料 ・再生クラッシャラン C ・切込砂利及び切込砕石
粒度 ・40（mm） ・80（mm）
砂利地業の厚さ ※100（mm） ・図示
コンクリート基礎等に用いる材料
※標準仕様書は（6.14）により、
設計基準強度 18N/mm² とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合（容積比） セメント 1：砂 2：砂利 4 程度とする。
・図示
凍上抑制層に用いる材料 ・
砂の粒度試験 ・行う
・行わない

・埋戻し土

(21.2.1)

※B種 ・

●雨水桝

●雨水桝は下記による。
改良桝 本体：300 型×500H、300 型×400H 蓋：コンクリート蓋 300 型蓋 小山工業(株) 同等

●汚水桝

●汚水桝は下記による。
改良桝 本体：180 型×300H 蓋：コンクリート蓋 180 型蓋 小山工業(株) 同等

22 章 舗装工事

項 目	特 記 事 項

・路床

(22.2.2.3.5)（表 22.2.2）

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 C	・図示 ・
・遮断層	・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量 10%以下） ・	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン C（80mm 級） ・クラッシャラン（80mm 級）	・図示 ・

	・切込み砕利（80mm級）又は砕石（80mm級） ・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量10%以下）	
・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下） ・	・図示 ・

路床安定処理
・添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントB種G
・フライアッシュセメントB種
・生石灰（　　）　・消石灰（　　）
添加量　　kg（目標CBR　・3以上　・　　）
目標CBRを満足する添加量の確認方法
・安定処理土のCBR試験　・

・ジオテキスタイル
単位面積質量　・60g/m²以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・
透水係数　・1.5×10⁻¹cm/sec以上　・
試験
砂の粒度試験　・行う　・行わない
路床土の支持力比（CBR）試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない
現場CBR試験　・行う　・行わない

●路盤

(22.3.2,3.5)(表22.3.1)
路盤の厚さ　※図示　●車道部150
路盤材料

種類	
砕石	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
再生材	・クラッシャランG
	・粒度調整砕石G
・クラッシャラン鉄鋼スラグG	
・粒度調整鉄鋼スラグG	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグG	

試験
路盤締固め度の試験　※行う　・行わない

●アスファルト舗装

(22.4.2～6)(表22.4.1,4)
アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・
材料
アスファルト　・再生アスファルトG　・ストレートアスファルト
骨材　・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材G
加熱アスファルト混合物等の種類

区分	種類
表層	・密粒度アスファルト混合物(13)（車道） ・密粒度アスファルト混合物(13)（歩道）

再生加熱アスファルト混合物等の種類及び標準配合G

区分	種類	アスファルト(%)	再生骨材(%)	基準密度
表層	・再生密粒度アスファルト混合物(13F)（車道）			
	・再生密粒度アスファルト混合物(13F)（歩道）			
	・再生細粒度アスファルト混合物(13F)（車道）			
	・再生細粒度アスファルト混合物(13F)（歩道）			
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)			

シールコートの施工
・行う　・行わない
試験
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じない程度
・

・コンクリート舗装

(22.5.2～4,6)(表22.5.1,3)
コンクリート舗装の構成及び厚さ

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	車路及び駐車場	・図示	・図示　・150　・
	歩行者用通路	・図示	・図示　・70　・

縁部立下り寸法等　・図示
材料
コンクリート　・標準仕様書表22.5.1による　・
早強セメント　・使用する　・使用しない
注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
目地
種類、間隔、構造　※標準仕様書表22.5.3及び図22.5.1による　・図示

・カラー舗装

(22.6.2～4)(表22.6.1)
カラー舗装の構成及び厚さ

カラー舗装の種類		部位	構成	厚さ(mm)
・加熱系	・アスファルト混合物	・車路 ・歩行者用通路	・図示	・図示 ・
	・石油樹脂系混合物			
・常温系	・			

常温系カラー舗装の着色部の下部　・アスファルト舗装　・コンクリート舗装
加熱系混合物に添加する材料　・着色骨材（　　）　・自然石（　　）
配合
結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量
・
ニート工法及び塗布工法の配合等

・透水性アスファルト舗装G

(22.7.2,3,6)
構成　・図示　・
材料
骨材　・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材G
試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの　・

・ブロック系舗装

(22.9.2～3)
・コンクリート平板舗装

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
※普通平板（N）G ・透水平板（P）G	※300角 ・	※60	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し

普通平板はG（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。
ただし、調達困難な場合は監督職員と協議する。
透水平板はG（透水性コンクリート）とする。
仕上がり面の平たん性　※歩行に支障のないものとし、コンクリート平板間の段差3mm以内とする。
・

・インターロッキングブロック舗装

種類	部位	形状	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm²)	備考
※普通ブロック（N） ・透水性ブロック（P）	車路	・図示	※80 ・	※5.0 ・	色彩、表面加工 ・標準品 ・
	歩行者用通路	・図示	※60 ・	※3.0 ・	

歩行者用通路に使用する普通ブロックはG（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。
透水性ブロックはG（透水性コンクリート）とする。
仕上がり面の平たん性　※歩行に支障のないものとし、ブロック間の段差3mm以内とする
・
インターロッキング用不織布（ジオテキスタイル）
・適用する　・適用しない
インターロッキング用不織布は、下記の規格とする

項目	規格値
引張強度	・98N/5cm(10kgf/5cm)以上
単位面積質量	・
透水係数	・1.5×10⁻¹cm/sec以上
厚さ(mm)	・0.5～1.0

（注）試験方法は、JIS L 1085及びJIS A 1218による。

・舗石舗装

種類	形状寸法(mm)	厚さ(mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)
・小舗石（花崗岩） ・	・図示 ・	・ ・	・うろこ張り ・	・コンクリート版	※70
				・アスファルト版	※50

仕上がり面の平たん性　※歩行に支障のないものとし、舗石間の段差3mm以内

・砂利敷き

(22.10.1)(22.9.2)
種別　・A種（施工範囲：　※図示　・通路　・　　）
・B種（施工範囲：　※図示　・建物周囲他　・　　）

・路面標示用塗料

（－）
路面標示用塗料はJIS K 5665による。

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
※3種1号 G	溶融	粉体状	※白 ・	※150 ・100	※1.0 ・
・1種 G	常温	粉状			
・2種	加熱				

G 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

種類	寸法（mm）	幅（mm）	色	材質
身障者駐車マーク	・W1,300×H1,500 ・W600×H700	線幅100程度	白	・合成ゴム（ガラスビーズ入、裏面粘着シート ・路面標示用塗料

23章　植栽及び屋上緑化工事

項　目	特　記　事　項

・植栽地の確認等

(23.1.3)

土壌の水素イオン濃度指数（pH）試験　・行う　・行わない
電気伝導度水溶性塩類（EC）の試験　・行う　・行わない

・植栽基盤の整備

(23.2.2、.4)

植栽	工法	有効土層の厚さ（cm）	整備範囲	土壌改良材
・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 （※100　・120　・150） 樹高7m以上～12m未満 （※80　・100） 樹高3m以上～7m未満 （※60　・80） 樹高3m未満 （※50　・60）	・葉張り部分 ※植栽培部分 ・図示 ・	・適用する ・適用しない
※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	・植栽培部分 ・図示 ・	・適用する ・適用しない

植栽基盤の排水設備　・設ける（※図示　・　　）　・設けない

・植込み用土

(23.2.3)

※現場発生土の良質土　・客土

・土壌改良材

(23.2.3)

・バーク堆肥 G
施工箇所　※植栽範囲　・図示
使用量　植栽基盤面積1㎡あたり　（　・50 l　・　　）

有機物の含有率（乾物）	70%以上
炭素窒素比（C／N比）	35以下
陽イオン交換容量（乾物）	70meq/100g以上
pH	5.5～7.5
水分	55～65%
幼植物試験の結果	生育阻害その他以上を認めない
窒素全量（現物）	0.5%以上
りん酸全量（現物）	0.2%以上
加里全量（現物）	0.1%以上

施工箇所の土壌および植栽する植物の性質から仕様が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

・汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） G
施工箇所　※植栽範囲　・図示
使用量　植栽基盤面積1㎡あたり　（　・10 l　・　　）
材料
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする

有機物の含有率（乾物）	35%以上
炭素窒素比（C／N比）	20以下
pH	8.5以下
水分	50%以下
窒素全量（現物）	0.8%以上
りん酸全量（現物）	1.0%以上
アルカリ分（現物）	15%以下 （ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない）

施工箇所の土壌および植栽する植物の性質から仕様が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

・樹木

(23.3.2)

樹種、寸法、株立数等　※図示　・

・支柱

(23.3.2,3)

支柱材　※丸太（間伐材） G　・真竹　・カラ松の焼き丸太
防腐処理方法　※加圧式防腐処理丸太材　・
形式　・図示　・添え柱形　・鳥居形　・ハつ掛　・布掛け
・ワイヤ支柱　地下埋設型支柱

・幹巻き用材料

(23.3.2)

材料　※幹巻き用テープ　・わら及びこも

・芝

(23.4.2,3)

種類
・ケンタッキーブリューグラス80%以上　・ノシバ
芝張りの工法
平地　・目地張り　※べた張り
切土法面　・目地張り　※べた張り
盛土法面　・目地張り　※べた張り

・吹付けは種

(23.4.2)

種子の種類	発芽率	種子の量（g/㎡）	備考
ｹﾝﾀｯｷｰﾌﾞﾘｭｰｸﾞﾗｽ ｸﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾚｯﾄﾞﾌｪｲｸ ﾊｰﾄﾞﾌｪｲｸ （種子は3種以上の混播とする。）	※発芽率80%以上	1.0g/㎡ 5.0g/㎡ 2.0g/㎡	
・	・		

肥料
※高度化成肥料（窒素、りん酸、加里の有効成分が共に10%以上で合計40%以上のもの）

・地被類

(23.4.2)

樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数
・	・	・	・

・樹名板

※合成樹脂製（・立込式　・樹木添架式）

・新植、移植樹木、芝等の枯保証

(23.3.4,6)(23.4.7)

新植樹木（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯補償の期間
※引渡しの日から1年　・無し
移植樹木の枯損処置を行う期間
※引渡しの日から1年　・無し

平成３１年度原子力艦環境放射能調査整備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新に係る設計

電気設備仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　　沖縄県うるま市勝連町平安名

2．建物概要

建物名称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
局舎	鉄筋コンクリート造	地上1階	***	１５項	*築

3．工事種目　（　●印の付いたものを対象工事種目とする。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	局舎					屋外
●電灯設備	新設一式					
○動力設備						
○電熱設備						
○雷保護設備						
○受変電設備						
○電力貯蔵設備						
○発電設備						
○構内情報通信網設備						
○構内交換設備						
○情報表示設備						
○映像・音響設備						
○拡声設備						
○誘導支援設備						
○テレビ共同受信設備						
○テレビ電波障害防除設備						
○監視カメラ設備						
○駐車場管制設備						
○防犯・入退室管理設備						
○火災報知設備						
○中央監視制御設備						
●通信用配管設備	新設一式					
○構内配電線路						
●構内通信線路	新設一式					

4．指定部分（●印の付いたものを適用する。）

●　無

○　有　　下記の部分については、平成　　年　　月　　日までに行うこととする。
（対象部分：　　）

5．工事発注区分

下記の内容を本工事対象外とする。

なお、当該設計図には本工事対象外の内容が記載されている。

建物名称・工事種目	項　目	図面番号

※本工事対象外が無い場合、５.工事発注区分表は削除する事

Ⅱ　工事仕様

1．共通仕様

1）　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて次による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版（以下、「標準仕様書」という。）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版（以下、「改修標準仕様書」という。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課制定の公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成28年版（以下、「標準図」という。）

2）　機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2．特記仕様

項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

なお、特記事項のうち選択する事項のうち、●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

項　目	特記事項
● 環境への配慮	（1）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年２月閣議決定）」（以下グリーン購入法基本方針という）による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。 なお、本工事において使用する機材のうち、設計図書で定めのあるものについてはグリーン購入法基本方針による。 （2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の1）から4）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3）接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。 4）1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の1）又は2）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3）又は4）に該当する材料を指す。 1）建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2）建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3）建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4）建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
● 機材の品質等	（1）本工事に使用する機材等は設計図書に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）下表に示す機材等の製造業者等は、次の1）から6）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1）品質及び性能に関する試験データを整備していること。 2）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 3）安定的な供給が可能であること。 4）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6）販売、保守等の営業体制を整えていること。 機材名 蛍光灯器具　（防爆照明器具及び防災用照明器具を除く。） ＬＥＤ照明器具（一般屋内用に限る。） 照明制御装置 可変速運転用インバータ装置 分電盤　（ＯＡ盤及び実験盤を含む。） 制御盤 キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形） 高圧スイッチギヤ（PW形） 高圧交流遮断器 高圧進相コンデンサ 高圧限流ヒューズ 高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器） 交流無停電電源装置 太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置） 監視カメラ装置 中央監視制御装置
● 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 風圧力　　風速（Vo＝　　m／s） 地表面粗度区分（　　） 積雪荷重　　平成１２年5月３１日建設省告示第１４５５号における区域　　別表（　　）
○ 施工条件	○ 交通誘導警備員　※　別途（協議により設計変更の対象とする。） ○　適用　　人・日配置する。 ○ 警　備　員　※　別途（協議により設計変更の対象とする。） ○　適用　　人・日配置する。 警備員の詳細は、Ｅ－○○図による。 ○ 除　　雪　※　別途（協議により設計変更の対象とする。） ○　適用 ○ 排　　雪　※　別途（協議により設計変更の対象とする。） ○　適用 ○ 採暖養生　※　別途（協議により設計変更の対象とする。） ○　適用 ○ 採暖仮設　※　別途（協議により設計変更の対象とする。）

○ 適用

● 施工調査

○ 事前調査を行う。
調査項目（ 既存資料調査 ）
（ ）
調査範囲（ ● 図示 ）
調査方法（ ● 図示

● 電気工事士

最大電力５００ｋW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

○ 施工区分

図面に特記なき場合は、表－１「施工区分表」及び表－２「施工区分表（２）」による。

● 耐震措置

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。

（１）設計用水平地震力
機器の重量［kN］（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量）に、地域係数（1.0とする。）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

○ 設計用標準水平震度（特定の施設）

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５
	防震支持の機器	２．０	２．０
	水槽類	２．０	１．５
中間階	機器	１．５	１．０
	防震支持の機器	１．５	１．５
	水槽類	１．５	１．０
１階・地下階	機器	１．０	０．６
	防震支持の機器	１．０	１．０
	水槽類	１．５	１．０

○ 設計用標準水平震度（一般の施設）

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	１．５	１．０
	防震支持の機器	２．０	１．５
	水槽類	１．５	１．０
中間階	機器	１．０	０．６
	防震支持の機器	１．５	１．０
	水槽類	１．０	０．６
１階・地下階	機器	０．６	０．４
	防震支持の機器	１．０	０．６
	水槽類	１．０	０．６

注）上層階とは2から6階建の場合は、最上階、7から9階建の場合は上層2階、10から12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
中間階は、１階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。
水槽類には燃料小出槽を含む。
重要機器は、次のものを示す。
○ 配電盤　○ 発電装置（防災用）
○ 直流電源装置　○ 交流無停電電源装置
○ 交換機　○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視制御装置　○
○　○

（２）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

○ 特定建設資材の処理

（１）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。
また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

（２）分別解体の方法

種　類	分別解体の方法	備考
○ 建築設備工事	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業併用	
○	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業併用	

（３）特定建設資材廃棄物の種類
○ コンクリート　処理数量　t　距離　km
○ コンクリート及び鉄からなる建設資材　処理数量　t　距離　km
○ アスファルト・コンクリート　処理数量　t　距離　km
○ 木　材　処理数量　t　距離　km
注）受入施設は計量装置を有するものとする。
上記以外とする場合は、監督職員と協議する。

● 発生材の処理等

（１）引渡しを要するもの
（ ○ 金属類　○　○　○ ）
堆積場所　● 構内
○ 指定場所（ ）
所在地（ ）
距離（ km ）
注）材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。
（ ○ PCBを含む機器類〔 〕）
搬出場所　所在地（ ）
距離（ ）

（２）特別管理産業廃棄物
○ 鉛蓄電池　処理数量　t　km　処理
○ アルカリ蓄電池　処理数量　t　km　処理
○ 廃油　処理数量　t　km　処理
○ 廃アスベスト　処理数量　t　km　処理

（３）再資源化を図るもの
○ 蛍光管、水銀灯及び白熱灯　処理数量　kg　km　中間処理
○ 小型蓄電池　処理数量　kg　km　処理
○ 硬質塩化ビニル管及び継手　処理数量　kg　km　処理
○ 廃油　処理数量　t　km　処理
○ コンクリート（有筋）　処理数量　t　km　処理
○ コンクリート（無筋）　処理数量　t　km　処理
○ アスファルト・コンクリート　処理数量　t　km　処理
○ 木　材　処理数量　t　km　処理

（４）その他の発生材
（ ○ ）　処理数量　t　km　処理
注）受入施設は計量装置を有するものとする。
上記以外とする場合は、監督職員と協議する。

リサイクル法対象工事の場合は、削除する。

● 建設発生土の処理

● 構内指定場所に敷均し
○ 構内指定場所にたい積
○ 構外搬出適切処理　距離　km
○ 構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する。）
受入施設名称（ ）
所 在 地（ ）
距離　km
受入れ時間帯（ ）

● 足場その他

● 関係受注者の定置する足場、作業構台の類は、無償で使用できる。
● 本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
内部足場種別　※〔A種、B種、C種、D種〕
○ E種　○ F種　○ G種
外部足場種別　※〔D種、E種〕　・ A種
○ B種　○ C種　○ F種

○ 仮囲い等

改修標準仕様書によるほか、E－　図による。

○ 仮設間仕切り

仮設間仕切り種別　・ A種　・ B種　※ C種

○ 既存部分の養生

○ 別契約の関係受注者の定置する既存部分養生の類は、無償で使用できる。
○ 本工事で設置する。
既存部分の養生方法は、改修標準仕様書によるほか、E－　図による。
固定された備品、机、ロッカー等の移動
○ 行う　（E－　図による。）
○ 行わない

○ 図示表示等

（１）図中における図示記号は、各図中の凡例、E－1 図「Ⅰ．図示記号(1)」、「Ⅱ．図示記号(2)」及び標準図による。
（２）再使用機器に係る「仮取付」は、取外しした機器等を一時的に取付け・取外す作業をいう。
（関連する絶縁抵抗測定及び清掃は、行わない。）

● 天井仕上げ区分

室名に（ ）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示し、その他は二重天井を示す。

● 電線本数及び管路等

分電盤、制御盤及び端子盤等の２次側以降の配管配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

○ 位置ボックス

位置ボックスを使用して壁に取付ける機器及び配線器具類の工法は、ボックスレス工法によるものとする。

○ 再使用機器

照明器具の管球は（ ※ 再使用する。 ○ 新品に取替える。 ）

○ はつり

非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う場合の探査方法は、鉄筋探査機(電磁波レーダー法)によるものとし、監督職員に報告とする。
貫通場所等の詳細については、(E－　図による。
穿孔機械を使用して既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。

● 仮設備工事

仮電源　● 受変電設備　図示による。
● 発電設備　図示による。
仮設期間　図示による。

○ 砂利地業

※ 再生クラッシャラン　○ 切込み砂利及び砕石

● 接地極

接地極は、E－1 図「Ⅲ．接地極」による。
接地極上端の埋設深さは、
○0.75m以上　○0.9m以上　○1.2m以上　とする。

○ 標識シート	地中配線には、標識シートを2倍長以上重ね合わせて敷設する。
○ マンホール及びハンドホール	※ ケーブル支持金物として、亜鉛めっき軽量形鋼40×20×10 1.6ｔＬ＝700を2本以上又は同等の支持材を取り付ける。 〔寸法単位は全てmm〕 ※ 底部に水抜き用の穴を設け、逆流防止弁を取り付ける。
○ 柱上機器	避雷器、高圧カットアウト及びがいし等は、 （ ○ 密閉形 ○ 耐塩形 ○重耐塩形 ）とする。
○ 支線	○支線A 亜鉛めっき鋼より線 22mm^2 支線棒 太さ 13mm、長さ 2,500mm 支線用根かせ 軽石ブロック B 埋設深さ 1.5m以上 ○支線B 亜鉛めっき鋼より線 38mm^2 支線棒 太さ 13mm、 長さ 2,500mm 支線用根かせ 軽石ブロック C 埋設深さ 1.5m以上
○ 高圧ケーブルの端末処理銘板	屋内外ともに処理者銘板を取り付ける。
○ 高圧ケーブルの屋外端末処理	○ 一般形 ○ 耐塩形（耐塩がいし形） ○ 重耐塩形
○ 外灯内開閉器	外灯ポール内に区分開閉器用の引掛防水ゴムコネクターを取り付ける。
○ 地下オイルタンク	タンク室を（ ○ 設ける ○ 設けない） 工事区分 コンクリート躯体等 ※ 建築工事 乾燥砂 ○ 建築工事 杭は、 ○な し ○ あり（ただし、杭は建築工事） 遠隔油量指示計 ※ 設ける ・ 設けない 屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。
● 機器取付け高さ	機器の取付け高さは、Ｅ－１図「Ⅳ機器標準取付け高さ」による。
● 金属製露出配管	金属製の露出配管の仕上げは次による。ただし燃料・潤滑油系、冷却水・温水系及び空気・排気系の配管は、標準仕様書第5編第2章2.1.7.1 配管一般(13)による。 ●屋外の配管は、塗装を施す。（溶融亜鉛めっき仕上げ付着量 550ｇ/m2 以上） ○次の配管は、塗装を施す。 （ ○ 車庫 ○ ○ ○ ）
● フラッシュプレート	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、次による。 ※ 金属製 （ステンレス及び新金属含む。ただし防水型は除く。） ● 樹脂製
○ 二重床内の固定	二重床内に設けるケーブルジョイントボックスは、次による。 （ ※ 床面に固定する。 ○ 床面に固定しない。 ）
○ 発電機回路のコンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。
○ 電話機への配線	電話器１台につき、次のものを見込む。 ○ EM－ＴＩＥＦ0．65－2C （○ 20m ○ m） ○ EM－BＴＩＥＥ0．4－2P （○ 20m ○ m） ○ ワイヤープロテクタ 号 1.5m
○ 電界強度測定等	電界強度測定及び受信調査の対象チャンネルは次による。 ※ 地上波 （ ch、 ch、 ch、 ch） （ ch、 ch、 ch、 ch） ※ 衛星BS（BS－ 1［151,161］、BS－ 3［171］） （BS－13［141,181］、BS－15［101,103］） ○ 衛星CS（ ）
● インバータ装置の規約効率	三相可変運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7
規約効率 （%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0
電動機出力（kW）	5.5	7.5	11	15	18.5
規約効率 （%）	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5
電動機出力（kW）	22	30	37	45	－
規約効率 （%）	95.5	95.5	95.5	95.5	－

備考） 1）規約効率は、JEM－TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
2）規約効率は、ＪＩＳ Ｃ 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のＩＰ4Ｘ、6極定格、50Hz、電圧200Vの電動機を駆動したときの値とする。

○ サイン計画	○ 身障者プレート アクリル樹脂透明板 150×150 5ｔ 白地に青色の表示 シルクスクリーン印刷 ○ 緊急呼出プレート アクリル樹脂板 100×50 2ｔ 黒地に白文字 シルクスクリーン印刷 記述内容は、 「気分の悪い方は、このボタンを押してください。」とする。 ○ 人感センサー表示プレート アクリル樹脂板 70×30 3ｔ 白地に黒文字 シルクスクリーン印刷 記述内容は、 「照明は、センサーにより自動点滅しています。」とする。 注）寸法単位は全てmm。

表－1　「施工区分表(1)」

他工事（他工種）との取合い				電気設備	機械設備	建　築
貫通部及び開口部	S造及びSRCのはり貫通部		補強及びスリーブ	○	○	※
	RC造のはり貫通部		補強	○	○	※
			スリーブ	※	○	○
	RC造の床及び壁貫通部		補強	○	○	※
		分電盤用、端子盤用及びﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ用	仮枠	※	○	○
		上記以外	スリーブ	※	○	○
			型枠	○	○	※
	デッキプレートの貫通部		補強	○	○	※
			切込み	※	○	○
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部		補強	○	○	※
			補強を要する切込み	○	○	※
			補強を要しない切込み	※	○	○
	開口部のﾓﾙﾀﾙ埋め補修			※	○	○
	貫通部及び開口部の墨出し			※	○	○
基礎	基礎本体	設置場所（屋内、屋上及び屋外）にかかわらず次の機器類に関するもの。（架台及びアンカーボルト除く） ・配電盤、制御盤及び発電装置等 ・避雷針（自立取付形） ・テレビアンテナ（自立形）		○	○	※
	架台及びアンカーボルト			※	○	○
建築関係	床及び天井点検口			○	○	※
	防油堤			○	○	※
	配線ピット及びﾋﾟｽﾄﾙ			○	○	※
	電動の建具類及びユニット等の制御盤及び電源ボックス以降の配管及び配線（接地線とも）〔自動扉、電動シャッター等〕			○	○	※
	自動閉鎖装置を取り付ける防火戸の、切込み、補強及びドアチェック			○	○	※
	可動間仕切に取付けるスイッチ及びコンセント等用の切込み			○	○	※
	軽量鉄骨下地間仕切壁のボックス取付金具及びその取付			※	○	○
	照明器具及び吊線等の吊りボルト用インサート			※	○	○
機械設備関連	換気扇の取付枠			○	※	○
	別途機器等への接続（直接に接続するもの）			※	○	○
	別途機器付属の制御盤以降の配管及び配線（接地線とも）			○	※	○
	別途機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線（接地線とも）			※	○	○
	制御盤から別途自動制御盤への電源用配管及び配線（接地線とも）			※	○	○
	制御盤と別途自動制御盤間の信号線の配管及び配線			○	※	○
	天井吊り形FCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気制御機と操作スイッチとの配管及び配線（接地線とも）		配管	※	○	○
			配線	○	※	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管及び配線			※	○	○
	小便器用節水装置の制御盤以降の配管及び配線（接地線とも）			○	※	○
	地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量支持計及び油面制御装置以降の配管及び配線		配管	※	○	○
			配線	○	※	○

表－2　「施工区分表（2）」

他工事（他工種）との施工区分	電気設備	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設備	機械設備
EV制御盤（EV機械室内又は昇降路内等）からEV監視盤又はEN警報盤までの配管及び配線	○	※	○
点検用コンセント及び煙感知器	※	○	○
動力用電源、照明用電源、接地線、火災警報信号及び拡声設備（館内放送用）からEV制御盤（EV機械室内又は昇降路内等）までの配管及び配線	※	○	○
EV制御盤（EV機械室内又は昇降路内等）からエレベーター内監視カメラまでの配管及び配線	○	※	○
集合保安器箱又は端子盤からEV制御盤（EV機械室内又は昇降路内等）までの保守遠隔監視用（電話回線）の配管	※	○	○
緊急地震速報受信装置からEV制御盤（EV機械室内又は昇降路内等）までの地震管制信号用の配管	※	○	○
動力計測ｋ用電力計から自動制御盤までの配管及び配線	○	○	※

平成３１年度原子力艦環境放射能調査整備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新に係る設計

機械設備仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　　沖縄県うるま市勝連町平安名

2．建物概要

建物名称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
局舎	鉄筋コンクリート造	地上１階	***	１５項	*築

3．工事種目（●印の付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	局舎					屋　外
●空気調和設備	新設一式					
○暖房設備						
●換気設備	新設一式					
○排煙設備						
●自動制御設備	新設一式					
○衛生器具設備						
○給水設備						
○排水設備						
○給湯設備						
○消火設備						
○厨房設備						
○ガス設備						
○雨水利用設備						
○浄化槽設備						
●撤去工事	新設一式					

4．指定部分（●印の付いたものを適用する。）

●　無

○　有　　下記の部分については、平成　　年　　月　　日までに完成させること。
（対象部分：　　）

5．設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設　備　概　要
空気調和方式	●空気調和　○ダクト方式（○中央　○各階ユニット） ○ファンコイル○ダクト併用方式　○パッケージ方式 ○温風暖房　○ ○直接暖房　○蒸気暖房　○温水暖房
主要熱源機器	○鋼製ボイラー　○鋼製簡易ボイラー　○小型貫流ボイラー ○簡易貫流ボイラー　○鋳鉄製ボイラー　○鋳鉄製簡易ボイラー ○温風暖房機　○真空式温水発生機　○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット　○吸収冷凍機　○吸収冷温水機 ○吸収冷温水機ユニット　○パッケージ形空気調和機 ○マルチパッケージ形空気調和機　○
排煙設備	○建築基準法　○消防法
自動制御方式	●電気式　○電子式　○デジタル式
給水方式	○上水　○井水 ○水道直結方式　○水道直結増圧方式 ○高置タンク方式　○受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○分流式　○合流式） ポンプ排水　○有（○汚物　○雑排水　○湧水）　○無 建物外放流先 （１）汚　水　○直放流下水管　○浄化槽 （２）雑排水　○直放流下水管　○浄化槽　○側溝
消火設備の種類	○屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備　○泡消火設備 ○不活性ガス消火設備（○　　）　○粉末消火設備 ○連結送水管設備　○連結散水設備
ガスの種類	○都市ガス（種別：　　、高位発熱量：　　MJ/m3（N）、低位発熱量：　　MJ/m3（N）、供給圧力　　Pa、供給事業者名：　　） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

6．工事発注区分表

下記の内容を本工事対象外とする。
なお、当該特図には本工事対象外の内容が記載されている。

建物名称・工事種目	項　目	図面番号

【※本工事対象外が無い場合、６.工事発注区分表は削除】

Ⅱ　工事仕様

1．共通仕様

1）　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成２８年版（以下、「標準仕様書」という。）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成２８年版（以下、「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部制定の公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成２８年版（以下、「標準図」という。）

2）　電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2．特記仕様

章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。
なお、特記事項の選択する事項のうち、●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

●１章　一般共通事項

項　目	特　記　事　項
○　施工条件	除　　雪　※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 排　　雪　※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 採暖養生　※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 採暖仮設　※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 交通誘導警備員　※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用　　人・日配置する。
○　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ・風圧力　風速（Vo＝　　m／s）（対象機器：　　） 地表面粗度区分（　　） ・積雪荷重　平成１２年５月３１日建設省告示第１４５５号における区域 別表（　　）（対象機器：　　）
●　環境への配慮	（１）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年２月閣議決定）」（以下グリーン購入法基本方針という。）による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。 なお、本工事において使用する機材のうち、設計図書で定めのあるものについては、グリーン購入法基本方針による。 （２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の１）から４）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ２）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ３）接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （３）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の１）又は２）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の３）又は４）に該当する材料を指す。 １）建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ２）建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ３）建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ４）建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
●　材料・機材の品質等	（１）本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）下表に示す機材等の製造業者等は、次の１）から６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 １）品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ２）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ３）安定的な供給が可能であること。 ４）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を　取得していること。 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ６）販売、保守等の営業体制を整えていること。 「機材等」 鋼製簡易ボイラー　遠心送風機（多翼形送風機） 鋳鉄製ボイラー　斜流送風機 鋼製小型ボイラー　軸流送風機

鋼製ボイラー	消音ボックス付送風機
真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	横形遠心ポンプ
無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	立形遠心ポンプ
チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）	水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
吸収冷温水機	風量ユニット（定風量、変風量）
吸収冷温水機ユニット	自動制御システム
遠心冷凍機	衛生器具ユニット
冷却塔	ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾞﾙﾀﾝｸ（溶接組立形）
ユニット形空気調和機	ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾞﾙﾀﾝｸ（ﾎﾞﾙﾄ組立形）
ファンコイルユニット及び カセット形ファンコイルユニット	密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用）
コンパクト形空気調和機	ＦＲＰ製パネルタンク
パッケージ形空気調和機	スプリンクラー消火システム
マルチパッケージ形空気調和機	不活性ガス消火システム
ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機	泡消火システム
ｴｱﾌｨﾙﾀｰ（パネル形、折込み形）	ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火システム
自動巻取形エアフィルター	**厨房システム**
電気集じん器	**マンホールふた・弁桝ふた**
全熱交換器（回転形、静止形）	
全熱交換ユニット	

○ 施工調査

事前調査　○本工事

調査内容

調査項目（　　）

調査範囲（○図面：M－○○図　○　　）

調査方法（○図面：M－○○図　○　　）

○ 足場その他

施工区分（○機械設備　○電気設備　○建築）

○別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。

機械設備で設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

内部足場種別　※〔A種、B種、C種、D種〕

○ E種　○ F種　○ G種

外部足場種別　○ A種　○ B種　○ C種　○ F種

※〔D種、E種〕

○ 仮囲い等

※改修標準仕様書によるほか、図面（M－○○図）による。

○ 仮設間仕切り

仮設間仕切り種別　○A種　○B種　※C種

○ 既存部分の養生

施工区分（○機械設備　○電気設備　○建築）

○別契約の関係受注者の定置する既存部分養生の類は、無償で使用できる。

機械設備で設置する場合は、

既存部分の養生方法は、改修標準仕様書第1編第3章による。

固定された備品、机、ロッカー等の移動

○行う（図面：M－○○図）　○行わない

○ 撤去後の補修及び復旧

壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡

○取付ボルト穴の補修

○見掛かり部分はモルタル穴埋め補修を行う

○隠ぺい部分の補修はしない

○壁面天井面の変色等の補修

○補修を行う（○ただし、仕上げは建築工事）

○補修は行わない

○床の補修

○補修を行う（○ただし、仕上げは建築工事）

○補修は行わない

○ 支持金物等の撤去

ダクト及び配管等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。

○ 砂利地業

※再生クラッシャラン　○切込み砂利及び砕石

○ 管周囲の保護砂及び埋め戻し土・盛土

管周囲の保護　※山砂の類（ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土）

埋戻し土・盛土　※根切り土の中の良質土　○山砂の類

○ 建設発生土の処理

○構内指定場所に敷均し

○構内指定場所にたい積

○構外搬出適切処理　距離　○○km

○構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する。）

受入施設名称（　　）

所 在 地（　　）

距離　○○km

受入れ時間帯（　　）

○ 特定建設資材の処理

（1）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。

また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

（2）分別解体の方法

種　類	分別解体の方法	備考
○ 建築設備工事	○ 手作業	
	○ 手作業、機械作業併用	
○	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業併用	

（3）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

○コンクリート

処理数量　t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○コンクリート及び鉄から成る建設資材

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○アスファルト・コンクリート

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○木材

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

注）受入施設は計量装置を有する施設とする。

上記以外とする場合は、監督職員と協議する。

○ 発生材の処理等

（1）引渡しを要するもの

○機器及び金属類（ただし、保温材は取外す）

堆積場所　○ 構内

○ 指定場所　○○○

所在地　○○郡○○町○○番地

距離　○○km

注）金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、必要に応じて設計変更について監督職員と協議する。

（2）特別管理産業廃棄物

○廃アスベスト

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○中間処理　○最終処理

○廃油

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

・中間処理　・最終処理

○臭化リチウム水溶液等

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○中間処理　○最終処理

（3）再資源化を図るもの

○コンクリート（有筋）

処理数量　t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○コンクリート（無筋）

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○木材

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○アスファルト・コンクリート

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○硬質塩化ビニル管及び継手

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

○硬質塩化ビニルライニング鋼管及び継手

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

（4）その他の発生材

○（　　）

処理数量　（ ）t

搬出先施設名、住所、距離（km）

（　　）

注）受入施設は計量装置を有する施設とする。

上記以外とする場合は、監督職員と協議する。

● 機材の承認図

機械設備工事機材承諾図様式集（平成２８年版）によるほか、監督職員の指示による。

● 総合調整

調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）

●風量調整　○水量調整　●室内外空気の温湿度の測定

○室内気流及びじんあいの測定　●騒音の測定

○飲料水の水質の測定

● 電動機

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

● 容量等の表示

（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

● 耐震措置

耐震措置の計算及び施工方法は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。

（1）設計用水平地震力
機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量）に、地域係数（1.0）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

○ 設計用標準水平震度（特定の施設）

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2．0	1．5
	防振支持の機器	2．0	2．0
	水槽類	2．0	1．5
中間階	機器	1．5	1．0
	防振支持の機器	1．5	1．5
	水槽類	1．5	1．0
1階・地下階	機器	1．0	0．6
	防振支持の機器	1．0	1．0
	水槽類	1．5	1．0

○ 設計用標準水平震度（一般の施設）

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	1．5	1．0
	防振支持の機器	2．0	1．5
	水槽類	1．5	1．0
中間階	機器	1．0	0．6
	防振支持の機器	1．5	1．0
	水槽類	1．0	0．6
1階・地下階	機器	0．6	0．4
	防振支持の機器	1．0	0．6
	水槽類	1．0	0．6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
○重要機器は次のものを示す。
（　　）

（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とする。

○ 地中埋設標

地中埋設標及び埋設表示用テープは、下記による。

	地中埋設標	埋設表示用テープ
給水配管	※要　○不要	※要　○不要
ガス配管	※要　○不要	※要　○不要
油　配管	※要　○不要	※要　○不要

「要」の場合、地中埋設標は図面に示す箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。

○ 配管

（1）建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。　○（a）　○（b）　○（c）
（2）溶接部の非破壊検査　○不要　○要（　　）

○ 保温

○多湿個所は下記による。
○厨房（天井内は含まない。）　○浴室　○シャワー室　○
○共同構内の保温種別は下記による。
ダクト：　　配管：

● 塗装

下記の金属電線管は塗装を行う。
○屋内露出　○屋外露出
露出部分の亜鉛めっき面は、下記の部屋のみ塗装を行う。
○配管　（○　　）
○ダクト（○　　）

○ はつり

穿孔機械を使用して既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。
口径は、原則として管の外径（保温されるものにあっては保温厚さを含む。）より20mm程度大きなものとする。
非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う場合の探査方法は、鉄筋探査機(電磁波レーダー法)によるものとし、監督職員に報告とする。
○別途建築工事にて探査する範囲（○耐震壁躯体箇所　○　　）

○ 天井仕上区分

室名に（　）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示し、その他は二重天井を示す。

○ 電線類

電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1．5．1表4．1．11による。

○ あと施工アンカーの確認試験

性能確認試験
○行わない　○行う（　　）
施工後確認試験
（改修工事共通仕様書（建築工事編）による引張試験）
○行わない　○行う（　　）

● 案内板等

機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面（　枚）をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。
屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。

○ 施工区分

図面に特記なき場合は、表－1「施工区分表」による。

●2章　空気調和設備・暖房設備

項　目	特　記　事　項

○ 設計温湿度

	外　気		屋　内（調整目標）					
			一般系統					
	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

○ ばい煙濃度計

○設けない
○設ける（電源はボイラー及び冷温水機制御盤の2次側より取り出す。）

○ ばいじん量測定口

※直径80mm以上のフランジ付きとし、短管部を取り付ける。取り付け箇所は煙道の直線部とする。

○ ダクト

○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）
○アングルフランジ工法）とする。
○高圧1ダクト（適用範囲は図面による。）とする。

○ 風量測定口

図面に記載した位置に取り付ける。

○ チャンバー等

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図面による。
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
（4）シーリングディフューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H
ネック径が200φを超えるもの	500×500×300H

GW25tの消音内貼りを行う。

BL－S、BL－D	200×（長さ+100）×300H
BL－T、BL－K	250×（長さ+100）×300H

（5）線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

（6）天井付け制気口には制気口ボックスを設ける。寸法特記の無い場合は（制気口寸法+100）×250Hとする。なお、消音内貼りについては特記による。

○外気取り入れチャンバーには、標準図の施工45シールの施工例（一）、施工46シールの施工例（二）に示すNシール+Aシール+Bシールを行い、最下部に水抜きを設ける。なお、チャンバーの範囲は図面による。

● ダンパー

（1）防煙ダンパー、防火防煙ダンパー
復帰方式　遠隔復帰式（定格入力DC24V、0.7A以下）
（2）ピストンダンパー　復帰方式　遠隔式

○ 定風量ユニット

※風速センサー形　○メカニカル形

● 配管材料

冷温水管　○配管用炭素鋼鋼管（白管）
冷却水管　○配管用炭素鋼鋼管（白管）
蒸気管（給気）　○配管用炭素鋼鋼管（黒管）
○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）Sch40
（還水）　○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）Sch40
○
油　管（一般）　○配管用炭素鋼鋼管（黒管）
○被覆鋼管
（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの）
（土中）　○ポリエチレン外面被覆鋼管
○配管用炭素鋼鋼管（黒管）
○
冷媒管　●断熱材被覆銅管

加湿用給水管　○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
（OSGP－VA　OSGP－VB）
○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
（OSGP－PA　OSGP－PB）
○水道用ステンレス鋼鋼管
○一般配管用ステンレス鋼鋼管
空調用排水管　○配管用炭素鋼鋼管（白管）
○

	膨張管、通気管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管は配管用炭素鋼鋼管（白管）とする。 油管にポリエチレン外面被覆鋼管を使用する場合は、原則、溶接接合とし、被覆を剥がした部分は防食処置を施す。 ボイラーのバランス管及びバランス管に接続する給水管（補給水側の弁まで）は配管用炭素鋼鋼管（黒管）とする。
○　弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、ＪＩＳ又はJＶ　5Kとする。 冷温水及び冷却水の呼び径６５A以上はバタフライ弁とする。 油用の仕切弁、逆止弁はマレアブル鋳鉄弁又は鋳鋼弁とする。 ステンレス鋼鋼管に取付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。 ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ファンコイルユニット用ボール弁を取り付ける。 ファンコイルユニットには（・流量調整弁　・定流量弁）を設置する。
○　伸縮管継手	鋼管用（○ベローズ形　　○スリーブ形）
○　防震継手	○合成ゴム製　○ベローズ形
○　温度計	次の位置に取付ける。なお、温度計は円形指示計（バイメタル式１００mmφ 以上。ただし、ポンプ廻りにおいては７５mmφ 以上）とする。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○ボイラーの温水管（返り） ○空気調和機の冷温水管（送り、返り）及び三方弁装置後の冷温水管（返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各返り管 ○空気調和機（パッケージ形を含む）のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー ○その他図面に記載する箇所
○　圧力計	次の位置に取付ける。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○空気調和機の冷温水管（送り、返り） ○吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○その他図面に記載する箇所
○　瞬間流量計及び測定用タッピング	次の位置に取付ける。なお、瞬間流量計はピトー管方式とし、止水コック付とする。 ○冷凍機の冷水出口　※固定形　○着脱形 ○冷凍機の冷却水出口　※固定形　○着脱形 ○ボイラー又は熱交換器の温水出口　※固定形　○着脱形 ○空気調和機の冷温水入口　※固定形　○着脱形 ○冷温水ヘッダーの各送り管　※固定形　○着脱形 ○吸収冷温水機の冷温水出口　※固定形　○着脱形 ○吸収冷温水機の冷却水出口　※固定形　○着脱形 着脱形の流量指示部として（○４０A用　個　○１００A用　個　○２５０A用　個）は付属とする。
○　改修工事の試験	・試験範囲（※新設配管　○既存配管（　　）　○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第２編２．７．２による。） ○
○　油面制御装置	制御盤には（○給油ポンプ制御　○返油ポンプ制御　○漏えい検知警報 ○満油警報　○減油警報　○遠隔警報）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
○　地下オイルタンク	タンク室を（○設けない　○設ける） コンクリート躯体　※別途建築工事 軟弱砂　○別途建築工事 杭は、　○無し　○有り（ただし、杭は別途建築工事）
●　消音内貼り	施工する箇所は、図面に記載したダクト及びチャンバー類とする。
●　保温	○「外気取り入れダクト」、「外気取り入れチャンバー」、「排気チャンバー及び排気ダクトの外壁より２m」は保温する。 ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の（○冷温水管　○温水管）の項による。 ○建物内の空気抜管（空気抜弁まで）の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の（○冷温水管　○温水管）の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５の排水管の項による。 ○蒸気還り管の保温は行わない。ただし、屋内露出（居室・廊下）の立管は除く。 ○蒸気管及び温水管で屋内及び暗渠内の弁は保温する。ただし、装置廻りの弁は除く。外装は冷水及び冷温水用の弁に準ずる。

●冷媒管の保温外装（保温化粧ケース）

使用範囲	○屋内露出（一般居室・廊下）	○機械室、書庫、倉庫	○屋外露出（外壁）	○屋外露出（屋上）
材質	○耐候性を有する樹脂製 ○高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	○耐候性を有する樹脂製 ○高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	○耐候性を有する樹脂製 ○高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	○耐候性を有する樹脂製 ○高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製

注）高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛－６%アルミニウム－３%マグネシウムめっき鋼板を示す。

○　他の設備項目の適用	給油設備の当該項目を適用する。
○　既設ダクトの再利用	運転開始前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等、ほこり等の飛散を防止する対策 ※吹出口廻りの居室内壁面、机、ロッカー等への防じん対策 ○ダクト内清掃
○　冷媒の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行った場合は以下の書類を監督職員へ提出する。 （１）「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従った場合 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 （２）「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に従った場合 （ア）特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
○　絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。
○　空調機用トラップ	形式　※フロート式

●３章　換気設備

項　目	特　記　事　項
●　ダクト	●低圧ダクト（●コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm 以下の部分） ○アングルフランジ工法）とする。 ○高圧１ダクト（適用範囲は図面による。）とする。 ○外気取り入れダクトには、標準図の施工 45 シールの施工例（一）、施工 46 シールの施工例（二）に示すＮシール+Ａシール+Ｂシールを行い、最下部に水抜きを設ける。なお、ダクトの範囲は図面による。
○　排気フード	排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。 一般湯沸器排気フード　※別途工事　○本工事 厨房排気フード　※本工事　○別途工事
○　厨房排気ダクトの板厚等	厨房設備の排気ダクト（亜鉛鉄板）はアングルフランジ工法とし、板厚は次による。 矩形ダクト ダクトの長辺(mm)　板厚(mm) 450 以下　0.6 以上 450 を超え 750 以下　0.8 以上 750 を超え 1500 以下　1.0 以上 1500 を超えるもの　1.2 以上
○　ダクトの断熱	厨房・湯沸器室のフード接続の排気ダクトで天井内に隠ぺいする箇所は、標準仕様書第２編３．１．５の「排気筒」の項により断熱する。
●　他の設備項目の適用	下記のものは、空気調和設備・暖房設備の当該項目を適用する。 風量測定口、チャンバー等、ダンパー、定風量ユニット、消音内張り、保温。
○　既存ダクトの再使用	運転開始前の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等、ほこり等の飛散を防止する対策 ※吹出口廻りの居室内壁面、机、ロッカー等への防じん対策 ○ダクト内清掃
○　多湿個所のシールを必要とする排気ダクトの系統	○厨房系統　○浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統

○４章　排煙設備

項　目	特　記　事　項
○　ダクト	○亜鉛鉄板製　○鋼板製（厚１．6mm）
○　排煙口の形式	○パネル形　（○天井取付　○壁取付） ○スリット形（○天井取付　○壁取付） ○ダンパー形（○天井取付　○　　）
○　排煙口開放及び復帰方式	○電気式（遠隔操作　○要　○不要）

○ 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書平成２０年版（財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準じる。

●5章　自動制御設備

項　目	特　記　事　項
○ 中央監視 制御装置	○有り（○新設　　○既設）　　○無し
○ 制　御　弁	制御弁の接続口径は、参考とする。
● 電気計装用配線	電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1．5．1表4．1．11による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

○6章　衛生器具設備

項　目	特　記　事　項
○ 小便器用 節水装置	洗浄水量は4Ｌ／回以下とし、使用状況により洗浄量を制御するものとする。 個別感知フラッシュ方式（○小便器一体型　　○埋込形　　○露出形）
○ 自動水栓	○電源供給方式（AC100V）手動スイッチ　　※無　　○有 ○自己発電方式
○ 和風大便器の防火区画貫通部処理	標準図施工66（b）による。
○ 洋風大便器	タンク方式の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

○7章　給水設備

項　目	特　記　事　項
○ 配管材料	一般　○水道用ステンレス鋼鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管 ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP－VA　OSGP－VB　OSGP－VD） ○フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP－FVA　OSGP－FVB） ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP－PA　OSGP－PB　OSGP－PD） ○フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP－FPA　OSGP－FPB） ○ 地中　○水道用ポリエチレン管（1種） ○水道用硬質塩化ビニル管（OVP　OHIVP） ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP－VD　○　　） ○フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP－FVD　○　　） ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP－PD　○　　） ○フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP－FPD　○　　） ○水道用ステンレス鋼鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管 ○水道用ダクタイル鋳鉄管 ○
○ 量水器	○親メーター（○貸与品　○　　） ○子メーター（パルス式）
○ 量水器桝	親メーター用　　○水道事業者の指定品　　○標準図MC形
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 弁類	水道直結部分の耐圧はＪＩＳ又はJV　10Kとし、その他の部分は5Kとする。 呼び径65A以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。
○ 引込納付金等	○不要　　○要（○別途工事　　○本工事）
○ 水栓柱	○アルミニウム合金製　○合成樹脂製　○ステンレス製
○ 管の埋設深さ	管の地中埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、 ※水道事業者の指定深度（　　）　OGL－
○ 改修工事の試験	・試験範囲（※新設配管　○既存配管（　　）　○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2．7．3による。）
○ 給水管の洗浄	建物内給水管の洗浄を、高周波法等により行う。

○8章　排水設備

項　目	特　記　事　項
○ 配管材料	屋内汚水管（屋外第1桝まで） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管　　○排水・通気用管 ○排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ○ 屋内雑排水管（屋外第1桝まで） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○配管用炭素鋼鋼管（白管）　　○排水・通気用鉛管 ○排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ○ 通気管 ○配管用炭素鋼鋼管（白管） 屋外汚水　雑排水管 ○遠心力鉄筋コンクリート管 ○ビニル管（RS－VU又はREP－VU） ○硬質ポリ塩化ビニル管（VU）
○ 台所流し等の 排水管	流し等の床上の配管は、ビニル管でもよい。
○ 継手	排水用鋼管可とう継手（MDジョイント）はクッションパッキン付とする。
○ 桝	インバート桝、ため桝、ブロー桝及びふた等の形状、寸法は図面による。
○ 満水試験継手	図面の記載位置に取付ける。
○ 放流負担金等	○不要　　○要（○別途工事　　○本工事）
○ 保温	通気管の外壁より2mは保温する。
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管　○既存配管（　　）　○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2．7．4による。） ○
○ 既設配管の洗浄	撤去を行う既設汚水管及び雑排水管は、撤去前に管内洗浄を行う。

○9章　給湯設備

項　目	特　記　事　項
○ 配管材料	○水道用ステンレス鋼鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、ＪＩＳ又はJV　5Kとする。 呼び径65A以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管　○既存配管（　　）　○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2．7．3による。） ○
○ 保温	湯沸器の給排気筒（二重管を含む）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編3．1．5表2．3．5のh・(イ)・Ⅸとする。
○ 給湯機器の固定	給湯機器の固定は、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成24年12月12日国土交通省告示第1447号）による。

○10章　消火設備

項　目	特　記　事　項
○ 配管材料	一般　○屋内消火栓　○配管用炭素鋼鋼管（白管） ○連結散水　○配管用炭素鋼鋼管（白管） ○連結送水　○配管用炭素鋼鋼管（白管） ○ 地中　○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 （OSGP－VS　○　　） ○
○ 屋内消火栓種別	○易操作性1号消火栓　○1号消火栓 ○広範囲型2号消火栓　○2号消火栓
○ 弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、ＪＩＳ又はJV　5Kとする。
○ 屋内消火栓 開閉弁	○10K
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管　○既存配管（　　）　○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2．7．5による。） ○

○11章　厨房設備

項　目	特　記　事　項
○　機器の寸法	概略寸法とする。
○　機器の機能等	図面による。

○12章　ガス設備

項　目	特　記　事　項
○　配管材料	都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。 一般　○配管用炭素鋼鋼管（白管） 地中　○ 液化石油ガス 一般　○配管用炭素鋼鋼管（白管） 地中　○
○　都市ガス	ガスメーター　親メーターはガス事業者よりの貸与品、子メーターは買取りとする。 引込負担金　○不要　○要（※別途工事　○本工事）
○　液化石油ガス	ガスボンベ　○買取り　○借用 ガスメーター　○買取り　○借用 集合装置　○標準図施工72、73による。　本組 ボンベ置場のコンクリート基礎　○別途工事　○本工事 転倒防止用の容器固定具　※本工事
○　ガス漏れ警報器	○本工事　○別途電気設備工事 外部警報端子（○無　○有）
○　埋設深さ	○ガス事業者の指定深度（　　）　○GL－
○　塗装	建物内の外面被覆鋼管を除くすべての配管は標準仕様書第2編3．2．1．4の鋼管及び継手露出の項により塗装する。
○　改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管　○既存配管（　　）　○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第6編2.2.6又は2.3.6による。） ○

○13章　雨水利用設備

項　目	特　記　事　項
○　配管材料	一般 ○水道用ステンレス鋼鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管 ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP－VA　OSGP－VB　OSGP－VD）
○　弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV　5Kとする。 呼び径65以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。

○14章　浄化槽設備

項　目	特　記　事　項
○　形式及び仕様	図面による。

○15章　給油設備

項　目	特　記　事　項
○　油の種類	灯油
○　油タンク	市販品（○490L型　○950L型）付属品共
○　配管材料	被覆銅管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの）
○　埋設深さ	※GL－500
○　改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管　○既存配管（　　）　○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2．7．2による。）

●16章　撤去工事

項　目	特　記　事　項
●　撤去内容	別図による。
●　発生材の処理	現場説明書による。

表－1　施工区分表

他工事（他工種）との取合い			機械設備	電気設備	建築
開口部	S・SRC造よりの貫通部	補強及びスリーブ	○	○	※
	RC造よりの貫通部	補強	○	○	※
		スリーブ	※	○	○
	RC造床・壁の貫通部	補強	○	○	※
		スリーブ	※	○	○
		型枠	○	○	※
	デッキプレートの貫通部	補強	○	○	※
		切込み	※	○	○
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	○	○	※
		補強を要する切込み	○	○	※
		補強を要しない切込み	※	○	○
	開口部の穴埋め補修		※	○	○
	貫通部・開口部の露出し		※	○	○
機器の基礎	基礎本体	設置場所（屋内、屋上及び屋外）にかかわらず次の機器類に関するもの。（架台及びアンカーボルトを除く） ・熱源機器、ポンプ、空調機、送風機等 ・受水タンク、高置タンク	○	○	※
	架台及びアンカーボルト		※	○	○
機械設備機器、ダクト、配管等の吊りボルト用インサート			※	○	○
建築関係	外部開口部ガラリ（ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む）		○	○	※
	換気扇の取付枠		※	○	○
	床下水槽のマンホールふた		○	○	※
	流し台（排水トラップ共）		○	○	※
	湯沸室の排気フード		○	○	※
	床及び天井点検口		○	○	※
	防油堤		○	○	※
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管及び配線（接地線とも）		※	○	○
	機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線（接地線とも）		○	※	○
	自動制御盤から別途制御盤への電源用配管及び配線（接地線とも）		○	※	○
	自動制御盤と別途制御盤間の信号線の配管及び配線		※	○	○
	天井吊り形FCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作ｽｲｯﾁとの渡り配管配線（接地線とも）	配管	○	※	○
		配線	※	○	○
	煙換気器から連動制御盤を経て防煙ダンパーに至る配管及び配線		○	※	○
	小便器用節水装置の制御盤以降の配管及び配線（接地線とも）		※	○	○
	地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量指示計及び油面制御装置の各二次側配管配線	配管	○	※	○
		配線	※	○	○

（参考）表－0　「機材等」
このページは特記仕様書に含まれない。
1章　一般共通事項　4材料機材の品質等「機材等」下表に必要事項を転記後、削除すること。

鋼製簡易ボイラー	遠心送風機（多翼形送風機）
鋳鉄製ボイラー	斜流送風機
鋼製小型ボイラー	軸流送風機
鋼製ボイラー	消音ボックス付送風機
真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	横形遠心ポンプ
無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	水中ﾓｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ（汚水用、雑排水用、汚物用）
チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）	立形遠心ポンプ
	吹出口・吸込口
吸収冷温水機	風量ユニット（定風量、変風量）
吸収冷温水機ユニット	自動制御システム
遠心冷凍機	衛生器具ユニット
冷却塔	ＦＲＰ製パネルタンク
ユニット形空気調和機	密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用）
ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ（溶接組立形）
	ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ（ﾎﾞﾙﾄ組立形）
コンパクト形空気調和機	スプリンクラー消火システム
パッケージ形空気調和機	不活性ガス消火システム
マルチパッケージ形空気調和機	泡消火システム
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	ハロゲン化物消火システム
エアフィルター（パネル形、折込み形）	厨房システム
自動巻取形エアフィルター	マンホールふた・弁桝ふた
電気集じん器	
全熱交換器（回転形、静止形）	
全熱交換ユニット	

平成31年度原子力艦環境放射能測定調査施設(金武中城港海軍桟橋(１号)局）更新工事　解体工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

１．工事場所　沖縄県うるま市勝連町平安名

２．敷地面積

３．工事種目

４．指定部分　・なし

・あり　次の部分については平成　　年　　月　　日までに行うこととする。

（対象部分：　　）

Ⅱ　解体工事仕様

（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（平成 24 年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）による。

図面、本特記仕様書及び解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 28 年版）[平成 28 年 3 月改定]」（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成 28 年版）[平成 28 年 3 月改定]」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

（２）本特記仕様書の表記

１）項目は、●印の付いたものを適用する。

２）特記事項は、●印の付いたものを適用する。

●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

●印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。

３）特記事項に記載の《　.　.　》内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

３）特記事項に記載の［　.　.　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

４）特記事項に記載の（　.　.　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

５）G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 28 年 2 月変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たす物品を示す。

６）標準仕様書、改修標準仕様書又は解体共通仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守《1.1.13》の規定を優先する。

７）▷▶ 印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。

1▶ 2▶ 3▶ 4▶ 5▶

１章　一般共通事項

項　　目	特　　記　　事　　項
・適用基準	１）図面、本特記仕様書、解体共通仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 28 年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 28 年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 28 年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 28 年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築設備工事標準仕様書標準図（電気設備工事編）（平成 28 年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部 ・公共建築設備工事標準仕様書標準図（機械設備工事編）（平成 28 年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部 ２）本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図（平成 28 年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
・施工条件	除　　雪　　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 排　　雪　　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 交通誘導警備員　　※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用　　○○人日配置する。
・施工数量調査	《1.4.2》 調査範囲　※図示　・ 調査内容（　　） 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　・ 調査報告書　提出部数：※２部　・

２章　仮設工事

項　　目	特　　記　　事　　項
・騒音、粉塵等の対策	《2.2.1》 １）騒音、粉じん等の対策 ※防音パネル　　・防音シート　・養生シート ２）設置範囲及び高さ等 ※図示　　・
・仮囲い	《2.2.2》 ※図示
・足場その他	《2.2.2》［2.2.1］［表 2.2.1］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部足場　・設置する（※脚立、足場板等　・　　）　・設置しない 外部足場　・設置する　・設置しない 　防護シート　・設置する　・設置しない ・材料、撤去材等の運搬方法 　種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種） 　　Ｃ種：利用可能なエレベーター　（　　） 　　Ｄ種：利用可能な階段　　（　　）

３章　解体施工

項　　目	特　　記　　事　　項
・施工調査	《3.1.3》 解体施工に係る施工調査 ※行う　　・行わない
・事前措置	《3.2.1》 浄化槽、排水槽、便槽等の解体 残留物の処理　・本工事に含む（処理方法は図示による）　・別途工事 清掃、消毒　　・本工事に含む　・別途工事 オイルタンク、油管等の処理 残留物の処理　・本工事に含む（処理方法は図示による）　・別途工事 清掃、消毒　　・本工事に含む　・別途工事
・杭の解体	《3.9.2》 杭の撤去 ・行う　　・行わない 解体方法 ・引き抜き工法　　・破砕 引き抜いた杭の処理 ・４章「発生材の処理」による　　・
・樹木等	《3.10.1》 伐採抜根及び移植 ・行う（※図示　　・　　）　　・行わない
・地中埋設物及び埋設配管	《3.11.1》 地中埋設物及び埋設配管の解体 ・行う（※図示　　・　　）　　・行わない
・解体後の整地	《3.12.1》 埋戻し、盛土及び整地 ・行う　　・行わない 整地高さ　　※図示　　・現状ＧＬ 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類　　・他現場の建設発生土の中の良質土　　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30 ㎝度毎に締め固めること。

４章　建設廃棄物の処理

項　　目	特　　記　　事　　項
・特定建設資材	《4.4.1》 １）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第９条による分別解体等実施義務の対象建設工事であるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。 ２）分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体の方法
・解体工事	①建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し	・手作業 ・機械作業の併用
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	・手作業 ・機械作業の併用
	③外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	・手作業 ・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	・手作業 ・機械作業の併用
	⑤その他 （　）	その他の取り壊し	・手作業 ・機械作業の併用

手作業・機械作業を併用する範囲
　※図示
手作業・機械作業を併用する理由
建築設備の取り外し（　　）
内装材等の取り外し（　　）
屋根ふき材の取り外し（　　）

３）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	処理数量（t）	再資源化等をする施設の名称	所在地、距離（km）
コンクリート			
コンクリート及び鉄から成る建設資材			
木材			
ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ			

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。

・発生材の処理等	《4.1.1～4.5.1》 1)引渡しを要するもの ・金属類 ・ＰＣＢを含む機器類（　　） ・ＰＣＢ含有シーリング材 使用箇所（　　）**【注：事前に判明している場合のみ記載】** ※金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。 2）現場において再利用を図るもの 建設汚泥　　再利用の方法（　　） 3）再資源化を図るもの**【注：建リ法対象工事の場合は特定建設資材を削除する。】** ・コンクリート 処理数量　　t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・木材 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・アスファルト・コンクリート 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・小型蓄電池 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・蛍光ランプ及びＨＩＤランプ 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・廃せっこうボード 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・ガラス

処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）

４）せっこうボード（再生資源化を図らないもの）

・石綿含有せっこうボード
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
※埋立処分（管理型最終処分場）

・ひ素、カドミウム含有せっこうボード
【注：現場説明書【発生材】１が判明している場合に記載。】
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・製造業者に回収委託　・埋立処分（管理型最終処分場）

・石綿、ひ素、カドミウム含有以外のせっこうボード
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
※埋立処分（管理型最終処分場）

５）その他の発生材

・石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形版
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設）

・除去したアスベスト含有吹付け材等
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設）

・除去したアスベスト含有保温剤
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設）

・ＣＣＡ処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）

・（　　）
処理数量　　（　）ｔ
搬出先施設名、住所、距離（km）
（　　）

	・中間処理　・最終処理 ・（　　） 処理数量　　（　）ｔ 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・中間処理　・最終処理 ６）産業廃棄物広域認定制度の活用 ・ 処理数量　　（　）ｔ 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。

5章　特別管理産業廃棄物の処理

項　　目	特　　記　　事　　項
・施工調査	《5.1.2》 特別管理産業廃棄物の分析調査 ・行う　　・行わない
・特別管理産業廃棄物の処分等	《5.4.1》《5.4.5,6》 1)特別管理産業廃棄物 ・廃アスベスト 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・中間処理　・最終処理 ・廃油 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・中間処理　・最終処理 ・臭化リチウム水溶液等 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・中間処理　・最終処理 ・鉛蓄電池 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・中間処理　・最終処理 ・アルカリ蓄電池 処理数量　　（　）t 搬出先施設名、住所、距離（km） （　　） ・中間処理　・最終処理
・PCB を含む機器類	《5.4.3》 微量 PCB の分析調査 ・行う　　・行わない
・PCB 含有シーリング材	《5.4.4》 分析調査 ・行う　　・行わない 撤去

	・行う　　・行わない
・ダイオキシン類	《5.4.7》 サンプリング調査 ・行う　　・行わない 廃棄物の焼却施設の解体方法及び処分方法 ・図示　　・

６章　アスベスト含有建材の除去及び処理

項　　目	特　　記　　事　　項
・アスベスト含有建材の除去及び処理	《6.1.1～6.5.3》 施工調査 ※アスベスト含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。 調査範囲（・　　・図示　　） 貸与資料（　　） ・分析によるアスベスト含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	定性分析 （JISA 1481-2）	定量分析 （JISA 1481-3）
	・ 箇所数（　　）	・ 箇所数（　　）
	・ 箇所数（　　）	・ 箇所数（　　）
	・ 箇所数（　　）	・ 箇所数（　　）

サンプル数　　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・図示　　・

・アスベスト粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・計　点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・計　点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・計　点
・	測定 4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 ・計　点
・	測定 5		処理作業室外（敷地境界）	・計　点
・	測定 6	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・計　点
・	測定 7	処理作業後シート撤去後１週間以降	処理作業室内	・計　点
・	測定 8		調査対象室外部の付近	・計　点

アスベスト含有建材、アスベスト含有吹付け材の除去工法

	※解体共通仕様書 6.3.2 による ・ 除去したアスベスト含有吹付け材等の固形化 ・行う ・行わない アスベスト含有建材、アスベスト含有吹付け材の処分 4 章　建設廃棄物の処理による。

7章　特殊な建設副産物の処理

項　　目	特　　記　　事　　項
・施工調査	《7.1.3》 特殊な建設副産物の調査 ・行う ・行わない
・特殊な建設副産物の回収及び処分	《7.3.1》 特殊な建設副産物の回収及び処分 ・フロン 対象機器名称（　　） 搬出先業者又は施設名、住所、距離（km） （　　） ・ハロン 対象機器名称（　　） 搬出先業者又は施設名、住所、距離（km） （　　） ・イオン化式感知器 対象機器名称（　　） 搬出先業者又は施設名、住所、距離（km） （　　） ・六ふっ化硫黄（SF_6）ガス 対象機器名称（　　） 搬出先業者又は施設名、住所、距離（km） （　　） ・ 対象機器名称（　　） 搬出先業者又は施設名、住所、距離（km） （　　）

【　様　式　１　】

平成　　年　　月　　日

原子力規制委員会原子力規制庁　担当者殿

質　問　書

「平成３１年度原子力艦環境放射能調査設備（金武中城港海軍桟橋（１号）局）更新整備に係る設計業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中 枚目

〈質問箇所について〉

資料名	例）　〇〇書
ページ	例）　Ｐ〇
項目名	例）　〇〇概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式１ 枚につき１ 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、本件入札参加事業者の全てに公表する。（電話等による個別回答はしない。）但し、質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制委員会原子力規制庁の支障をきたすものに関する内容については、公表しない。